

スマホソフトウェア競争促進法に関する指針

令和 7 年 8 月 2 0 日

公正取引委員会

目 次

第 1	はじめに	3
第 2	基本的考え方	3
1	特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性	3
2	法と独占禁止法との関係	4
第 3	禁止行為及び講ずべき措置についての考え方	4
1	法第 5 条（取得したデータの不当な使用の禁止）	4
2	法第 6 条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）	11
3	法第 7 条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）	20
	（ 1 ）第 1 号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）	20
	（ 2 ）第 2 号（OS 機能の利用を妨げることの禁止）	34
4	法第 8 条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）	46
	（ 1 ）第 1 号（代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止）	46
	（ 2 ）第 2 号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止）	53
	（ 3 ）第 3 号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）	61
	（ 4 ）第 4 号（指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止）	66
5	法第 9 条（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）	67
6	法第 10 条（データの取得等の条件の開示に係る措置）	77
7	法第 11 条（取得したデータの移転に係る措置）	82
8	法第 12 条（標準設定等に係る措置）	87
9	法第 13 条（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）	97
第 4	遵守報告についての考え方	107
1	法の円滑かつ適切な運用の観点を踏まえた遵守報告に係る基本的考え方	107
2	遵守報告書により報告すべき具体的内容	108
第 5	関係行政機関との連携の在り方	110
1	関係行政機関との連携に係る基本的考え方	110
2	具体的な連携の流れ	110

第 1 はじめに

本指針は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(令和 6 年法律第 58 号。以下「法」という。)第 46 条の規定に基づき、法第 3 章第 1 節の指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び同章第 2 節の指定事業者の講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為の明確化とともに、公正取引委員会における法の運用に当たっての方針の明確化によって、法の円滑かつ適切な運用に資することを狙いとするものである。

なお、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア(基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン)を巡っては、新たな技術やサービスが次々と出現し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする。

第 2 基本的考え方

1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となる中では、個別アプリ事業者間における個別ソフトウェアの提供を巡る競争を始めとして、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争が確保されることが重要である。そうした公正かつ自由な競争を通じて、新たにアプリストアが参入したり、新たなスマートフォンの機能を利用したサービスを提供する個別ソフトウェアが登場したりするなど、特定ソフトウェア及び個別ソフトウェアについてのイノベーションが促進され、スマートフォンの利用者である消費者は、それによって生まれる多様なサービスを選択できるなどの恩恵を享受することができる。

特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のためには、法の円滑かつ適切な運用が不可欠である。公正取引委員会としては、競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促すとともに、法第 5 条から第 9 条までの禁止行為に係る規定に違反する行為が行われている場合及び法第 10 条から第 13 条までの講ずべき措置に係る規定が遵守されていない場合には厳正に対処することになる。また、特定ソフトウェアに係る市場には指定事業者以外にも個別アプリ事業者等の様々な利害関係者が存在するところ、これらの利害関係者とも日常的な対話を行うとともに、関係行政機関及び諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、法の円滑かつ適切な運用を行っていくことになる。

加えて、スマートフォンの利用者も重要な利害関係者であるところ、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要に

なる。

このように、指定事業者を含む様々な利害関係者と対話等を行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における事業者間の競争環境の整備を図っていく。

2 法と独占禁止法との関係

法第 5 条から第 9 条までの禁止行為に係る規定に違反する行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反に類型的に該当する行為である。形式的な行為要件への該当性に基づき違反に係る事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定した趣旨を踏まえれば、法と独占禁止法が重複する事案（対象事業者及び行為）について、原則として法を優先して適用する。

また、例えば、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権が存在することを理由とする技術の利用に係る制限行為（注）については、当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討するという従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第 5 条から第 9 条までに違反しないと判断することとなる。

（注）技術の利用に係る制限行為には、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為、他の者に当該技術を利用できる範囲を限定して許諾する行為及び他の者に当該技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限を課す行為がある。

第 3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

法第 3 章第 1 節の指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び同章第 2 節の指定事業者の講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為を明確化するため、以下では、これらの条項ごとに、各規定についての基本的考え方、規定に係る具体的な考え方、規定に違反する想定例等について整理している。

なお、後記の想定例はあくまで仮想的な事例を列挙したものであり、法の適用に当たっては、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。また、後記の想定例に記載されていない行為であっても、個別具体的な事情を踏まえて、法に違反すると判断される場合もある。

1 法第 5 条（取得したデータの不当な使用の禁止）

（ 1 ）基本的考え方

法第 5 条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指

定を受けたものをいう。以下 1 において同じ。) が、他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者に対するその指定に係る特定ソフトウェアの提供等に伴い取得したデータ(既に公開されているデータを除く。)を当該他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させることを禁止している。

指定事業者が、こうしたデータを含め、自ら取得したデータを活用することは、一般に、イノベーションの促進に資する観点から望ましいことである。他方で、指定事業者が、その指定に係る特定ソフトウェアの提供等を行う立場から収集したデータを、自ら(又はその子会社等)の商品又は役務の提供のために使用する行為は、他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者と比べて当該商品又は役務のマーケティングや開発等の観点から優位性を持つこととなるという競争上の問題を生じさせ得るものであることから、当該データの使用を禁止することで、当該競争上の問題の発生を防止し、個別ソフトウェア等に係る競争を促進しようとするものである。

(2) 法第 5 条に係る具体的考え方

ア 法第 5 条の規定の対象となるデータについて

指定事業者がどのようなデータを取得しているかは、網羅的に確認することが困難である。また、特定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化は著しい。

このような観点を踏まえ、法第 5 条の規定の対象となるデータについては、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則(令和 6 年 12 月 13 日公正取引委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)でその類型を定めた上で、本指針において主に想定されるデータの具体例を列举するとともに、特定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化に合わせて必要に応じて本指針の見直しを行っていく。

なお、以下(ア)から(エ)までに列挙したデータの具体例はあくまで例示であり、以下で例示されていないデータに関して、法第 5 条の規定の適用を妨げるものではない。同条の規定の対象となるデータに該当するかは、規則の規定に照らしつつ、個別具体的な事案に応じて個別に判断されることとなる。

(ア) 共通の項目(スマートフォンの利用者に係るデータ)

規則第 14 条第 1 号及び第 15 条第 1 号に規定する「当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に係るデータ」並びに第 16 条第 1 号に規定する「当該ウェブページを閲覧するスマートフォンの利用者に係るデータ」の具体例としては、以下のデータが挙げられる。

- ・スマートフォンの利用者の属性(氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等)に係るデータ
- ・スマートフォンの利用者又はスマートフォン端末等の識別子(アカウント ID、ク

109 ッキー、広告 ID、IP アドレス等)に係るデータ

110 ・スマートフォンの利用者による支払に必要なデータ(クレジットカード番号、金融
111 機関又は決済代行業者等の口座番号等)

112 なお、これらのデータについては、例えばスマートフォンの利用者がスマートフォ
113 ンの初期設定時に入力することがあるなど、指定事業者がスマートフォンの利用者
114 による個別ソフトウェアの利用又はウェブサイトの閲覧を介さず、当該利用者か
115 ら直接的に取得する場合がある。指定事業者が自ら(又はその子会社等)の商品又は
116 役務の提供のためにこうしたデータを利用したとしても、前記(1)の競争上の問題を
117 特段生じさせるものではないことから、規則第14条第1号、第15条第1号及び
118 第16条第1号で定めるデータからは、スマートフォンの利用者によって個別ソフト
119 ウェアの利用又はウェブページの閲覧を伴わずに提供されたものを除いている。し
120 たがって、指定事業者がスマートフォンの利用者から直接取得したデータのみを、他
121 の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係に
122 ある商品又は役務の提供のために利用したとしても、法第5条の規定に違反しない。

123
124 (イ) 基本動作ソフトウェア関係

125 法第5条第1号の「他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る
126 当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した」とは、個別ア
127 プリ事業者が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンの利用者が利用する際に指
128 定事業者(基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものをいう。以下(イ)におい
129 て同じ。)がデータを取得した場合のほか、個別アプリ事業者が個別ソフトウェアを
130 提供するに当たり指定事業者が個別ソフトウェアを審査する場合には、当該審査時
131 にデータを取得した場合も含まれる。

132 規則第14条第2号及び第3号に規定するデータの具体例としては、それぞれ以下
133 のデータ(これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。)が挙げられる。

134 a 「スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された
135 又は提供されたデータ」

136 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアのダウンロード並びにインス
137 トール及びアンインストールの状況に係るデータ

138 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用時間、利用期間及び利用
139 頻度に係るデータ

140 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用に係る位置情報データ

141 ・個別ソフトウェア内で表示された又は個別ソフトウェアが起動したブラウザに
142 より表示されたウェブサイトに係るデータ

143 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用に伴う購入履歴その他
144 の利用状況に係るデータ

- ・個別ソフトウェアが利用した、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能（以下「OS 機能」という。）及びその利用状況に係るデータ
- ・個別ソフトウェアの作動中のエラーに係るデータ
- ・個別ソフトウェアの使用したメモリ及び消費電力その他の作動上の機能に係るデータ

b 「当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ」

- ・個別ソフトウェアのサービス内容に係るデータ
- ・個別ソフトウェアが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ
- ・その他個別ソフトウェアの技術的仕様に係るデータ

(ウ) アプリストア関係

法第 5 条第 2 号の「他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した」とは、個別アプリ事業者がアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供するとき又は提供した後にアプリストアを通じて個別ソフトウェアを更新するときに指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものをいう。以下（ウ）において同じ。）がデータを取得した場合のほか、当該個別ソフトウェアを提供するに当たり指定事業者が当該個別ソフトウェアを審査するときにデータを取得した場合も含む。

規則第 15 条第 2 号及び第 3 号に規定するデータの具体例としては、それぞれ以下のデータ（これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。）が挙げられる。

a 「スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された又は提供されたデータ」

- ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアに係るアプリストアへのアクセス状況及びアプリストアにおける検索状況に係るデータ
- ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアのダウンロード並びにインストール及びアンインストールの状況に係るデータ
- ・個別ソフトウェアに係る通知への反応に係るデータ
- ・個別ソフトウェアに係る評価及びコメントに係るデータ
- ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアに係る購入履歴その他の利用状況に係るデータ
- ・個別ソフトウェアの作動中のエラーに係るデータ

b 「当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ」

- ・個別ソフトウェアのサービス内容に係るデータ

- ・個別ソフトウェアが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ
- ・その他個別ソフトウェアの技術的仕様に係るデータ

(エ) ブラウザ関係

法第 5 条第 3 号の「他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した」とは、ウェブサイト事業者がウェブページを提示するとき又は提示した後に指定事業者（ブラウザに係る指定を受けたものをいう。以下（エ）において同じ。）がデータを取得した場合をいう。

規則第 16 条第 2 号及び第 3 号に規定するデータ的具体例としては、それぞれ以下のデータ（これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。）が挙げられる。

a 「スマートフォンの利用者が当該ウェブページを表示する際に生成された又は提供されたデータ」

- ・スマートフォンの利用者によるウェブページの表示回数に係るデータ
- ・スマートフォンの利用者によるブラウザでの利用時間、利用期間及び利用頻度に係るデータ
- ・ブラウザが利用した OS 機能及びその利用状況に係るデータ
- ・ブラウザ経由で起動した他の個別ソフトウェア及びその利用状況に係るデータ
- ・ブラウザにおける使用言語に係るデータ
- ・スマートフォンの利用者によるブラウザでの閲覧履歴、ダウンロード履歴及びブックマークに係るデータ
- ・スマートフォンの利用者によるブラウザに係るプラグインのインストール及びアンインストールその他の利用状況に係るデータ
- ・ウェブページの作動中の表示エラー、プラグインのクラッシュ等の状況に係るデータ

b 「当該ウェブページの内容及び仕様に係るデータ」

- ・ウェブページの内容に係るデータ
- ・ウェブページが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ
- ・その他ウェブページの技術的仕様に係るデータ

(オ)「既に公開されているデータ」について

「既に公開されているデータ」を指定事業者が使用しても、他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者との競争に係る前提条件は同一であることから、法第 5 条の規定の対象となるデータから除かれている。「既に公開されている」とは、例えばウェブページ上で記載されている、アプリストアで掲載されている、個別ソフトウェア自体に記載されている、又は市場情報サービスのような関係事業者が容易にアク

セスすることができる情報源等の誰もが利用可能な方法で取得及び閲覧できる場合をいう。

これに関連し、指定事業者が取得したデータが既に公開されているデータ以外のデータであっても、取得元の個別ソフトウェア又はウェブページを提供等する個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による同意の上で、両者が提携して商品又は役務の開発のために当該データを共有し使用することは想定され得る。法第5条の規定は、そのような事業の提携に伴うデータの共有及び使用を禁止するものではないが、このようなデータの共有及び使用が行われる場合には、当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者との十分な協議の上に当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が納得して合意したものでなければならない。

なお、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者が、データの共有等を強制するなど、他の個別アプリ事業者に対して不公正な取扱いをした場合には、法第6条の規定に違反する可能性がある。

イ 取得したデータを加工等した場合

指定事業者が取得した前記ア(ア)から(エ)までのデータに、当該データ以外のデータを組み合わせるなどの加工を行ったデータや、当該データについて統計的処理を行うことで得られたデータについても、法第5条の規定の対象となる。

また、指定事業者が、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用又は他のウェブサイト事業者が提示するウェブページのブラウザによる表示に伴い取得したデータを相互に組み合わせた場合も、法第5条の規定の適用を妨げるものではない。

ウ 「当該他の個別アプリ事業者(又はウェブサイト事業者)が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること」について(法第5条第1号から第3号まで共通)

(ア)「競争関係にある商品又は役務」とは、スマートフォンの利用者から見て同種の商品又は役務をいい、個別ソフトウェア又はウェブサイト(例えば、動画視聴のための個別ソフトウェアや動画配信サービスを提供するウェブサイト)はもとより、個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務(例えば、忘れ物防止タグやクラウドストレージサービス)も含む。

他方で、一般に、基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザを通じて取得したデータを、それぞれの特定ソフトウェアの機能の改善のために使用することは、イノベーションの促進の観点からも妨げられるものではなく、このようなデータの使用は、原則として「競争関係にある」商品又は役務の提供のために使用したとはいえない。もっとも、例えば他の個別アプリ事業者が個別ソフトウェアとして提供して

いる機能を基本動作ソフトウェアの一部に含めた場合(例えば、バッテリー容量の管理のための個別ソフトウェアについて、当該バッテリー容量管理機能を基本動作ソフトウェアの機能として組み込む場合)には、当該基本動作ソフトウェアの機能も当該個別ソフトウェアと競争関係にあるといえる。

さらに、「競争関係にある」とは、潜在的な競争関係も含むものであり、例えば、他の個別アプリ事業者が提供を開始する前の個別ソフトウェアについて、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者が当該個別ソフトウェアを事前に審査する際に取得したデータを使用する場合でも、当該個別ソフトウェアが提供を開始する前であることのみをもって競争関係にないとはいえない。

(イ)競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したかどうかについては、競争関係にある商品又は役務の類似性又は関連性、開発又は改良の時期、開発又は改良に必要なデータかどうかなどの考慮要素に従って、総合的に判断される。競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したと認められ、法第5条の規定に違反する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

＜想定例(想定例においては、個別ソフトウェアを「アプリ」ともいうことがある。以下同じ。)＞

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発し当該基本動作ソフトウェアを搭載するスマートフォンで提供しているαアプリ(スマートフォンの周辺機器の操作用個別ソフトウェア)の利用状況に係るデータを使用して、当該周辺機器と類似の機能を有する周辺機器を開発し提供を開始した場合。【想定例1】
- アプリストアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発した個別ソフトウェア(βアプリ)内における当該指定事業者が提供する支払管理役務での課金に伴い当該アプリストアが取得するスマートフォンの利用者の購入履歴データを使用し、当該指定事業者が提供する類似の個別ソフトウェア(γアプリ)内における課金アイテムの販売促進の観点から、βアプリ内において頻繁に課金アイテムを購入するスマートフォンの利用者に対して宣伝活動を重点的に行った場合。【想定例2】

(ウ)「使用」については、様々な態様で行われ得るものであり、目的(「競争関係にある商品又は役務の提供のため」との関連性と、データの「使用」の態様を勘案し、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したと認められるかを判断する。例えば、競争関係にある商品又は役務の提供のためにしか利用できないようなデータの加工が行われたと認められた場合には、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したことが強く推認される。

他方で、データの使用に係る内部規律を整備している指定事業者は、競争関係にある商品又は役務の提供に利用し得るデータについて、指定事業者における内部規律が機能することで当該データを管理する部門から当該商品又は役務の開発を行う部門に当該データの共有が行われなかった場合には、当該内部規律が適切に機能することで法第 5 条の規定に違反する行為が未然に防止されたものと評価される。

(3) 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

法第 5 条の規定の対象となるデータの使用が行われたか否かについては、公正取引委員会を含め、外部からの確認は容易ではない。また、一般に、データの活用それ自体はイノベーションを促進するものであることも踏まえると、法第 5 条の規定に違反する行為の防止のためには、指定事業者による社内体制の整備を通じた実効性確保が重要である。

そのため、指定事業者においては、競争関係にある商品又は役務のために使用することを防ぐためのデータ管理体制や意思決定プロセスの透明化等の内部規律を整備することが望ましい。こうしたデータ管理体制を整備した場合については、指定事業者及び関連する事業者の事業活動に支障のない範囲で、法第 10 条の規定に基づき開示が求められるものであり、当該開示を通じて、法第 5 条の規定を遵守していることが確認できるようになることが期待される。

(4) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

法第 14 条の遵守報告書で記載すべき事項及びその添付資料については、法第 10 条の規定に係る報告事項と共通であり、法第 10 条の規定の遵守に係る報告と法第 5 条の規定の遵守に係る報告とを併せて行うことが求められる（後記 6（ 3 ）参照）。

2 法第 6 条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

(1) 基本的考え方

法第 6 条は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリストアに係る指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアに関して、個別アプリ事業者に対し、他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いをすることを禁止している。

法第 6 条は、個別アプリ事業者に対する様々な不公正な取扱いを規制するものであり、同条の規定の適用を行う場合として、典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対して審査等（ある個別ソフトウェアが基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件を満たすか否かを確認する枠組みをいい、手動による確認だけでなく自動確認プロセスによるものも含む。以下 2 から 4 までにおいて同じ。）を行う場合（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が代替アプリストア（基本動作ソフトウェアに係る指定事業

者（その子会社等を含む。）以外の事業者が提供するアプリストアをいう。以下同じ。）を利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合を含む。詳細は後記（２）アを参照。）が挙げられる（詳細は後記（３）を参照）。

（２）法第６条の規定の適用について

ア 指定事業者による個別ソフトウェアの審査等

前記（１）のとおり、法第６条は、典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等における審査項目及びその運用について規定するものである。これには、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う審査等に加えて、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う審査等も含まれる。こうした審査等を行うことそれ自体は法第６条の規定に違反するものではないが、当該審査等における審査項目及びその運用において、「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」が行われれば、法第６条の規定に違反する。

指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等では、一般に、サイバーセキュリティの確保等（後記３（１）エ（ア）参照）の観点からの審査項目（注１）が設定されており、当該項目に基づく審査等を行うことは、通常、不当に差別的又は不公正なものとはいえず、法第６条の規定に違反しない。

指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目（例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止するための項目）や、いわゆるダークパターン（注２）を防ぐ観点からの審査項目が設定されることもある。当該項目に基づく審査等を行うことは、通常、不当に差別的又は不公正なものとはいえず、法第６条の規定に違反しないが、当該項目の判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合はこの限りでない。

また、指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアを利用する個別ソフトウェアに一定の統一性を図る観点からの審査項目を設定することもある。こうした一定の統一性を図る観点からの審査項目は、無制限に法第６条の観点から問題がないと認められるわけではなく、品質の向上を含む基本動作ソフトウェア又はアプリストア間での競争を促進する法の趣旨に照らしてその可否が検討されることになる（例えば、ウィジェットや通知を個別ソフトウェアのコンテンツや機能と関連性のあるものに限定する項目、個別アプリ事業者への連絡方法が個別ソフトウェア内で明示されるようにする項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第６条の規定に違反しない。）。

なお、審査項目それ自体が法第６条の規定に違反しない場合であっても、当該項目の

判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合には、法第 6 条の規定に違反することとなる（注 3）。

（注 1）総務省が開催している有識者会議である「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会 利用者情報に関するワーキンググループ」が公表している「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」（令和 6 年 11 月 29 日公表。以下「SPSI」という。）は、関係する国内法令等の趣旨を取り入れつつ、諸外国における制度の動向や、民間事業者における取組等も踏まえながら、スマートフォンの利用者のプライバシーやセキュリティの確保の観点から、スマートフォンアプリケーションに係る関係事業者等が取り組むことが望ましい事項を定めている。SPSI では、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護等の観点から、個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者等における望ましい取組がまとめられており、指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、法第 6 条の観点から通常問題がないような個別ソフトウェアに係る審査項目の例として参考になる。

（注 2）SPSI においては、ダークパターンは、「サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、ユーザーインターフェースを設計・構成・運営すること。」と定義されている。

（注 3）法第 6 条の規定の適用に関しても、公正取引委員会は、必要があると認めるときは、専門の知見を有する関係行政機関の意見も十分に斟酌しながら、判断を行っていくこととする（関係行政機関との連携の在り方については、後記第 5 の 2（2）参照）。

イ 他の条項との適用関係（迂回的行為への対応）

前記（1）のとおり、法第 6 条は個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを規制するものであり、法第 7 条又は第 8 条の禁止行為に該当し、法第 7 条又は第 8 条の規定に違反する行為は、法第 6 条の禁止行為に重複して該当し、同条の規定に違反することもあるが、このような場合においては、原則として法第 7 条又は第 8 条の規定を優先的に適用する。

他方で、法第 7 条又は第 8 条の禁止行為としての要件を形式的には満たさないものの、法の他の条項の趣旨に照らして当該禁止行為に係る規定の迂回的行為と考えられる場合であって法第 6 条の禁止行為に該当する場合には、法第 6 条の規定の適用を行うものとする。ただし、法第 7 条各号の禁止行為又は第 8 条第 1 号ないし第 3 号の禁止行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）に該当する行為であっ

ても、当該行為がそれぞれ法第7条ただし書又は第8条ただし書に該当する場合、すなわち正当化事由が認められる場合には、当該行為は法第6条の規定に違反しない。

なお、指定事業者が、個別ソフトウェアの審査等を行うことそれ自体は、直ちに法第7条又は第8条の禁止行為に該当するわけではないことから、個別アプリ事業者の個別ソフトウェアに対する審査等は、まずは法第6条の禁止行為への該当性を判断することになる。この点について、法第6条の規定に違反しない範囲内で行われた指定事業者による審査等の結果であれば、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の当該基本動作ソフトウェアにおいて特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合（例えば、前記アの公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等により、多数の特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合）であっても、代替アプリストアの提供を妨げるものとはいえず、法第7条第1号の禁止行為に該当することとはならない。

(3)「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施」について

「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件」については、個別アプリ事業者による基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件を広く含む。例えば、スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用するに際して表示される表示内容やその方法、表示におけるデザインなどに係る条件、アプリストアにおける審査項目などが該当する。基本動作ソフトウェア及びアプリストアのいずれについても、それらを提供する指定事業者が個別アプリ事業者に対して設定する条件は多岐にわたるものであり、当該条件の設定の方法（例えば、基本動作ソフトウェアのライセンス契約やアプリストアにおける商品供給契約を通じた条件の設定）を問わず、指定事業者が個別アプリ事業者に何らかの条件を求めていれば、当該条件は全て法第6条の規定の対象となる。

「当該条件に基づく取引の実施」については、個別アプリ事業者による基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件それ自体だけでなく、当該条件に基づく取引の実施の場面についても法第6条の規定の対象とするものである。すなわち、基本動作ソフトウェア又はアプリストアを提供する指定事業者が、当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件を設定したとして、その条件それ自体は不公正な取扱いとはいえないものであっても、当該条件の遵守を求める場面において行われる指定事業者の行為は、全て法第6条の規定の対象となる。

(4)「不当に差別的な取扱い」について

「不当に差別的な取扱い」とは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリストアに係る指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対して自己と異なる取

扱いをし、又は一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱い
をすることをいう。ここでいう「取扱い」とは、基本動作ソフトウェア又はアプリストア
の利用に係る条件の設定若しくは変更又は当該条件の運用その他方法を問わず、個別ア
プリ事業者の事業活動に何らかの影響を与えることをいう。

指定事業者による前記のような取扱いに係る合理的な理由の有無は、そのような取扱
いをする目的、そのような取扱いがスマートフォンの利用者や当該指定事業者の提供す
る特定ソフトウェアの事業に与える影響、当該目的のために他に取り得る手段の有無及
び内容、並びにそのような取扱いにより他の個別アプリ事業者が受ける不利益の内容及
び程度等を総合的に勘案して判断される。

なお、前記のような取扱いをする目的として、例えば、指定事業者の特定ソフトウェア
の提供に係る事業において、単に事業経営上の合理性のみを追求し、スマートフォンの利
用者及び個別アプリ事業者に何ら還元されないコストの削減の場合には、通常、ここで
いう合理的な理由がないものと判断される。

指定事業者が個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをし、又は一部の個別ア
プリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをする場合において、そのよ
うな取扱いの必要性や当該取扱いの合理性が存在しなければ、通常、法第6条の「不当に
差別的な取扱い」に該当する。

ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による「不当に差別的な取扱い」に該当する
行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

なお、以下の行為については、典型的に法第6条に該当する行為としての想定例を列
挙したものであるが、行為の態様によっては法の他の条項との関係で問題となり得る
ものもある（以下（4）及び（5）の想定例について同じ。）。

< 想定例 >

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソ
フトウェアに対して審査等を行う場合に、特定の個別アプリ事業者に対してのみ、追
加的な審査項目を設けること。ただし、例えば、子ども向けの個別ソフトウェアに対
して不適切なコンテンツを提供しないことを求める追加的な審査項目を設けること
や、個別ソフトウェアのアプリ内課金に対してダークパターンを防ぐためのスマー
トフォンの利用者への情報提供を行うことを求める追加的な審査項目を設けること
は、通常、合理的な理由が認められる。【想定例3】
- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソ
フトウェアに対して審査等を行う場合に、当該審査項目に適合しない不適切なコン
テンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該代替アプリストアにお
ける提供や当該基本動作ソフトウェアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者

には制御できない要因(例えば、他の個別アプリ事業者に起因する遅延)もないのに、当該審査等を長期化させたりするなど、特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。【想定例 4】

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該指定事業者により提供される OS 機能が利用している他の OS 機能について、その実現を困難にさせる技術的制約やサイバーセキュリティの確保等(後記 3(1)エ(ア)参照)の観点からの問題がないにもかかわらず、当該指定事業者(その子会社等を含む。)以外の個別アプリ事業者に対して同等の性能での当該 OS 機能の利用を認めないこと。【想定例 5】

イ アプリストアに係る指定事業者による行為

アプリストアに係る指定事業者による「不当に差別的な取扱い」に該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等において、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査項目を追加する特段の事情がないにもかかわらず、追加的な審査項目を設けること。【想定例 6】
- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等において、当該審査項目に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該アプリストアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者には制御できない要因(例えば、他の個別アプリ事業者に起因する遅延)もないのに、当該審査等を長期化させたりするなど、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者を不利に扱う、又は特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。【想定例 7】
- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等において、スマートフォンの利用者に紐付いた広告 ID 等の識別子を使用して当該利用者を識別し広告事業に用いる行為について、個別アプリ事業者による当該行為の対象範囲及び態様は同様でありスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からのリスクに差異がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関しては当該リスクを強調した否定的な説明からなるポップアップ表示を行うことを条件とする一方で、当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアに関しては安全性を強調した説明からなるポップアップ表示を行うこと。【想定例 8】
- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの機能(例えば、ペアレンタルコントロール機能)について、その実現が困難な事情がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者に対しては利用を認めない、又は特定の個別アプリ事業者に対してのみ当該機能の利用を可能にすること。【想定例 9】

○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおけるアプリランキング等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングにおいて、実態とは異なるように、当該指定事業者の個別ソフトウェア若しくは特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを上位に表示する、又は当該アプリストアにおける検索の結果において、当該指定事業者の個別ソフトウェア若しくは特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを優先的に表示すること。【想定例 10】

○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおけるアプリランキング等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングにおいて、特段の事情がないにもかかわらず、実態とは異なるように、特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは下位に表示する、又は当該アプリストアにおける検索の結果において、指定事業者が特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは劣後して表示すること。【想定例 11】

(5) 「その他の不公正な取扱い」について

「その他の不公正な取扱い」とは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリストアに係る指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える取扱いをすることをいう。ここでいう「取扱い」の意味並びに合理的な理由の意味及び当該合理的な理由の有無の判断方法については、前記(4)と同様である。

指定事業者が個別アプリ事業者に対し、その事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える取扱いをする場合において、そのような取扱いの必要性や当該取扱いの合理性が存在しなければ、通常、法第6条の「その他の不公正な取扱い」に該当する。

ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による「その他の不公正な取扱い」に該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合に、いずれの個別ソフトウェアに対しても、サイバーセキュリティの確保等(後記3(1)エ(ア)参照)の観点からの必要性がないにもかかわらず、審査等の結果として明確な理由を伝えることなく代替アプリストアにおける提供を拒否し、又は明確な理由を伝えることなく長期間にわたり審査等の結果を保留すること。【想定例 12】

○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対して OS 機能の利用を認めるに当たり、当該利用により当該個別アプリ事業者が得られる利益等を

勘案して合理的と認められる範囲を超える不利益を与える又は当該指定事業者が提供する別の商品又は役務を義務的に購入又は利用させるような条件を一方的に設けること。【想定例 13】

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該指定事業者の他の事業（例えば、広告事業）に影響を及ぼすことを理由として、個別アプリ事業者の個別ソフトウェア（例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア）の当該基本動作ソフトウェアにおける動作を停止すること。【想定例 14】

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に対して、当該指定事業者の行為が法に違反する疑いがあると思料したとしても、当該行為について裁判所その他の公的機関に訴訟の提起その他報告等を行うことを制限するような条件を設けること。【想定例 15】

イ アプリストアに係る指定事業者による行為

アプリストアに係る指定事業者による「その他の不公正な取扱い」に該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアで提供される個別ソフトウェアについて、当該アプリストアの利用規約に違反する等の事情や当該指定事業者には制御できない要因（例えば、他の事業者に起因する遅延）がないにもかかわらず、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者のアカウントを停止すること、又は当該個別ソフトウェアの提供を停止すること。【想定例 16】
- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等において、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、特段の事情がないにもかかわらず、当該アプリストアでの販売価格が代替アプリストア又はウェブサイトでの販売価格より高くないこと、当該アプリストアでの販売価格が当該指定事業者の基本動作ソフトウェアを搭載した端末以外の端末（例えば、PC やタブレット）で提供される当該アプリストアでの販売価格より高くないこと、個別アプリ事業者が費用を投じて行ったオフラインでのプロモーション（書籍や玩具に掲載されたバーコード又はイベントや映画の来場者特典としてのシリアルコード経由での限定アイテム配布）により配布された、個別ソフトウェア内で利用するためのアイテム等のデジタルコンテンツについて、同一のデジタルコンテンツが当該個別ソフトウェア内で販売されていない限り、当該デジタルコンテンツが利用できないようにすることを求める条件を設けること。【想定例 17】
- アプリストアに係る指定事業者が、スマートフォンの利用者による特定の個別ソフトウェアの名称を入力して行われた当該アプリストア内検索の結果において、当

該特定の個別ソフトウェアと競争関係にある当該指定事業者の個別ソフトウェアを
毎回隣接するように固定して表示する、又は当該特定の個別ソフトウェアと競争関
係にある当該指定事業者の個別ソフトウェアの広告を毎回隣接するように固定して
表示すること。【想定例 18】

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて提供される個別ソ
フトウェアの利用者からの返金要求に対し、個別アプリ事業者ではなく指定事業者
自らがその返金の可否を判断する場合において、個々の返金要求の妥当性を検証す
るための対応（指定事業者における自動確認プロセスを含む。）を適切に行うことな
く認容し、不正な返金要求に対しても個別アプリ事業者が返金を行わざるを得ない
状況を常態化させること。【想定例 19】

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお
いて、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、個別アプリ事業者による柔軟な価格
設定を許容することを困難とする制約等がないにもかかわらず、個別ソフトウェア
を提供する個別アプリ事業者の柔軟な価格設定を阻害するような幅の広い段階毎に
設定した価格表に基づく価格設定を求めること。【想定例 20】

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお
いて、当該指定事業者の他の事業（例えば、広告事業等）に影響を及ぼす個別ソフ
トウェア（例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア等）を提
供しようとする個別アプリ事業者に対して、当該個別ソフトウェアの提供を取り止
めない限り、当該個別アプリ事業者のアカウントを停止する、又は当該個別ソフ
トウェアのアプリストアにおける提供を停止する等の条件を設けること。【想定例 21】

- アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて個別ソフトウェア
を提供する個別アプリ事業者に対して、当該指定事業者の行為が法に違反する疑い
があると思料したとしても、当該行為について裁判所その他の公的機関に訴訟の提
起その他報告等を行うことを制限するような条件を設けること。【想定例 22】

（６）法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

法第 6 条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動作ソフトウェア又はア
プリストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

- 「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」が行われないことを確保するた
めに必要な体制及び手続の整備に係る取組

指定事業者は、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係
る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、「不当に差別的な取扱いその他の不
公正な取扱い」が行われないことを確保するために、必要な体制及び手続を整備す
ることが望ましい。当該体制及び手続を整備した場合には、当該基本動作ソフトウェア又は
アプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、以下の取

組を行うことが望ましい。

- ・ 「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」の有無を指定事業者の社内において定期的に確認すること。
- ・ 全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをする場合には、当該取扱いの理由についてその根拠を示しつつ個別アプリ事業者に説明すること。
- ・ 指定事業者が公正な取扱いを行っていることをその客観的な根拠を示しつつ個別アプリ事業者に説明すること。

(7) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

指定事業者は、法第 6 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者

- 個別アプリ事業者による基本動作ソフトウェアの利用に係る条件又は当該条件に基づく取引の実施について、全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをしている場合には、その内容及びそのような取扱いをする理由。

イ アプリストアに係る指定事業者

- 個別アプリ事業者によるアプリストアの利用に係る条件又は当該条件に基づく取引の実施について、全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをしている場合には、その内容及びそのような取扱いをする理由。

3 法第 7 条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(1) 第 1 号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）

ア 基本的考え方

法第 7 条第 1 号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者又はその子会社等（以下 3 において「指定事業者等」という。）が提供するものに限定することのほか、他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを利用することを妨げることを禁止している。

こうした基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による代替アプリストアの提供を妨げるような行為を禁止することで、代替アプリストアの新規参入を促し、アプリスト

アに係る競争を促進しようとするものである。

イ 法第 7 条第 1 号に係る具体的考え方

(ア) アプリストアを当該指定事業者が提供するものに「限定する」行為

法第 7 条第 1 号イの「当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者...が提供するものに限定する」とは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを指定事業者等が提供するものに限定する行為をいう。そうした行為には、当該指定事業者が、スマートフォンの利用者との契約等において代替アプリストアの利用を禁止する行為や、当該基本動作ソフトウェアの技術的仕様を通じて代替アプリストアの提供を不可能とする行為を含む。

(イ) 代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為

法第 7 条第 1 号ロの「他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供...することを妨げる」とは、代替アプリストアの提供の継続を困難にさせたり、新たな代替アプリストアの提供の開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為をいう。また、「スマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げる」とは、スマートフォンの利用者による代替アプリストアの利用の継続を困難にさせたり、新たな代替アプリストアの利用の開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為をいう。そうした行為には、代替アプリストアを提供する又は利用すること自体は認めつつ、他の事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、他の事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替アプリストアを利用しないように誘導することなどによって、代替アプリストアの提供又は利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

指定事業者の行為が代替アプリストアの提供又は利用を妨げる行為に該当するためには、代替アプリストアの提供又は利用が完全に不可能であることまでが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代替アプリストアの提供又は利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

代替アプリストアの提供又は利用を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替アプリストアを提供する他の事業者に与える影響の程度、代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供しようとする個別アプリ事業者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断される。

684 (ウ) 手数料等の金銭的負担の要求に関する考え方

685 後記ウ(イ)の手数料等の金銭的負担の要求に関して、例えば指定事業者が、代替
686 アプリストアにおいて個別ソフトウェアを提供する又は提供しようとする個別アプ
687 リ事業者に対して基本動作ソフトウェアの利用手数料等の金銭的負担を課す場合に
688 は、個別アプリ事業者は、代替アプリストアを利用するか否かの判断に際し、当該代
689 替アプリストアの利用に関して支払う手数料等の金銭的負担のほかに、こうした指
690 定事業者が求める金銭的負担も考慮することになる。

691 個別アプリ事業者による代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が高い手
692 料等の金銭的負担の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することと
693 なる。例えば、個別アプリ事業者において、指定事業者等のアプリストアを利用する
694 場合に当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替アプリストア
695 を利用する場合に当該代替アプリストアを提供する事業者から求められる手数料等
696 の金銭的負担(代替アプリストアを提供する効率的な事業者がその事業を継続でき
697 る水準かどうかも勘案する。)及び代替アプリストアを利用する場合に指定事業者か
698 ら求められる手数料等の金銭的負担の水準などを考慮することになる。

700 ウ 想定例

701 (ア) 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリ
702 ストアを指定事業者等が提供するものに限定する行為であり法第7条第1号イに該
703 当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

704 < 想定例 >

- 705 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者に対して、基本動作ソフトウェアのライ
706 センス契約や利用規約において代替アプリストアの利用を禁止すること。【想定例
707 23】
- 708 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェアの技術的仕様として、スマートフォンの利
709 用者による代替アプリストアの利用を不可能とする仕様(スマートフォンの利用
710 者が希望する間は代替アプリストアの利用を不可能とすることを自ら選択できる
711 設定に係る仕様は除く。)を設けること。【想定例 24】

712
713 (イ) 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア
714 を提供する又は利用すること自体は認めつつ、代替アプリストアの提供又は利用を
715 実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第7条第1号ロに該当する行為の
716 想定例として、以下の行為が挙げられる。

- 717 a 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア
718 を提供する若しくは提供しようとする他の事業者又は代替アプリストアを利用す
719 る若しくは利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの提

720 供又は利用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

721 < 想定例 >

722 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを提供しようとする他の事
723 業者に対し、代替アプリストアの提供を行う際の条件として当該他の事業者の
724 事業規模又は財務状況に係る項目を設ける際に、指定事業者が、合理的な理由な
725 く、当該項目を満たす他の事業者が極めて限定的となるような高い水準を設定
726 すること。【想定例 25】

727 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて他の事業者が代替アプリストアを提供するに
728 当たって審査等を行う場合に、指定事業者が、合理的な理由なく、特定の代替ア
729 プリストアに対してのみ、当該特定の代替アプリストア以外の代替アプリスト
730 アに対しては設けていない追加的な審査項目を設ける又は当該審査等に係る審
731 査項目は同一であっても当該審査等において特定の代替アプリストアを不利に
732 扱うような運用を行うこと。【想定例 26】

733 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて他の事業者が代替アプリストアを提供するに
734 当たって審査等を行う場合に、指定事業者が、代替アプリストアに対して、当該
735 指定事業者には制御できない要因（例えば、当該他の事業者に起因する遅延）も
736 ないのに、過度に時間をかけて審査等を行うこと。【想定例 27】

737 ○ 代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供する又は提供しようとする個別
738 アプリ事業者の大多数又は全てに対し、指定事業者が、合理的な理由なく、指定
739 事業者等のアプリストアを利用して個別ソフトウェアを提供する際の審査等の
740 完了を遅らせるなど、代替アプリストアの利用に関して不利に扱うことにより、
741 個別アプリ事業者が代替アプリストアにおける個別ソフトウェアの提供を断念
742 する方向に誘導すること。【想定例 28】

743 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて作動する個別ソフトウェアのうち有力な個別
744 ソフトウェア（例えば、スマートフォンの利用者に人気のあるゲームアプリ）を
745 提供する個別アプリ事業者との間で、当該個別アプリ事業者が自ら提供する個
746 別ソフトウェアを提供するための代替アプリストアの提供を開始する又は代替
747 アプリストアで提供するための対応を採らない代わりに、当該指定事業者が当
748 該個別アプリ事業者に対して金銭等の対価を支払う旨の条項を含む契約を指定
749 事業者が締結すること。【想定例 29】

750
751 b 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア
752 を提供する若しくは提供しようとする他の事業者又は代替アプリストアを利用す
753 る若しくは利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの提
754 供又は利用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

755 なお、代替アプリストアを利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に

756 対し、当該基本動作ソフトウェアの利用手数料等の金銭的負担を課すことについ
757 ては、前記イ（ウ）に記載した考え方に基づき判断されることになる。

758 < 想定例 >

759 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを提供する又は提供しよう
760 とする他の事業者に対し、指定事業者が、個別ソフトウェアに課される基本動作
761 ソフトウェアの利用手数料等の算定基礎を拡大するなどして、代替アプリストア
762 の提供が困難となる蓋然性が高い利用手数料等の金銭的負担を課すこと。【想
763 定例 30】

764 ○ 個別アプリ事業者が自ら提供する個別ソフトウェアにおいて表示する広告か
765 ら収益を得る等の方法を採用していることから、指定事業者等のアプリストア
766 のみで特定の個別ソフトウェアを提供する場合には当該指定事業者等から金銭
767 的負担を求められない状況において、当該個別アプリ事業者が代替アプリストア
768 で当該特定の個別ソフトウェアを提供しようとする場合に、指定事業者が、当
769 該個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が
770 高い利用手数料等の金銭的負担を課すこと。【想定例 31】

771
772 c 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア
773 を利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、代替アプリ
774 ストアを利用しないように誘導すること。

775 < 想定例 >

776 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者による代替アプリストアのダウンロ
777ード及びインストールを行うための設定プロセスを不必要に複雑なものとする
778ことなど、代替アプリストアの利用を行いにくくするような技術的仕様を基本
779動作ソフトウェアに設けること。【想定例 32】

780 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者が代替アプリストアを利用しようと
781する場合に、指定事業者等のアプリストアの利便性を説明し、当該アプリストア
782を利用するように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 33】

783 ○ 指定事業者が、代替アプリストアのインストールから代替アプリストア経由
784で個別ソフトウェアのインストールを行うまでの間に、当該インストールを断
785念する方向に誘導するような表示等（例えば、実際よりも当該インストールに危
786険性がある旨を伝える警告を表示すること、当該インストールに必要な権限の
787許可を求める画面を合理的な理由なく何度も表示すること、当該インストール
788を行うためにその都度設定変更を必要とするようにすること）を行うこと。【想
789定例 34】

エ 正当化事由に係る考え方

(ア) 総論

法第 7 条各号及び第 8 条第 1 号ないし第 3 号(第 8 条第 3 号については、同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。)においては、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的(スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令(令和 6 年政令第 376 号。以下「令」という。)第 2 条で定める「スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止」(以下「スマートフォンの異常な動作の防止」という。))及び「スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」(以下「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止」という。))以下「サイバーセキュリティの確保等」という。)のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、いわゆる「正当化事由」が認められることになる。すなわち、法第 7 条各号及び第 8 条第 1 号ないし第 3 号に外形的に該当する行為であっても、正当化事由が認められるのであれば、法第 7 条及び第 8 条の規定に違反しない。

(イ) 正当化事由の目的の具体例

前記(ア)で列挙した正当化事由の目的について、その具体例は以下のとおりである。

なお、以下の具体例はあくまで例示に過ぎず、正当化事由が認められるか否かについては、個別具体的な検討を要する。

a スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保

スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保は、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 2 条(注 1)で定義されているサイバーセキュリティをスマートフォンにおいて確保することを意味している(注 2)。具体的には、

- ・ OS 機能への第三者による不正なアクセスによってスマートフォン又はスマートフォンの利用者に害を及ぼす形で OS 機能が使用されることを防ぐための対応
- ・ スマートフォン端末に保存されたデータ(例えば、機密文書、スマートフォンにおける位置情報の履歴、多要素認証に係る認証情報)への第三者による不正なアクセスによって当該データが漏えい、滅失又は毀損されることを防ぐための対応
- ・ スマートフォンにおける OS 機能の利用を通じて、スマートフォンの機能に過剰な負荷をかけることなどによりスマートフォンの動作を停止させる又はスマ

ートフォンの性能を著しく低下させること（第三者による Wi-Fi 等のネットワークに係る不正な使用の結果、当該ネットワークの機能の停止又は性能の著しい低下をもたらす場合を含む。）を防ぐための対応

- ・ スマートフォンにおける OS 機能にアクセスする個別ソフトウェアにおける欠陥（例えば、プログラムにおけるバグに起因するもの）によって、当該スマートフォン端末に保存されたデータ（例えば、写真データ、連絡先データ）が漏えい、滅失又は毀損されることを防ぐための対応
- ・ 悪質なソフトウェア（マルウェアやランサムウェア等）対策を行わない代替アプリストアが基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
- ・ 脆弱性対策を行わないブラウザエンジンを組み込んだ個別ソフトウェア（ブラウザを除く。）が基本動作ソフトウェアに係る指定事業者等のアプリストアで提供されることを防ぐための対応

などが含まれる。

（注 1）同条では、「サイバーセキュリティ」とは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること」と定義されている。

（注 2）国家安全保障や経済安全保障の観点からも、スマートフォン経由で当該スマートフォン端末に保存されたデータが漏えいする等の行為を防ぐなどの措置が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当するものである。

b スマートフォンの利用者に係る情報の保護

スマートフォンの利用者に係る情報の保護は、スマートフォンの利用者が当該スマートフォン端末に保存した当該利用者に係る情報や当該スマートフォンの利用に伴い生成された当該利用者に係る情報など、当該利用者に係る情報を保護することを意味している。

具体的には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定や電

863 気通信事業法(昭和59年法律第86号)の利用者情報に係る規定など現行法令で求
864 められている対応のほか、現行法令の趣旨を踏まえたようなスマートフォンの利
865 用者に係る情報の保護を行うための対応も含まれる。

866 そうした現行法令で求められている対応又は現行法令の趣旨を踏まえたような
867 スマートフォンの利用者に係る情報の保護を行うための対応の例としては、

- 868 ・ スマートフォンの利用者からの同意を得ずに、広告の配信及び表示を目的とし
869 た当該利用者に係る情報(例えば、広告ID、端末ID、サードパーティクッキー)
870 を取得するなどの行為を防ぐための措置を代替アプリストアに求める対応
- 871 ・ スマートフォンのOS機能を通じてスマートフォンの利用者に係る情報(例え
872 ば、マイクにより録音された音声データ、位置情報、写真データ、動画データ)
873 を取得するに当たり、当該利用者への同意の取得を求めることを当該OS機能の
874 利用に係る条件とする対応
- 875 ・ スマートフォンの利用者を誤認させるようなユーザーインターフェースによ
876 り当該利用者に係る情報を取得する個別ソフトウェア(指定事業者等のアプリ
877 ストアでは提供されていないものが想定される。)を提供する代替アプリストア
878 が、基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
- 879 ・ 代替アプリストアに対し、当該代替アプリストア及び当該代替アプリストアで
880 提供される個別ソフトウェアに関して、外国にある第三者や委託先、共同利用相
881 手へスマートフォンの利用者に係る情報を提供する場合に、当該提供を利用目
882 的とすること、提供される当該情報の項目及び提供先の第三者等の所在国の名
883 称等をプライバシーポリシーに記載することを求める対応
- 884 ・ 課金アイテムを提供する個別ソフトウェアに関して、スマートフォンの利用者
885 を誤認させるようなインターフェースによって当該個別ソフトウェアを提供す
886 る個別アプリ事業者が当該利用者に係る情報を取得することを防ぐための対応
- 887 ・ 政府機関等が提供する個別ソフトウェアによりスマートフォンに保存される
888 スマートフォンの利用者に係る機微な情報が、他の個別ソフトウェアを通じて
889 悪用されることを防ぐための対応

890 などが含まれる。

891 c スマートフォンの利用に係る青少年の保護

892 スマートフォンの利用に係る青少年の保護は、青少年がスマートフォンを利用
893 する際に何らかのトラブルや問題に巻き込まれることを防ぐことを意味している。
894 具体的には、

- 895 ・ 個別ソフトウェアにおける課金に関し、未成年者による重課金及び誤課金の防
896 止のために、基本動作ソフトウェアにおいてペアレンタルコントロール機能を
897 設け、保護者の同意に基づき、課金システム全般(代替課金システムを含む。)

900 の利用を未成年者に対して制限する対応

- 901 ・ 未成年者には有害なコンテンツを提供する個別ソフトウェアを提供する代替
902 アプリストアについて、未成年者による利用の防止のために、基本動作ソフトウ
903 ェアにおいてペアレンタルコントロール機能を設け、保護者の同意に基づき、当
904 該代替アプリストアの利用を未成年者に対して制限する対応
- 905 ・ 代替アプリストアについて、未成年者による適正な利用の観点から、個別ソフ
906 トウェア又は個別ソフトウェアを通じて提供されるコンテンツ又は機能に係る
907 適切な年齢制限（レーティング）や当該機能の利用の制限を求める対応
- 908 ・ 未成年者であるスマートフォンの利用者に係る情報について、未成年者以外に
909 対するものよりも厳格なプライバシー保護の基準を設定すること（例えば、未成
910 年者であるスマートフォンの利用者に係る情報のプロファイリングに基づくター
911 ゲティング広告の表示を実施しないこと）を代替アプリストアに求める対応
912 などが含まれる。

913 d スマートフォンの異常な動作の防止

914 スマートフォンの異常な動作の防止は、スマートフォンの利用に係る端末のハ
915 ードウェアの物理的な安全性を確保する観点から異常な動作が生じることを防ぐ
916 ことを意味している。

917 具体的には、

- 918 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリーに過大な負
919 荷がかかり異常に発熱することで、当該スマートフォン端末が機能停止するこ
920 とを防ぐための対応
 - 921 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末の半導体に過大な負荷が
922 かかることで、当該スマートフォン端末の動作が異常に遅延することを防ぐた
923 めの対応
 - 924 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリー、中央演算装
925 置（CPU）又は画像処理装置（GPU）に過大な負荷がかかることで、当該スマー
926 トフォン端末が機能停止することを防ぐための対応
 - 927 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリー又は半導体
928 （例えば、通信のためのモデムチップ）に過大な負荷がかかることで、当該スマ
929 ートフォン端末の性能が著しく低下することを防ぐための対応
- 930 などが含まれる。

931 e スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止

932 スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、刑事罰の定めが置かれ
933 た法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為
934

が行われることを未然に防ぐことを意味している。

具体的には、

- ・ 個別ソフトウェアを通じて販売される商品又は役務に関し、その提供条件についてスマートフォンの利用者を欺くような広告の表示及び契約の方法を制限することを代替アプリストアに求める対応
 - ・ 個別ソフトウェアにおいてサブスクリプションサービスを申し込む際のいわゆる最終確認画面において提供するサービスの期間、回数、料金、キャンセル・解約に関する事項等を表示するための措置を代替アプリストアに求める対応
 - ・ 日本国内の利用者に対して提供することが法律により禁止されている又は提供するために許認可等を要するものの当該許認可等を得ずに提供されている商品又は役務に係る個別ソフトウェアの提供又は宣伝を防ぐための措置を代替アプリストアに求める対応
 - ・ 犯罪に利用される可能性が高い個別ソフトウェア(指定事業者等のアプリストアでは提供されていないものが想定される。)を提供する代替アプリストアが、指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
 - ・ いわゆる海賊版のコンテンツを提供する個別ソフトウェア(指定事業者等のアプリストアでは提供されていないものが想定される。)を提供する代替アプリストアが、指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
 - ・ 詐欺等によりスマートフォンの利用者を欺き又は誤認させるようなウェブサイトに移されるリスクを最小限にするために、個別ソフトウェアにおいてリンクアウトを提供する際の要件やリンクアウトのランディングページ等に係る要件を含め、リンクアウトの提供に合理的かつ必要な条件を課すための対応
- などが含まれる。

(ウ) 正当化事由への該当性に係る基本的考え方

法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号に該当する行為をした場合であっても、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であっても、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときには、当該行為は法第7条及び第8条の規定に違反しない。

すなわち、指定事業者が、サイバーセキュリティの確保等の目的で、法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号に該当する行為を行う場合に、当該行為が当該目的のために行われていると客観的に評価され、かつ、当該行為以外のより競争制限的でない行為によっては、当該目的を達成することが困難である場合には、当該行為は法第7条及び第8条の規定に違反しない。

なお、「他の行為によってその目的を達成することが困難である」か否かについて

は、指定事業者におけるコスト等の要素を踏まえて、実際に採り得る代替的手段との比較によって判断される。

スマートフォンの利用者が多様な代替アプリストア及び当該代替アプリストアで提供される個別ソフトウェアを安心して利用できるようにするためにも、指定事業者の行為について、こうした正当化事由が真に認められるか否かを的確に判断していく必要がある。

もし、正当化事由が認められるべき場合にそれが認められず、サイバーセキュリティの確保等が図られないようなことがあれば、法第7条及び第8条に正当化事由を設けた趣旨に反することになる。反対に、正当化事由を認めるべきでない場合にそれを認めることとなると、法第7条及び第8条に定められた禁止行為が形骸化し、当該禁止行為を設けた趣旨を逸脱することになる。そのため、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスにも配慮しながら正当化事由に係る判断を行うことが重要である。

指定事業者の行為が正当化事由に該当するか否かの判断については、個別具体的に判断することとなるが、指定事業者、代替アプリストアを提供する又は提供しようとする事業者、個別アプリ事業者その他の事業者の予見可能性を確保する観点から、法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号について、正当化事由が認められると考えられる想定例及び正当化事由が認められないと考えられる想定例をそれぞれ後述している。

なお、当該想定例はあくまで仮想的な事例を列挙したものであり、正当化事由が認められるか否かについては、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。

特に、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止のための対応について、当該行為の重大さや顕在化するリスクの大きさに応じて、当該行為の防止のための措置の程度を考慮することが適当であり、指定事業者の行為以外のより競争制限的でない行為によって、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的を達成することが困難であるか否かを、具体的事例ごとに個別に判断していくことになる。

なお、サイバーセキュリティの確保等の目的のために必要な行為と認められるか、当該行為が他の行為によってその目的を達成することが困難であると認められるかという点に関しては、専門的な知見を有する関係行政機関の意見も十分に斟酌しながら、公正取引委員会において判断を行っていくことが重要であり、関係行政機関との連携の在り方については、後記第5において詳述している。

オ 正当化事由に係る想定例

前記エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、違反と

なる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

(ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

通常、正当化事由があると認められ、法第7条の規定に違反しないと考えられる行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアにおいて利用される代替アプリストアに対して、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該代替アプリストアが審査基準を満たしていない場合には、当該基本動作ソフトウェアにおける当該代替アプリストアの提供を禁止すること。【想定例 35】

この行為は、指定事業者が設定した審査基準を代替アプリストアが満たしていなければ、基本動作ソフトウェアにおいて当該代替アプリストアを提供できないようにする行為であり、他の事業者による代替アプリストアの提供を妨げる行為ではあるものの、サイバーセキュリティの確保等に資するものであり、かつ、その審査基準(注)及び当該基準に基づく運用が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

(注) 前記の SPSI では、アプリストアを提供する事業者におけるセキュリティの確保の観点から望ましい取組として、「アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する(例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング等)」ことを、利用者情報の適正な取扱いの観点から望ましい取組として、「アプリストアの個別のアプリケーションページ上にプライバシーポリシーや取得される情報の概要等の表示場所を提供する、表示すべき事項や標準的なアイコンを示す等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援すること」を挙げており、こうした SPSI の内容も参考になる。

- 指定事業者が、年齢制限のある個別ソフトウェアの利用や保護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年の保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定(いわゆるペアレンタルコントロール機能)を可能にすること。【想定例 36】

この行為は、代替アプリストアの利用を制限するものであり、スマートフォンの利用者による代替アプリストアの利用を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンの利用に係る青少年の保護に資するものであり、かつ、指定事業者

等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能を代替アプリストアが提供していない場合には、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

- 指定事業者が、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の観点から、ある代替アプリストアがその名称、標章、ユーザーインターフェース等の要素を別のアプリストアに近似させることで知的財産権を侵害しているおそれがあるとして、当該代替アプリストアに対して名称、標章、ユーザーインターフェース等の変更をさせること。【想定例 37】

この行為は、他の事業者による代替アプリストアの提供を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止に資するものであり、かつ、法令により禁止されている行為を防ぐための措置を求めるものであって、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

- 外国政府等との契約又は外国の法令等に基づき、当該外国政府等による情報収集活動（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないもの）に協力する義務を負う者が運営する代替アプリストアについて、当該義務に基づくスマートフォンの利用者に係る情報の収集により国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいことを踏まえて日本政府から指定事業者に対し当該代替アプリストアの日本国内での提供を防ぐための措置を求める要請が行われたなど、当該代替アプリストアではスマートフォンの利用者に係る情報の保護等が図られない危険性が高い状況にあることから、指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェア上で当該代替アプリストアを利用できないようにすること。【想定例 38】

この行為は、代替アプリストアの利用を不可とするものであり、代替アプリストアを利用することを妨げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用者の情報の保護等に資するものであり、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しなければ、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

(イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

通常、正当化事由があるとは認められず、法第7条の規定に違反すると考えられる行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- スマートフォンの利用者が代替アプリストアのダウンロード及びインストールを行おうとする際に、いずれの代替アプリストアに対しても審査等を行うことな

く一律に、指定事業者が、当該代替アプリストアはスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から安全ではないことから利用を控えるように促す旨の警告表示を行うこと。【想定例 39】

この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、代替アプリストアに対する審査等においてスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な審査等を行い、スマートフォンの利用者にとって安全でない代替アプリストアの提供を認めないようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反する。

- スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要であるとして、スマートフォンの利用者が既にインストールした代替アプリストア経由で個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに、指定事業者が、当該ダウンロード及びインストールを許可するための複雑な設定変更を毎回要求すること。【想定例 40】

この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、スマートフォンの利用者が自らインストールして利用を開始した代替アプリストアから個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに複雑な設定変更を毎回求めるようにせずとも、当該利用者が代替アプリストアをダウンロードしてインストールしようとする初回の時点で、代替アプリストアを利用し個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールするための設定変更を行うために必要なポップアップ表示を行い、当該利用者が代替アプリストアの利用を止めようとしないう限り、代替アプリストアを利用できる設定を継続して適用すれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反する。

カ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

法第 7 条第 1 号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

- 基本動作ソフトウェアにおいて、代替アプリストア及び代替アプリストアから提供される個別ソフトウェアに対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通

知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該基本動作ソフトウェアから代替アプリストアを提供する事業者又は個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、代替アプリストアを提供する事業者又は個別アプリ事業者等に対して説明すること。

キ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、法第 7 条第 1 号の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

指定事業者の基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供した代替アプリストアの数及びその名称。

他の事業者が代替アプリストアを提供するための条件として、一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準及び当該審査等の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

他の事業者が代替アプリストアを提供するための条件として、他の事業者に対して手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規約等があればその名称及び内容。

個別アプリ事業者が代替アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供するための条件として、個別アプリ事業者に対して手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規約等があればその名称及び内容。

(2) 第 2 号 (OS 機能の利用を妨げることの禁止)

ア 基本的考え方

法第 7 条第 2 号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、OS 機能であって、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者 (指定事業者等以外の事業者をいう。以下 (2) において同じ。) が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げることを禁止している。

こうした指定事業者等が利用する OS 機能を他の事業者が同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる行為を禁止することで、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

イ 法第 7 条第 2 号に係る具体的考え方

(ア) 規定の対象となる機能

法第 7 条第 2 号の規定の対象となる機能は、OS 機能であって、指定事業者等が個

別ソフトウェアの提供に利用するものである。

a OS 機能

OS 機能には、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアによって制御されるスマートフォンの動作に係る様々な機能が該当し、例えば、スピーカー、マイク等の音声機能、データ等の通信機能、スマートフォンの利用者に係る生体認証機能、位置情報の測位機能、文字入力機能、個別ソフトウェアを起動させる機能、スマートフォンと外部接続機器とのペアリング機能などが含まれ得る。基本動作ソフトウェアとは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置（CPU）における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェア（法第 2 条第 2 項）であり、スマートフォンの様々な動作は基本動作ソフトウェアにより制御されるものであるから、OS 機能には、スマートフォンの動作に係る機能が幅広く該当する。

なお、基本動作ソフトウェアには、一般にカーネルと呼ばれるものを含む中核的な部分を構成するものであるか否かを問わず、法第 2 条第 2 項の定義に該当するソフトウェアが全て含まれる。例えば、カーネル以外の構成要素や、当該中核的な部分と個別ソフトウェアの間に位置付けられるソフトウェア（一般にミドルウェアと呼ばれる。）も含まれ得る。

b 「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するもの」

「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するもの」とは、法第 7 条第 2 号の規定の対象となる機能を、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用する OS 機能（以下「本 OS 機能」という。）に限定する趣旨である。したがって、OS 機能であっても、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用しないものは、同号の規定の対象とはならない。

指定事業者等が「個別ソフトウェアの提供に利用するもの」には、指定事業者等が現に市場において自ら個別ソフトウェアの提供に利用している OS 機能のほか、他の事業者も OS 機能を利用した個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良を行うことが可能な程度に仕様等が具体化されているものであって、いわゆるベータ版の配布によるテストが公表の上で開始されたものも、指定事業者等が日本国内において自ら行う個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良の対象である限り、該当する。

また、指定事業者等が OS 機能を「個別ソフトウェアの提供に利用する」形態には、以下の場合がある。

（a）指定事業者等が提供する個別ソフトウェアそれ自体について OS 機能が利用される場合

例えば、音声を出力する機能は、音楽サービスを提供する個別ソフトウェア

(当該個別ソフトウェアを通じて提供される音楽サービス等を含む。)それ自体について利用される。また、例えば、位置情報の測位機能は、地図を提供する個別ソフトウェア(当該個別ソフトウェアを通じて提供されるナビゲーションサービス等を含む。)それ自体について利用される。

(b) 指定事業者等が提供する個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務について OS 機能が利用される場合

この場合、OS 機能は、当該商品又は役務の提供と共に、当該個別ソフトウェアの提供にも利用されるといえる。

例えば、スマートウォッチ等のスマートフォンの周辺機器の設定をスマートフォン側で操作するなどの用途に用いられる個別ソフトウェア(以下「コンパニオンアプリ」という。)は、当該周辺機器と事実上一体として提供されるため、当該周辺機器とスマートフォンとを接続するペアリング機能については、当該周辺機器の提供と共に、コンパニオンアプリの提供にも利用されるといえる。

(イ)「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」

「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」とは、単に他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できれば足りるとするものではなく、本 OS 機能の性能に関し、指定事業者等が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合と比べて有意に劣ることがないように、他の事業者も本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる必要があるという趣旨である。例えば、本 OS 機能がデータの伝送機能である場合、当該機能に係る性能には、伝送可能なデータ量の上限、データの種類等が含まれるところ、指定事業者等が当該機能を利用する場合と比べて有意に劣ることがないデータ量の上限、データの種類等によって他の事業者が当該機能を利用できる必要がある。

また、「同等の性能」で他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できれば足りるため、本 OS 機能の利用の方式等について、指定事業者等が利用する場合と他の事業者が利用する場合とで同一のものとするを必ずしも要しない。例えば、ある本 OS 機能を利用するために複数の技術方式がある場合(例えば、データ通信に係る機能を利用するための技術方式には、業界標準の規格に基づくもの以外にも、各事業者の独自規格に基づくものがあり得る。)指定事業者等が用いる技術方式とは異なる技術方式によって他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにしたとしても、他の事業者が当該本 OS 機能を指定事業者等と比べてその性能が有意に劣ることなく個別ソフトウェアの提供に利用することが実現されていれば足りる。しかし、例えば、指定事業者等が用いる技術方式とは異なる技術方式によって他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できるようにしたものの、他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用

1223 する際に指定事業者等と比べてその性能が有意に劣るものである場合、「同等の性能」
1224 で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用できることにはならない。

1225
1226 (ウ) 他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為
1227 法第 7 条第 2 号の「妨げる」とは、本 OS 機能について、同等の性能で他の事業者
1228 が個別ソフトウェアの提供に利用することを困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。
1229 そうした行為には、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供
1230 に利用できないようにすること（後記ウ（ア）参照）のほか、他の事業者が本 OS 機
1231 能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、当該他
1232 の事業者合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、他の事業者に過
1233 度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して本 OS 機能を利用しな
1234 いように又は本 OS 機能の利用に係る権限を他の事業者に許可しないように誘導する
1235 ことなどによって、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供
1236 に利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為（後記ウ（イ）参照）を含
1237 む。

1238 指定事業者の行為が他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を
1239 「妨げる」行為に該当するためには、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソ
1240 フトウェアの提供に利用することが完全に不可能であることまでが必要とされるわ
1241 けではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、他の事業者による本 OS
1242 機能についての同等の性能での利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

1243 他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を困難にさせる蓋然性
1244 の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が本 OS
1245 機能を利用して個別ソフトウェアを提供する他の事業者に与える影響の程度、当該
1246 行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程
1247 度などの考慮要素に従って、総合的に判断される。

1248 例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本 OS 機能の利用を認めている場合は、
1249 法第 7 条第 2 号の「妨げる」には該当しないと認められる。また、指定事業者が、特
1250 許権等の知的財産権が存在することを理由に、他の事業者による本 OS 機能の同等の
1251 性能での利用に際し、当該知的財産権のライセンス対価としての手数料等の金銭的
1252 負担を課す行為については、前記第 2 の 2 のとおり、従来の独占禁止法における運用
1253 に倣って判断するところ、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、
1254 法第 7 条の規定に違反しないと判断することとなる。

1255 1256 ウ 想定例

1257 (ア) 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供
1258 に利用できないようにする行為であり法第 7 条第 2 号に該当する行為の想定例とし

て、以下の行為が挙げられる。

- a 他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用するために必要なアプリケーションプログラミングインターフェースその他の本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用することを可能とする手段（以下「API 等」という。）を指定事業者が提供しないこと（API 等の利用を許可しないことを含む。以下同じ。）により、技術的に、他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できないようにすること。

＜想定例（想定例で掲げる各機能が OS 機能に該当することを前提とする。以下（２）において同じ。）＞

- 指定事業者が、指定事業者等がメッセージングアプリの提供に利用する SMS（ショートメッセージサービス）等の規格に基づくメッセージ送受信機能について、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するために必要な API 等を提供しないこと。【想定例 41】
- 指定事業者が、指定事業者等が非接触型決済を可能とする決済アプリの提供に利用する NFC（近距離無線通信）機能について、他の事業者が決済アプリの提供に利用するために必要な API 等を提供しないこと。【想定例 42】
- 指定事業者が、指定事業者等の個別ソフトウェアにおいて提供される当該指定事業者の役務（例えば、検索役務）を効率的に利用することが可能となる機能について、同種の役務を提供する他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するために必要な API 等を提供しないようにすること。【想定例 43】
- 指定事業者が、指定事業者等が提供するコンパニオンアプリと事実上一体として提供されるスマートウォッチについて利用されるスマートフォンとの簡易なペアリング機能について、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するために必要な API 等を提供しないこと。【想定例 44】
- 従前は他の事業者による個別ソフトウェアの提供において本 OS 機能を同等の性能で利用するために必要な API 等を提供していた指定事業者が、自らの基本動作ソフトウェアのアップデートに伴い、指定事業者等においては引き続き個別ソフトウェアの提供に当該本 OS 機能を利用できるようにしつつ、他の事業者に対しては、当該 API 等の提供を取りやめること。【想定例 45】

- b 指定事業者が、利用規約等の契約により、他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用することを認めないこと。

＜想定例＞

- 指定事業者が、指定事業者等が決済アプリの提供に利用する生体認証機能について、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを基本動作ソフトウェアの利用規約等の契約において禁止すること。【想定例 46】

- 1295 ○ 自らの基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアも提供する指定事業者が、
1296 その子会社等が地図アプリの提供に利用するスマートフォンのロック画面上で
1297 もナビゲーション画面を表示する機能について、他の事業者が個別ソフトウェア
1298 の提供に利用することを当該アプリストアの利用規約等の契約において禁止
1299 すること。【想定例 47】
1300
- 1301 c 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供
1302 に利用できないように、技術的制約又は契約上の条件等を課すこと。
1303 < 想定例 >
- 1304 ○ 指定事業者が、バックグラウンド(アプリがスマートフォンの画面上に表示さ
1305 れていないが動作しているような状態をいう。) でもアプリからデータをクラウド
1306 サーバー上にアップロードできる機能について、指定事業者等が提供する写
1307 真アプリについては十分な時間で利用できるようにする一方で、他の事業者が
1308 提供する写真アプリについては利用できる時間を不十分なものとすること。【想
1309 定例 48】
- 1310 ○ 指定事業者が、音声通話機能について、指定事業者等が提供する音声通話ア
1311 プリについては通信速度等が優れたプロトコルで利用できるようにする一方で、
1312 他の事業者が提供する音声通話アプリについては通信速度等が劣るプロトコル
1313 でしか利用できないように制限すること。【想定例 49】
- 1314 ○ 指定事業者が、コンパニオンアプリと事実上一体として提供されるスマート
1315 ウォッチ等のスマートフォンの周辺機器について利用される Bluetooth 規格を
1316 用いたスマートフォンとの間のデータ通信機能について、指定事業者等が利用
1317 できる用途の範囲に比べ、他の事業者が利用できる用途の範囲を制限すること。
1318 【想定例 50】
- 1319 ○ 指定事業者が、アプリストアを通じて提供されたアプリをバックグラウンド
1320 で自動アップデートする機能について、指定事業者等が提供するアプリストア
1321 についてはアップデート周期等の制限なく利用できるようにする一方で、他の
1322 事業者が提供するアプリストアについてはアップデート周期等に一定の制限を
1323 設けること。【想定例 51】
- 1324 ○ 従前は他の事業者による個別ソフトウェアの提供において本 OS 機能を同等の
1325 性能で利用するために必要な API 等を提供していた指定事業者が、自らの基本
1326 動作ソフトウェアのアップデートに伴い、指定事業者等については個別ソフト
1327 ウェアの提供に当該本 OS 機能を従前よりも向上した性能で利用できるようにし
1328 つつ、他の事業者に対して、従前より性能が向上した当該本 OS 機能に係る API
1329 等を提供できるにもかかわらず、当該本 OS 機能を従前の性能でしか個別ソフト
1330 ウェアの提供に利用できないようにすること。【想定例 52】

(イ) 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第 7 条第 2 号に該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

a 指定事業者が、本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する又は利用しようとする他の事業者に対して、当該利用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

< 想定例 >

○ 他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するために、指定事業者から API 等に加えて本 OS 機能の利用に係る技術的な説明等の提供を受けることが通常必要である場合に、指定事業者が API 等のみを提供しつつ、本 OS 機能の利用に係る技術的な説明等を十分に提供しないこと。【想定例 53】

○ 自らの基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアも提供する指定事業者が、当該アプリストア内での検索アルゴリズムを恣意的に操作することによって、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別ソフトウェアについて、本 OS 機能を同等の性能で利用していることを理由に、当該アプリストアにおける検索結果において、公正かつ非差別的に決められた場合の表示の順序の位置よりも下位に配置したり、スマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。【想定例 54】

○ 指定事業者が、他の事業者に対し、当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することが困難となる蓋然性が高い本 OS 機能の利用に関する不合理な条件(例えば、指定事業者が、当該他の事業者にとって、当該他の事業者の重要な事業に係る商品又は役務の主要な提供先である場合に、当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することと引き換えに、合理的な理由なく、当該他の事業者から当該商品若しくは役務の提供を受けることを拒絶し、又は提供を受ける当該商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること)への同意を求めること。【想定例 55】

b 指定事業者が、本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する又は利用しようとする他の事業者に対して、本 OS 機能の利用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

< 想定例 >

○ 指定事業者が、他の事業者に対し、当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することが困難となる蓋然性が高い本 OS 機能

の利用手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 56】

（注）他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することが困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。一般に、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアは、指定事業者等に加え、他の事業者が個別ソフトウェアを提供する上での共通の基盤であるから、当該基本動作ソフトウェアにより制御される機能である OS 機能について同等の性能での利用が確保されることは、OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用する事業者にとって重要であることを踏まえ、当該利用手数料等の金銭的負担の額、支払条件等を考慮することになる。

- c 指定事業者が、他の事業者が既存の本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用するために、あらかじめ他の事業者から指定事業者に出該利用に係る申請を行わせ、当該申請の内容の審査等を行うなどした上で、他の事業者が申請に係る本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにする措置を採る方式（以下（2）において「申請方式」という。）を採用することとした場合に、例えば、以下の行為を行うこと。

< 想定例 >

- 他の事業者から適格な申請が行われたにもかかわらず、指定事業者が、長期間に亘り、当該他の事業者が申請に係る本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにする措置を完了しないこと（注）。【想定例 57】

（注）「長期間に亘り…措置を完了しないこと」とは、申請の内容に応じ、合理的に必要であると客観的に認められる期間を超えて当該措置を完了しないことをいい、その判断基準となる期間は、他の事業者による申請に対応するために指定事業者において要するエンジニアリングに係る取組の程度に応じて、おおむね 6 か月から 18 か月程度が想定される。

いずれの場合であっても、申請が行われた日から 24 か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として「長期間に亘り…措置を完了しないこと」に該当するといえる。

ただし、指定事業者が、申請の内容に応じ、合理的に必要であると客観的に認められる期間内に当該措置を完了するために必要な全ての対応（申請の処理に適切な優先順位を付け、そのために十分な人員等を割り当てることを含む。）を適切かつ誠実に行ったにもかかわらず、当該措置の完了までに当該期間を超えざるを得ない客観的かつ合理的な事情があること、又は、需要が極めて限定的であること等により、当該措置の完了によってもたらされる個別ソ

1403 ソフトウェアに係る競争に与える影響が僅少と認められる本 OS 機能について申
1404 請が行われ、かつ、当該申請に対応するために指定事業者において要するエン
1405 지니어リングに係る取組の程度が多である事情があることを指定事業者が
1406 示すことができた場合にはこの限りでない。

- 1407
- 1408 d 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別ソ
1409 フトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、
1410 当該個別ソフトウェアに関し、本 OS 機能を利用しないように又は本 OS 機能の利
1411 用に係る権限を当該他の事業者に許可しないように誘導すること。

1412 < 想定例 >

- 1413 ○ 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別
1414 ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対し
1415 て、当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用(本 OS 機能の利用に係る権限
1416 を当該他の事業者に許可することを含む。以下 d において同じ。) を行うための
1417 設定プロセスを不必要に複雑なものとするなど、当該利用を行いにくくす
1418 るような技術的仕様を基本動作ソフトウェアに設けること。【想定例 58】
- 1419 ○ 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別
1420 ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対し
1421 て、当該利用者が当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行おうとする
1422 場合に、指定事業者等の個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用についての利
1423 便性を説明し、指定事業者等の個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行う
1424 ように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 59】
- 1425 ○ 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別
1426 ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対し
1427 て、当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行うまでの間に、当該利用
1428 を断念する方向に誘導するような表示等(例えば、実際よりも当該利用に危険性
1429 がある旨を伝える警告を表示すること、当該利用の確認を求める画面を合理的
1430 な理由なく何度も表示すること) を行うこと。【想定例 60】

1431

1432 エ 正当化事由に係る想定例

1433 前記(1)エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当
1434 化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、
1435 違反となる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

1436

1437 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

1438 通常、正当化事由があると認められ、法第 7 条の規定に違反しないと考えられる行

1439 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1440 < 想定例 >

- 1441 ○ 指定事業者が、サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がある特定の本
1442 OS 機能であって、当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる他の事業
1443 者を限定しなければ当該懸念を解消することが困難であるものについて、他の事
1444 業者に対し、当該観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該他の事業者が
1445 当該基準を満たしていない場合には、当該本 OS 機能の利用を制限すること。【想定
1446 例 61】

1447 この行為は、指定事業者が設定した審査基準を他の事業者が満たしていなけれ
1448 ば、特定の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できないよう
1449 にする行為であり、当該本 OS 機能の利用を妨げる行為ではあるものの、サイバー
1450 セキュリティの確保等に資するものであり、かつ、その審査基準及び当該基準に基
1451 づく運用が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事
1452 由が認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

- 1453 ○ 指定事業者が、特定の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用
1454 するための API 等を他の事業者に提供した上で、当該 API 等に係る利用規約にお
1455 いて、個人情報保護法の規定や電気通信事業法の利用者情報に係る規定など現行
1456 の法令の趣旨に反する形でスマートフォンの利用者に係る情報を取り扱うことを
1457 制限すること。【想定例 62】

1458 この行為は、特定の本 OS 機能の利用に条件を設けるものであり、当該本 OS 機能
1459 の利用を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンの利用者に係る
1460 情報の保護に資するものであり、かつ、当該本 OS 機能を利用するための API 等を
1461 提供しつつも、現行法令の趣旨に反する形で当該情報を取り扱うことを当該 API 等
1462 に係る利用規約において制限することに留まっているのであれば、正当化事由が
1463 認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

- 1464 ○ 指定事業者が、特定の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用
1465 するための API 等を他の事業者に提供した上で、当該本 OS 機能の利用によるスマ
1466 ートフォン端末の性能の著しい低下を基本動作ソフトウェアが検知した際に、当
1467 該スマートフォン端末の性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、当該本 OS 機能
1468 の利用を非差別的な技術的設定その他の手段によって制限すること。【想定例 63】

1469 この行為は、スマートフォン端末の性能の著しい低下を基本動作ソフトウェア
1470 が検知した場合に特定の本 OS 機能の利用を制限するものであり、当該本 OS 機能
1471 の利用を妨げる行為ではあるものの、スマートフォンの異常な動作の防止に資す
1472 るものであり、かつ、当該本 OS 機能を利用するための API 等を提供しつつも、ス
1473 マートフォン端末の性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、当該本 OS 機能の利
1474 用を非差別的な技術的設定その他の手段によって制限するものに留まっているの

であれば、正当化事由が認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

(イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

通常、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反すると考えられる行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- 指定事業者が、特定の本 OS 機能について、多数の他の事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該基準を満たす者に当該本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにしているにもかかわらず、サイバーセキュリティの確保等の目的のために必要であるとして、特定の他の事業者に対してのみ、当該審査等を行うことなく、当該本 OS 機能の利用を認めないこと。【想定例 64】

この行為は、指定事業者は、サイバーセキュリティの確保等の目的としているものの、特定の他の事業者に対してのみ、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行うことなく、特定の本 OS 機能の利用を認めないものであり、通常、このような行為は、実際には当該他の事業者を排除しようとするものと認められ、サイバーセキュリティの確保等の目的のために行われているとは客観的に評価できないことから、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反する。

- 指定事業者が、特定の本 OS 機能に関して、同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できる他の事業者を一定の基準を満たす者に限定することによってスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的を達成することが困難ではないにもかかわらず、当該情報の保護の目的のために必要であるとして、他の事業者に対し、当該他の事業者におけるスマートフォンの利用者に係る情報の保護に係る取組状況等を考慮することなく、当該本 OS 機能の利用を一律に禁止すること。【想定例 65】

この行為は、スマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、当該情報の保護の観点から一定の客観的で合理的な基準を設けて審査等を行い、その基準を満たす者に限って特定の本 OS 機能を同等の性能で利用できるようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反する。

- 指定事業者が、ペアレンタルコントロール機能として保護者による権限の管理サービスの対象に含めることができる本 OS 機能であるにもかかわらず、スマートフォンの利用に係る青少年の保護又はスマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の目的のために必要であるとして、他の事業者に対し、当該本 OS 機能の

1511 利用について、代替手段を提供するための検討等を行うことなく一律に禁止する
1512 こと。【想定例 66】

1513 この行為は、スマートフォンの利用に係る青少年の保護又はスマートフォンを
1514 利用して行われる犯罪行為の防止という目的は正当であっても、ペアレンタルコ
1515 ントロール機能として保護者による権限の管理サービスの対象に含めるなどの代
1516 替手段によって当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争
1517 制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、当該行為について正
1518 当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反する。

1519

1520 オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

1521 法第 7 条第 2 号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動
1522 作ソフトウェアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

1523 ○ 基本動作ソフトウェアの設計段階から他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別
1524 ソフトウェアの提供に利用できるように設計する取組

1525 他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるよう
1526 になったとしても、その時期が、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用する時期
1527 から遅滞したものとなれば、指定事業者等が先行者として競争上の優位性を獲得し、他
1528 の事業者は不利な立場に置かれることになるおそれがある。

1529 したがって、法第 7 条第 2 号に該当し、法第 7 条の規定に違反する行為を防止するた
1530 めには、指定事業者が、法の施行以降に新たに開発したり、既存のものに変更を施した
1531 りする本 OS 機能については、基本動作ソフトウェアの設計段階から、他の事業者が同
1532 等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを前提に設計することが有用であ
1533 る。その上で、サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がない限り、他の事業者
1534 からの利用に係る申請を待つことなく、API 等を積極的に公開するなどにより、指定事
1535 業者等が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用する時機から遅滞なく他の事業者
1536 も迅速かつ容易に本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるよう
1537 にする措置を採ることが効果的である。指定事業者がこうした事前対応措置を採るこ
1538 とは、法第 7 条の規定の遵守の観点から望ましい。

1539

1540 カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

1541 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、法第 7 条第 2 号の規定の遵守の状況に
1542 ついて、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報
1543 告する必要があり、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項
1544 としては、例えば、以下のものが挙げられる。

1545 指定事業者が、他の事業者による本 OS 機能の利用に際して、本 OS 機能に係る API
1546 等の提供を行う条件として、申請方式等の措置を実施している場合には、当該措置の

実施方法の概要（申請方式を実施している場合であれば、申請の提出方法、申請の際に指定事業者を提供することを求めている情報、申請から措置の完了に至るまでの各段階及びその履行期限、申請に係る審査等を行うに当たっての考慮事項及び審査基準、申請に係る API 等の提供方法、申請への対応（API 等の開発を含む。）のための体制整備の状況、一連のプロセスについての他の事業者への説明又は開示の状況等。）及び関連する規約等の内容。

指定事業者が申請方式を採用している場合、以下の各件数。

(a) 指定事業者が前年度の遵守報告書の提出時点に対応を継続していたために、それ以降も引き続き対応した申請の件数。

(b) 指定事業者が前年度の遵守報告書の提出以降に受け付けた申請の件数。

(c) (a) 及び (b) の申請の件数のうち、申請対象の機能が本 OS 機能に該当する（法第 7 条第 2 号の規定の適用対象である）と指定事業者が判断した申請の件数。

(d) (c) の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、申請事業者が申請対象の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにするための措置を完了した申請の件数。

(e) (d) の申請につき、指定事業者が申請の受付から措置を完了するまでに要した日数の平均。

(f) (c) の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、対応を継続している申請の件数。

(g) (c) の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、正当化事由に該当すると判断したために、申請事業者が申請対象の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにするための措置を採らないことと判断した申請の件数。

4 法第 8 条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

（ 1 ）第 1 号（代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止）

ア 基本的考え方

法第 8 条第 1 号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、当該指定事業者（その子会社等を含む。以下 4 において「指定事業者等」という。）が提供する支払管理役務以外の支払管理役務（以下「代替支払管理役務」という。）を個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、代替支払管理役務を個別アプリ事業者が利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げることを禁止している。

こうした代替支払管理役務等（代替支払管理役務又は個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して用いることができるようにする支

払手段をいう。以下同じ。)の利用を妨げるような行為を禁止することで、支払管理役務等に関し、個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

イ 法第8条第1号に係る具体的考え方

(ア) 支払管理役務及び支払手段

法第8条第1号の「支払管理役務」とは、スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアの作動中に支払手段を用いることができるようにする役務である。具体的には、スマートフォンの利用者が、個別ソフトウェアを通じて販売されているアイテム等のデジタルコンテンツを購入したり、サブスクリプションサービスの決済を行ったりにする際に用いられるサービスであって、当該利用者は決済履歴等を一覧で見ることができる機能を有するものであり、いわゆるアプリ内課金システムと呼ばれるものである。また、同号の「支払手段」とは、スマートフォンの利用者が商品又は役務の対価の支払に用いる支払手段全般をいい、具体的には、前払式支払手段(プリペイドカード等による支払)のほか、クレジットカードを用いた支払、銀行振込み、QRコードを用いたキャッシュレス決済など多様なものが含まれる。

(イ) 代替支払管理役務を個別アプリ事業者が利用しないことをアプリストアの利用条件とする行為

法第8条第1号イの「指定事業者(その子会社等を含む。...)が提供する支払管理役務...以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とする」とは、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて利用できる支払管理役務を指定事業者等が提供するものに直接的に制限する行為をいう。そうした行為には、指定事業者が、契約等により、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり、指定事業者等が提供する支払管理役務のみをその決済のために利用することを求める行為や、代替支払管理役務をその決済のために利用することを禁止する行為を含む。

(ウ) 代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為

法第8条第1号ロの「妨げる」とは、個別アプリ事業者が指定事業者のその指定に係るアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、代替支払管理役務等の利用を困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。そうした行為には、代替支払管理役務等を利用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替支払管理役務等を用いることのないように誘導することなどによって、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性

1619 の高い行為を含む。

1620 指定事業者の行為が代替支払管理役務等の利用を妨げる行為に該当するためには、
1621 個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することが完全に不可能であること
1622 まだが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代
1623 替支払管理役務等の利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

1624 代替支払管理役務等の利用を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者
1625 による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替支払管理役務等を利用して個別
1626 ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個
1627 別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮
1628 要素に従って、総合的に判断される。

1630 ウ 想定例

1631 (ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアにおいて利用できる支払管理役務を
1632 指定事業者等が提供するものに限定する行為であり法第 8 条第 1 号イに該当する行
1633 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1634 < 想定例 >

1635 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアを利用するための審査等
1636 における審査項目において、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当
1637 たり、指定事業者等が提供する支払管理役務のみをその決済のために利用するこ
1638 とを求める条件を設けること。【想定例 67】

1639 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用規約において、個
1640 別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり、代替支払管理役務をその
1641 決済のために利用することを禁止する条件を設けること。【想定例 68】

1643 (イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用
1644 すること自体は認めつつ、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然
1645 性の高い行為であり法第 8 条第 1 号ロに該当する行為の想定例として、以下の行為
1646 が挙げられる。

1647 a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用
1648 する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利
1649 用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

1650 < 想定例 >

1651 ○ 指定事業者が、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり代替
1652 支払管理役務等をその決済のために利用しようとする個別アプリ事業者に対し、
1653 自らのアプリストアで当該個別ソフトウェアを提供するためのアプリ開発環境
1654 を提供しないこと。【想定例 69】

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し代替支払管理役務等の利用のために指定事業者に対する申請等を求める場合において、適格な申請を受理し、その申請等に対する審査等に要する合理的な期間（なお、当該個別アプリ事業者に係る固有の状況等を踏まえることになる。）が経過したにもかかわらず、申請等に対する十分な応答をしないことによって、代替支払管理役務等を利用した個別ソフトウェアを提供できないようにすること。【想定例 70】

○ 指定事業者が、アプリストア内での検索アルゴリズムを操作することによって、代替支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアについて、代替支払管理役務等を利用していることを理由に、当該アプリストアにおける検索順位を低下させたり、当該アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。【想定例 71】

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者において指定事業者等の支払管理役務と代替支払管理役務等の両方を利用することが可能な場合に、指定事業者等の支払管理役務と代替支払管理役務等との両方を利用しようとする個別アプリ事業者に対し、スマートフォンの利用者向けの表示について、指定事業者等が提供する支払管理役務の決済に係るボタンや文字等と比較して、代替支払管理役務等の決済に係るボタンや文字等を小さく表示させたり、それらの色を変えさせたりすること。【想定例 72】

b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

< 想定例 >

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者により代替支払管理役務等が利用される際に、当該個別アプリ事業者に対し、代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 73】

（注）代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。例えば、個別アプリ事業者において、指定事業者等が提供する支払管理役務を利用する場合に当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替支払管理役務等を利用する場合に当該代替支払管理役務を提供する事業者から求められる手数料等の金銭的負担（代替支払管理役務等を提供する効率的な事業者がその事業を継続できるかどうかを勘案する。）及び代替支払管理役務等を利用する場合に指定事業者から求められる手数料等の金銭的負担などを考慮することになる。

c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を用いる又は用いようとするスマートフォンの利用者に対して、代替支払管理役務等を用いることのないように誘導すること。

< 想定例 >

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者において指定事業者等の支払管理役務と代替支払管理役務等の両方を利用することが可能な場合に、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いようとする場合に、指定事業者等が提供する支払管理役務の決済に係るボタンや文字等と比較して、代替支払管理役務等の決済に係るボタンや文字等を小さく表示させる処理を行うなど、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を選択しにくいようにすること。【想定例 74】

○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いようとする場合に、指定事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管理役務を用いるように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 75】

エ 正当化事由に係る想定例

前記 3 (1) エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、違反となる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

(ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

通常、正当化事由があると認められ、法第 8 条の規定に違反しないと考えられる行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等について、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といった決済情報に係る適正な取扱い並びに払戻し及び解約に係る対応を行っている又は行うことができると認められる代替支払管理役務等のみに限定するための要件を設けること。【想定例 76】

この行為は、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等を限定する行為であり、代替支払管理役務等を利用することを妨げる行為ではあるものの、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護に資するものであり、かつ、代替支払管理役務等を限定する

1727 ための要件が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化
1728 事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

- 1729 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、保
1730 護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る
1731 青少年の保護の観点で、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護
1732 者の同意に基づき、代替支払管理役務を含む支払管理役務を用いることを制限す
1733 るための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。【想
1734 定例 77】

1735 この行為は、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いることを制
1736 限するものであり、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等の利用を妨げる
1737 場合がある行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用に係る青少年
1738 の保護に資するものであり、かつ、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業
1739 者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供していないのであ
1740 れば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと
1741 考えられることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

- 1742 ○ 代替支払管理役務等がスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確
1743 保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護のための的確な対策を講じてお
1744 らず、当該代替支払管理役務等を利用することによって、スマートフォンの利用者
1745 のクレジットカード情報等の漏洩が生じると認められる場合に、指定事業者が、ス
1746 マートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利
1747 用者に係る情報の保護の観点で、アプリストアにおいて、当該代替支払管理役務等
1748 を利用する個別アプリ事業者の個別ソフトウェアの提供を認めないこと。【想定例
1749 78】

1750 この行為は、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することを制限す
1751 るものであり、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等を利用することを妨
1752 げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用者の情報の保護に資
1753 するものであり、かつ、代替支払管理役務等について、スマートフォンの利用に係
1754 るサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護に係
1755 る一定の客観的で合理的な基準を満たすような対策が講じられていなければ、当
1756 該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられ
1757 ることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

1758
1759 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

1760 通常、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反すると考えられる
1761 行為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

1762 < 想定例 >

- 1763 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用する場合に、サイ
1764 バー攻撃によるクレジットカード情報の漏えいのリスクが上昇するというスマー
1765 トフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンを利用し
1766 て行われる犯罪行為の防止の観点からの問題を理由に、個別アプリ事業者による
1767 代替支払管理役務等の利用について、審査等を行うことなく一律に禁止すること。

1768 【想定例 79】

1769 この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス
1770 マートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的は正当であっても、
1771 サイバー攻撃への十分な対策を行っている事業者が提供する代替支払管理役務等
1772 との関係では、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス
1773 マートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の観点から一定の客観的で合理
1774 的な基準を設けて審査等を行い、その基準を満たす者に限って代替支払管理役務
1775 等を利用可能とすれば、当該目的を達成できるわけであり、当該目的を達成するた
1776 めのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化
1777 事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反する。

- 1778 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することを防ぐ
1779 ため、当該代替支払管理役務等の利用がスマートフォンの利用に係るサイバーセ
1780 キュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からの懸
1781 念を生じさせるものではないにもかかわらず、当該代替支払管理役務等を利用す
1782 る個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用に係る
1783 サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観
1784 点からの問題があるとして、アプリストアでの提供を認めないこと。【想定例 80】

1785 この行為は、指定事業者は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ
1786 の確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的のためとしているも
1787 ものの、当該代替支払管理役務等の利用がスマートフォンの利用に係るサイバーセ
1788 キュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からの懸
1789 念を生じさせるものではなく、当該行為がスマートフォンの利用に係るサイバー
1790 セキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的のため
1791 に行われているとは客観的に評価できないことから、正当化事由があるとは認め
1792 られず、法第 8 条の規定に違反する。

1793
1794 オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

1795 法第 8 条第 1 号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、アプリ
1796 ストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

- 1797 ○ アプリストアにおいて、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者に対し
1798 て指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指

定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者等に対して説明すること。

カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

アプリストアに係る指定事業者は、法第 8 条第 1 号の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要があり、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが考えられる。

アプリストアにおいて、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用した個別ソフトウェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。

個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用するための条件として、一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準、当該審査等の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用するための条件として、個別アプリ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規約等があればその名称及び内容。

（ 2 ）第 2 号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止）

ア 基本的考え方

法第 8 条第 2 号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア（以下（ 2 ）において「本個別ソフトウェア」という。）の作動中に、ウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア（以下（ 2 ）において「関連ウェブページ等」という。）を通じて提供される商品又は役務の価格その他の情報（以下「外部誘導情報」という。）の表示を行わないことや、個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリンク（以下「リンクアウト」という。）を含めないことを、当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを原則として禁止しているほか、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げることを禁止している。

こうした関連ウェブページ等における取引や決済を妨げるような行為を禁止することで、関連ウェブページ等における取引や決済に関する個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

イ 法第 8 条第 2 号に係る具体的考え方

(ア) 商品又は役務を提供する場合として法が定めるもの

法第 8 条第 2 号の「当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア...を通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務をウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア...を通じて提供する場合」とは、典型的には、個別アプリ事業者が個別ソフトウェアの内(本個別ソフトウェア)と外(関連ウェブページ等)の両方で同一のデジタルコンテンツ等の販売を行っている場合をいう。

例えば、個別ソフトウェアとして提供しているゲーム内で消費するためのアイテムを、当該個別ソフトウェア内で販売しつつ、他の個別ソフトウェア内で販売している又はブラウザで表示されるウェブページで販売している場合がこれに該当する。また、当該アイテムの価格が異なる場合や、ゲーム内で消費するためのコインにボーナスが付与される場合なども法第 8 条第 2 号が定める場合に含まれるものであり、本個別ソフトウェアと関連ウェブページ等において提供される商品又は役務の内容及び価格が完全に一致することまでは要しない。

(イ)「政令で定める場合」

関連ウェブページ等における取引等に関する多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進するという法第 8 条第 2 号の趣旨を踏まえ、同号の「(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。)」について、令第 3 条では、個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する場合と規定している。

具体的には、以下の場合が、「政令で定める場合」に該当する。

本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを一切販売等しておらず、スマートフォンの利用者が関連ウェブページ等で購入したデジタルコンテンツを本個別ソフトウェア(いわゆるリーダーアプリ等)で利用する場合。例えば、動画配信サービスについては、本個別ソフトウェアでは利用契約を締結することはできず、当該動画配信サービスを提供する事業者のウェブサイトにおいて利用契約を締結し、利用契約を締結したアカウントでログインするなど、アカウントを本個別ソフトウェアに紐付けることによって、本個別ソフトウェアで当該動画配信サービスの利用が可能となる場合がこれに該当する。

本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売等しているが、当該デジタルコンテンツと同一ではない商品又は役務を関連ウェブページ等で販売等している場合。例えば、本個別ソフトウェア内で販売していないウェブストア限定のデジタルコンテンツ(例えば、ゲームアプリで利用できるキャラクターのスキン)を販

1871 売する場合などがこれに該当する。

1872
1873 (ウ) 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報の表示
1874 法第 8 条第 2 号の「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格そ
1875 其他の情報」の「表示」は、関連ウェブページ等での販売価格だけでなく、その存在
1876 そのものの告知や、関連ウェブページ等におけるセール、特典の情報等、商品又は役
1877 務の販売促進のための情報の表示が含まれる。

1878
1879 (エ) 本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能
1880 法第 8 条第 2 号の公正取引委員会規則で定める機能（本個別ソフトウェアを経由
1881 して関連ウェブページ等を閲覧できる機能）は、規則において、文字、図形等人の知
1882 覚によって認識することができる情報が表示された映像面の当該情報部分を選択す
1883 ることにより、関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得
1884 して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能と規定されている。

1885 「文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報」については、例えば、
1886 関連ウェブページ等の情報を表現した文章のほか、画像やボタンなどが広く含まれ
1887 る。

1888 「関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関
1889 連ウェブページ等を閲覧できる機能」については、映像面の当該情報部分を選択す
1890 ることにより、ブラウザが起動し、ウェブページを閲覧することができるように
1891 することが原則として想定されている。

1892
1893 (オ) 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報が表示
1894 されないようにすることをアプリストアの利用条件とする行為

1895 法第 8 条第 2 号イの「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格
1896 その他の情報について、本個別ソフトウェアの作動中に表示されないようにするこ
1897 とを当該アプリストアを通じて本個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること
1898 （本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正
1899 取引委員会規則で定めるものの利用を拒み、又は制限する条件を付することを含
1900 む。）」とは、アプリストアに係る指定事業者が、本個別ソフトウェアにおいて外部
1901 誘導情報を表示すること及びリンクアウトを提供することを直接的に制限する行為
1902 をいう。

1903 そうした行為には、指定事業者が、契約等により、外部誘導情報を本個別ソフトウ
1904 ェア内で表示することを禁止する行為や、本個別ソフトウェア内で関連ウェブペー
1905 ジ等へのリンクアウト機能を設けることを禁止する行為を含む。

1907 (カ) 関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為

1908 法第8条第2号口の「妨げる」とは、本個別ソフトウェア内において、外部誘導情
1909 報の表示を行うことや、リンクアウトの提供を行うこと等を利用規約上は直接禁止
1910 していない一方で、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブ
1911 ページ等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。そう
1912 した行為には、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供等自体は認めつつ、個別ア
1913 プリ事業者が合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事
1914 業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して関連ウェブ
1915 ページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導することなどによって、
1916 外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商
1917 品又は役務の提供を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

1918 指定事業者の行為が、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を妨げる
1919 行為に該当するためには、個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又
1920 は役務の提供を行うことが完全に不可能であることまでが必要とされるわけではな
1921 く、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、関連ウェブページ等を通じた商品
1922 又は役務の提供を妨げる行為への該当性を判断することになる。関連ウェブページ
1923 等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業
1924 者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が関連ウェブページ等を通じた商品
1925 又は役務の提供を行う個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別
1926 ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者 to 与える影響の程度などの考慮要
1927 素に従って、総合的に判断される。

1928 1929 ウ 想定例

1930 (ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアにおいて外部誘導情報の表示やリン
1931 クアウトの提供を禁止する行為であり法第8条第2号イに該当する行為の想定例と
1932 して、以下の行為が挙げられる。

1933 < 想定例 >

- 1934 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用条件として、関連
1935 ウェブページ等を通じて提供するデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含
1936 むセール又は特典情報等の外部誘導情報を本個別ソフトウェア内で表示すること
1937 を禁止すること。【想定例 81】
- 1938 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用条件として、本個
1939 別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売している関連ウェブページ等への
1940 リンクアウト機能を設けることを禁止すること。【想定例 82】

1941
1942 (イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリン

クアウトの提供自体は認めつつ、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第 8 条第 2 号ロに該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

- a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

< 想定例 >

- 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供をアプリストアの利用規約等によって禁止すること。【想定例 83】
- 指定事業者が、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行っている個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについてアプリストアにおけるランキングの上位に表示しないようにすることにより、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を困難にすること。【想定例 84】
- 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等を通じて提供するデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含むセール又は特典情報等の外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を本個別ソフトウェア内で行うための API、テンプレート等のアプリ開発環境を提供しないこと。【想定例 85】
- 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品若しくは役務の提供を行うための条件又は本個別ソフトウェア内で外部誘導情報の表示若しくはリンクアウトの提供を行うための条件として、個別アプリ事業者及びスマートフォンの利用者にとって必要性がないのに、指定事業者等の提供する支払管理役務又は支払手段を併せて利用することを強制すること。【想定例 86】
- 指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その表示数を制限することや、リンク先のウェブページ(当該リンクをタップした際に外部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を中立的な表現で行うポップアップ等は含まない。)として決済を行うためのウェブページを設定することを許容しないなどの限定をすること。【想定例 87】
- 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェア内で外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供のために指定事業者に対する申請等を求める場合において、適格な申請を受理し、その申請等に対する審査等に要する合理的な期間(なお、当該個別アプリ事業者に係る固有の状況等を踏まえることになる。)が経過したにもかかわらず、当該申請等に対する十分な応答をしないことによって、当該本個別ソフトウェアにおける外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供をすることができないようにすること。【想定例 88】

1979

1980

1981

1982

1983

1984

- b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する過度な金銭的負担を課すこと。

< 想定例 >

1985

1986

1987

1988

- 指定事業者が、個別アプリ事業者によりリンクアウト経由で関連ウェブページ等における商品又は役務の提供が行われる際に、当該個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 89】

1989

1990

1991

1992

1993

1994

1995

- 指定事業者が、外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供を含め、個別アプリ事業者により関連ウェブページ等における商品又は役務の提供が行われる際に、これらが行われない場合と比較して、不利益な条件（例えば、指定事業者が提供する他のシステムやサービスの利用を拒むこと）を付することで、個別アプリ事業者に追加的な対応コスト等の金銭的負担を与えるなどにより、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を断念するように誘導すること。【想定例 90】

1996

1997

1998

1999

2000

2001

2002

2003

2004

（注）関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。例えば、リンクアウトを経由した関連ウェブページ等における商品又は役務の提供について、指定事業者のその指定に係るアプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益の程度等を考慮するとともに、代替アプリストアを提供する効率的な事業者（個別アプリ事業者から徴収した手数料を原資にアプリストアを運営するビジネスモデルを採用している者に限る。）が個別アプリ事業者に課す手数料の水準等も考慮することになる。

2005

2006

2007

2008

2009

- c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受け又は受けようとするスマートフォンの利用者に対して、当該提供を受けないように誘導すること。

< 想定例 >

2011

2012

2013

2014

- 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウトを利用しようとする場合に、リンクアウトに係るボタンや文字等の表示について視認性を悪化させる処理を行うなど、当該利用者がリンクアウトを利用しにくいようにすること。【想定例 91】

2015 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、
2016 個別アプリ事業者により外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供が行われ
2017 る際に、指定事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管
2018 理役務を用いるように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 92】
2019

2020 エ 正当化事由に係る想定例

2021 前記 3 (1) エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正
2022 当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められ
2023 ず、違反となる場合は、それぞれ以下のとおりである。
2024

2025 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

2026 通常、正当化事由があると認められ、法第 8 条の規定に違反しないと考えられる行
2027 為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

2028 < 想定例 >

2029 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、ス
2030 マートフォンの利用者がリンクアウト経由で外部のウェブサイトに移る際に、
2031 本物のウェブサイトに見せかけることで当該利用者を欺く又は当該利用者に誤解を
2032 与えるウェブサイトに移るリスクについて指定事業者により制御することがで
2033 きないことから、当該リスクについての注意喚起及び移行後は指定事業者による
2034 制御の範囲から離れる旨を中立的な表現で説明するポップアップを表示すること。
2035 【想定例 93】

2036 この行為は、スマートフォンの利用者にリンクアウト経由で外部のウェブサイ
2037 トに移ることを断念させ、外部のウェブサイトにおける商品又は役務の提供
2038 を妨げる場合がある行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンを利用して
2039 行われる犯罪行為の防止に資するものであり、かつ、当該ポップアップ表示の内容
2040 が、当該利用者がリンクアウト経由で外部ウェブサイトに移した場合に詐欺的
2041 な行為に巻き込まれるリスクがあるという事実について中立的な表現で注意喚起
2042 を行うものであって、個別アプリ事業者ごとに差別的なものではなく、その目的に
2043 照らして必要な範囲に留まっており、指定事業者において当該リスクを制御する
2044 方法及び当該利用者に対して当該表示内容を伝達するためのより有効な方法が存
2045 在しないのであれば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えら
2046 れることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

2047 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、保
2048 護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る
2049 青少年の保護の観点で、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護
2050 者の同意に基づき、リンクアウト経由で外部のウェブサイトに移し当該ウェブ

2051 サイトで決済を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコン
2052 トロール機能）を可能にすること。【想定例 94】

2053 この行為は、未成年者であるスマートフォンの利用者においてリンクアウト経
2054 由での外部ウェブサイトへの遷移を制限するものであり、リンクアウトの提供を
2055 妨げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用に係る青少年の保
2056 護に資するものであり、かつ、リンクアウト経由で外部のウェブサイトでの決済を
2057 提供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供して
2058 いないのであれば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えられ
2059 ることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

2060
2061 （イ）正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

2062 通常、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反すると考えられる
2063 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

2064 < 想定例 >

- 2065 ○ 外部誘導情報として表示する内容及びリンクアウトから遷移する外部のウェブ
2066 サイトの内容に何ら制限がなければ、個別アプリ事業者が、外部のウェブサイト
2067 における商品又は役務の価格と異なる価格情報（販売価格のほか、値引額、値引率を
2068 含む。）を外部誘導情報として表示したり、スマートフォンの利用者が意図するも
2069 のとは異なる商品又は役務の決済画面に当該利用者を誘導したりするリスクがあ
2070 るという理由で、当該利用者の意図しない購入を防ぐなど消費者保護の観点から、
2071 スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の目的として、指定事業者が、
2072 本個別ソフトウェアにおける外部誘導情報に価格情報を含めることやリンクアウト
2073 から遷移する先のウェブページとして決済画面を個別アプリ事業者が設定する
2074 ことを、個別アプリ事業者に対する審査等を行うことなく一律に禁止すること。

2075 【想定例 95】

2076 この行為は、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的は
2077 正当であっても、例えば本個別ソフトウェアに表示された価格が外部ウェブサイ
2078 トでの実際の販売価格と異なっている旨の通報があれば当該個別ソフトウェアを
2079 提供する個別アプリ事業者に警告を行って改善させたり、個別アプリ事業者に対
2080 して個別ソフトウェア内に表示される価格情報が正確で関連ウェブページ等の情
2081 報と対応していることの確認を求めたりすることや、リンクアウトの遷移先とは
2082 異なるウェブサイトにもスマートフォンの利用者を誘導するような本個別ソフトウ
2083 ェア的设计を行う可能性が高い個別アプリ事業者の本個別ソフトウェアに限って
2084 リンクアウトを制限したりすれば、当該目的を達成できるわけであり、当該目的を
2085 達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことか
2086 ら、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反する。

オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組
法第 8 条第 2 号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、アプリ
ストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。
○ アプリストアにおいて、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を行う個別ア
プリ事業者に対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的
負担の額等について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとと
もに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業
者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、外部誘導情報の表示やリ
ンクアウトの提供を行う個別アプリ事業者等に対して説明すること。

カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項
アプリストアに係る指定事業者は、法第 8 条第 2 号の規定の遵守の状況について、規
則第 36 条第 2 項に規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要があり、
同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以
下のものが挙げられる。

アプリストアにおいて、個別アプリ事業者が外部誘導情報を表示した個別ソフト
ウェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。

アプリストアにおける個別アプリ事業者がリンクアウトを利用した個別ソフトウ
ェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。

個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行うため
の条件（外部誘導情報の表示及びリンクアウトの提供に関するものを含む。）として、
一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準及び当該審
査等の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行うため
の条件（外部誘導情報の表示及びリンクアウトの提供に関するものを含む。）として、
個別アプリ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該
金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る
規約等があればその名称及び内容。

（ 3 ） 第 3 号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）

ア 基本的考え方

法第 8 条第 3 号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指
定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別アプリ事業者がその個別ソフトウェア
の構成要素とすることを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、代替ブラウ
ザエンジン（指定事業者等が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンをい

う。以下同じ。)を個別アプリ事業者がその個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げることを禁止し、個別アプリ事業者による多様な個別ソフトウェアの提供を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

なお、アプリストアの利用条件として、指定事業者等が提供するブラウザエンジンをブラウザに採用(個別ソフトウェアの構成要素とすることをいう。以下(3)において同じ。)することを強制する又は代替ブラウザエンジンの採用を妨げること(想定例については後記ウ参照。)については正当化事由が認められない。一方で、後記エのとおり、ブラウザ以外の個別ソフトウェアについては正当化事由が認められる場合がある。

イ 法第8条第3号に係る具体的考え方

(ア) 指定事業者等が提供するブラウザエンジンを採用することをアプリストアの利用条件とする行為

法第8条第3号イの「当該指定事業者が提供するブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とする」とは、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアを通じて提供する個別ソフトウェアにおいて採用できるブラウザエンジンを指定事業者等が提供するものに限定する行為をいう。そうした行為には、指定事業者が、契約等により、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを求める行為や、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを例外なく禁止する行為を含む。

(イ) 代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為

法第8条第3号ロの「妨げる」とは、個別アプリ事業者が指定事業者のその指定に係るアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、当該個別ソフトウェアに代替ブラウザエンジンを採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。そうした行為には、代替ブラウザエンジンを採用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを利用しないように誘導することなどによって、個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

指定事業者の行為が代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為に該当するためには、個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することが完全に不可能であることまでが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

代替ブラウザエンジンの採用を実質的に困難にさせる蓋然性の程度については、

指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断される。

ウ 想定例

(ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアを通じて提供する個別ソフトウェアにおいて採用できるブラウザエンジンを指定事業者等が提供するものに限定する行為であり法第 8 条第 3 号イに該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

< 想定例 >

- 指定事業者が、アプリストア経由で個別ソフトウェアを提供するための審査等において、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用することを求める審査項目を設けること。【想定例 96】
- 指定事業者が、アプリストア経由で個別ソフトウェアを提供するための審査等において、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを例外なく禁止する審査項目を設けること。【想定例 97】

(イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用すること自体は認めつつ、代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第 8 条第 3 号ロに該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

- a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する又は採用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替ブラウザエンジンの採用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

< 想定例 >

- 指定事業者が、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用しようとする個別アプリ事業者に対し、アプリストアで当該個別ソフトウェアを提供するためのアプリ開発環境を提供しないこと。【想定例 98】
- 指定事業者が、アプリストアにおける検索アルゴリズムを操作することによって、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアについて、代替ブラウザエンジンを採用していることのみを理由に、当該アプリストアにおける検索順位を低下させたり、当該アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。【想定例 99】
- 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンの採用のために指定事業者に対する申請等を求める場合において、適格な申請を受理し、その

申請等に対する審査等に要する合理的な期間(なお、当該個別アプリ事業者に係る固有の状況等を踏まえることになる。)が経過したにもかかわらず、申請等に対する十分な応答をしないことによって、当該代替ブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアを提供できないようにすること。【想定例 100】

- b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する又は採用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替ブラウザエンジンの採用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

< 想定例 >

- 指定事業者が、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを採用することが困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと。【想定例 101】

- c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、当該個別ソフトウェアを利用しないように誘導すること。

< 想定例 >

- 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替ブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアを利用しようとするたびに、指定事業者等のブラウザエンジンが当該個別ソフトウェアに採用されていない旨の内容や当該個別ソフトウェアの利用を継続するか否かの確認を求める旨の内容のポップアップを繰り返し表示すること。【想定例 102】

エ 正当化事由に係る想定例

前記 3 (1) エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、違反となる場合は、それぞれ以下のとおりである。

なお、ブラウザ以外の個別ソフトウェアについては、その一機能として、ウェブページを表示する機能を有する場合には、採用するブラウザエンジンによってウェブページに係る情報の閲覧に係る機能に差異が生じるものの、ブラウザ以外の個別ソフトウェアの数は膨大であり、それらが共通のブラウザエンジンを使うことにより、迅速かつ効果的にサイバーセキュリティの確保等のための対応を行うことが可能となるとの側面もあることを踏まえる必要がある。

2230 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

2231 通常、正当化事由があると認められ、法第 8 条の規定に違反しないと考えられる行
2232 為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

2233 < 想定例 >

- 2234 ○ アプリストアを経由してブラウザ以外の個別ソフトウェアを提供する事業者が
2235 極めて多数に上ることから、指定事業者が、それらの個別ソフトウェア経由でウェ
2236 ブページを表示するためのブラウザエンジンを原則として指定事業者等のブラウ
2237 ザエンジンに統一することとしつつ、代替ブラウザエンジンを採用しようとする
2238 個別アプリ事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の
2239 要件(例えば、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っているか否か、ペアレンタル
2240 コントロール機能が機能するか否か)を設け、当該要件を満たすか否かの審査等を
2241 事前に行った上で、当該代替ブラウザエンジンの採用の可否を判断すること。【想
2242 定例 103】

2243 この行為は、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに
2244 採用することを求める条件を設けるものであり、また代替ブラウザエンジンを採用
2245 しようとする場合に、一定の要件を満たすことを要するという意味で、個別アプ
2246 リ事業者による当該代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為である。

2247 他方で、サイバーセキュリティの確保等という目的は正当であり、かつ、指定事
2248 業者等のブラウザエンジンによりウェブページを表示する際の脆弱性対応を原則
2249 として一律に行うこととした上で、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個
2250 別アプリ事業者において、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の要件
2251 を満たすことを求めるとともに当該要件を満たすか否かの審査等を事前に行わな
2252 い限り、セキュリティ対策にかかるコストが極めて多額になる又はセキュリティ
2253 対策の人員のリソースが大幅に不足するなどサイバーセキュリティの確保等を図
2254 ることができないのであれば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない
2255 手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第 8 条の
2256 規定に違反しない。

2257
2258 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

2259 通常、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反すると考えられる
2260 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

2261 < 想定例 >

- 2262 ○ ブラウザエンジンを自ら開発し、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っている
2263 個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについて、サイバーセキュリティの確保等
2264 の観点からの懸念について、指定事業者等のブラウザエンジンを採用した個別ソ
2265 フトウェアの場合と差異はないにもかかわらず、当該個別アプリ事業者が自らの

2266 ブラウザエンジンを自らの個別ソフトウェアに採用することについて、指定事業
2267 者が、サイバーセキュリティの確保等の観点からの問題があるとして認めないこ
2268 と。【想定例 104】

2269 この行為は、ブラウザエンジンを自ら開発し、指定事業者と同等の脆弱性対応を
2270 行っている個別アプリ事業者の個別ソフトウェアに関しては、指定事業者等のブ
2271 ラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアと比べてサイバーセキュリティの確
2272 保等の面で差異があるわけではなく、サイバーセキュリティの確保等という正当
2273 な目的があるとはいえないことから、正当化事由が認められず、法第 8 条の規定に
2274 違反する。

2275

2276 オ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2277 アプリストアに係る指定事業者は、法第 8 条第 3 号の規定の遵守の状況について、規
2278 則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要
2279 があり、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例
2280 えば、以下のものが挙げられる。

2281 個別ソフトウェアにおいて代替ブラウザエンジンを採用するための条件として、
2282 一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準、当該審査等
2283 の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

2284 個別ソフトウェアにおいて代替ブラウザエンジンを採用するための条件として、
2285 個別アプリ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該
2286 金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る
2287 規約等があればその名称及び内容。

2288

2289 (4) 第 4 号 (指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止)

2290 ア 基本的考え方

2291 法第 8 条第 4 号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指
2292 定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するもの
2293 を当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソ
2294 フトウェアを提供する際の条件とすることを禁止している。

2295 こうした指定事業者等の利用者確認の方法の利用を強制することを禁止することで、
2296 個別アプリ事業者による利用者確認の方法の選択を通じ、利用者確認の方法を巡る公
2297 正かつ自由な競争を確保しようとするものである。

2298

2299 イ 法第 8 条第 4 号に係る具体的考え方

2300 (ア) 利用者確認の方法

2301 法第 8 条第 4 号の「利用者確認 (スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利

用する際に符号その他の情報により当該スマートフォンの利用者を他の者と区別して認識することをいう。)の方法」とは、例えば、会員登録を要する個別ソフトウェアにおいては、スマートフォンの利用者が会員登録済みの者であるか否かを識別するために、当該利用者のメールアドレス等の入力进行を求め、これに加えて、パスワード又はこれに代わるものとして指紋情報といった生体情報を入力することで、スマートフォンの利用者の識別を行うための方法をいう。

(イ)利用者確認の方法の表示を「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」

個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の方法について、指定事業者等が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおいて条件となっていなければ、法第8条第4号に違反しない。

他方で、仮に、個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の方法について、指定事業者等が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおいて条件として明記されていなくとも、例えば、アプリストアの審査等において、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を表示していない個別ソフトウェアに対し、当該審査等の過程で、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を表示するように修正させる場合には、「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」に該当する。

5 法第9条（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）

(1) 基本的考え方

法第9条は、検索エンジンに係る指定事業者及びその子会社等（以下5において「指定事業者等」という。）が、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際に、正当な理由がないのに、当該指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことを禁止している。

検索エンジンを用いた検索役務を提供する事業者は、当該検索役務に係るスマートフォンの利用者にとっての魅力を高めるために、その検索結果の表示について様々な工夫を行っており、それ自体は、基本的に、検索エンジンを用いた検索役務に係る公正かつ自由な競争の促進につながるものである。しかし、当該検索結果の表示において、正当な理由なく、指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことは、当該商品又は役務に係る公正な競争環境を損なうものであることから、そうした優先的取扱いを禁止することで、当該商品又は役務に係る競争を促進しようとするものである。

(2) 法第 9 条に係る具体的考え方

ア 「スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」の考え方

(ア) 「スマートフォンの利用者が検索により求める」について

「スマートフォンの利用者が検索により求める」とは、スマートフォンの利用者が、自らの探し求める情報を得るという需要を満たすことを目的に、当該需要に応じた検索語句をブラウザのアドレスバーや検索役務を提供する事業者のウェブサイト上の検索ボックスなどに手動で、又は音声を用いて入力することや、予め特定の検索語句に対応する結果を表示するためのハイパーリンクが設定された語句をクリックすることで検索を行うことをいう。例えば、スマートフォンの利用者が東京への旅行を計画しており、宿泊場所を探す際に、「東京 ホテル」との検索語句を入力して当該宿泊場所の検索を行うことなどを指す。

(イ) 「検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」について

「検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」とは、スマートフォンの利用者が探し求める情報を表示する場面を捉えるものである。すなわち、スマートフォンの利用者により行われた検索の結果が表示される画面が法第 9 条の規定の対象となる。

(ウ) 検索結果の表示の分類について

一般的な検索結果の表示は、以下のように分類できるものと考えられる。

基本検索結果：検索語句に応じて検索エンジンにより順位付けて表示される、検索により求める情報が記録された不特定多数のウェブページの所在に関する情報（リンク）を並べた検索結果のこと。図の D の部分。

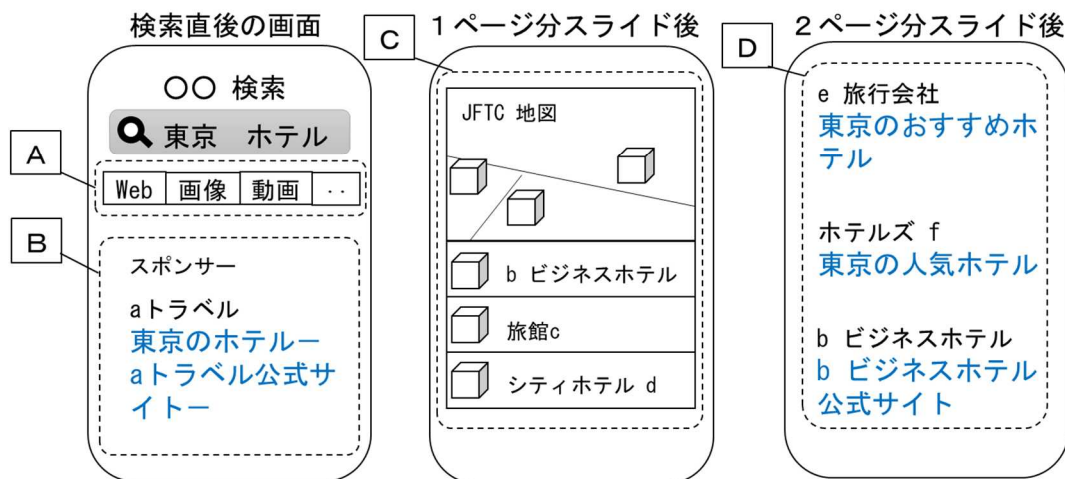
別枠：特定の情報を基本検索結果以外の形式で表示するもの。図の C の部分。

検索連動型広告：スマートフォンの利用者の購買等を促すために、主として競りにより決定された広告主の希望する商品又は役務に係る情報を広告として当該利用者に表示するもの。図の B の部分。

タブ形式のリンク：検索ボックスの直下にタブ形式で提供される、スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は形式に限定して表示する検索役務又はウェブページ若しくは個別ソフトウェアへのリンクのこと。図の A の部分。

図 検索エンジンを用いた検索役務における検索情報の表示

- A：タブ形式で提供される、特定の分野又は形式に限定した検索役務等へのリンク
 B：「広告」、「スポンサー」等と付記された検索連動型広告
 C：地図サービス、ホテル比較サービス等を基本検索結果以外の特別な形式で表示する別枠
 D：検索語句に応じて順位付けて表示される、不特定多数の各ウェブページへのリンク



このうち、検索連動型広告は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和 2 年法律第 38 号)の対象であり、同法の規定に基づいて、指定事業者において検索連動型広告に係る取引の透明性及び公正性が十分に確保されている場合には、法第 9 条の規定に違反する場面は想定されない。

他方で、指定事業者は検索連動型広告その他の広告や別枠の設置等について自ら決定することができる立場にあるところ、ある表示を広告と称することで無条件に法第 9 条の規定の対象とならないわけではない。例えば、「広告」や「スポンサー」と表示されるものであっても、後記イ(イ)の公正かつ非差別的に行われた結果としてではなく、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、競争関係にある他の商品又は役務よりも当該指定事業者等の商品又は役務を正当な理由なく優先的に取り扱うものとして、法第 9 条の規定の対象と認められ得る。

(エ)「商品又は役務」について

「商品又は役務」は、特に限定して解すべきものではない。「商品」には、例えば、スマートフォン端末やその周辺機器はもとより、個別ソフトウェアも含まれる。また、「役務」には、例えば、検索役務(法第 2 条第 8 項に規定する検索エンジンを用いた検索役務のみならず、スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は特定の形式に限定して提供する、いわゆる垂直型検索サービスなどの広義の検索役務も含む。)が該当するとともに、ホテル比較サービス、ショッピング比較サービス、フライト比較サービス、地図情報提供サービスのように検索結果の表示において提供するサービスのほか、比較サービスにおいて表示の対象となるホテル宿泊

サービスや航空輸送サービスなども該当する。

イ 指定事業者等が提供する商品又は役務を「これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うこと」の考え方

(ア) 指定事業者等が提供する商品又は役務に係る「これと競争関係にある他の商品又は役務」について

指定事業者等が提供する商品又は役務に係る優先的取扱いに関し、その比較対象は、当該指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務であるところ、「競争関係にある他の商品又は役務」とは、スマートフォンの利用者から見て、指定事業者等が提供する商品又は役務と同種の商品又は役務をいう。

そのため、法第9条の規定の適用を判断するに当たっては、指定事業者等が提供する商品又は役務を特定し、それと競争関係にある他の商品又は役務との関係で、当該指定事業者等が提供する商品又は役務を優先的に取り扱うものであるかを確認することとなる。

(イ) 優先的に取り扱うことについて

検索エンジンを用いて検索役務を提供する指定事業者が、検索結果への表示を通じてスマートフォンの利用者に知らせ、当該利用者に購入、消費又は利用させようとする対象となる指定事業者等の商品又は役務について、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務と比べて、当該利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置又は方法で表示されたとしても、検索情報の表示のための検索エンジンの検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われたもの(ある別枠内において、当該商品又は役務が、検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われた結果として表示される場合を含む。)であれば、それは能率競争の結果であって、法第9条に規定する優先的取扱いには該当しない。

他方で、指定事業者等の商品又は役務について、恣意的な検索アルゴリズムの設定等や当該指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠の設置などを通じて、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置又は方法での表示をする場合(指定事業者等の商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務について、スマートフォンの利用者に認識又は選択されにくいと評価される位置又は方法での表示によって相対的に当該指定事業者等の商品又は役務がより認識又は選択されやすくするものと評価される場合を含む。)については、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

なお、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置での表示としては、例えば、公正かつ非差別的に決められた場合の表示の順序の位置より

も上位に配置することが該当する。また、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される方法での表示としては、例えば、文字サイズの大小や、背景色との関係で文字の色の見やすさの設定等を操作することが該当する。

(ウ) 検索情報の表示に用いる検索アルゴリズムによる処理等について

検索アルゴリズムの基準自体が、不公正又は差別的なものであり、指定事業者等の商品又は役務にとって有利に働くように設定されている場合には、その設定自体が当該指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱うものと認められる。具体的には、指定事業者が、その検索エンジンのアルゴリズムに指定事業者等の商品又は役務に有利になるように、特定のパラメーター（例えば、当該指定事業者等が提供する動画サービスしか該当しない要素）を含めることで、検索結果表示において、競争関係にある他の商品又は役務に比して当該指定事業者等の商品又は役務を有利にすることは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

さらに、検索情報を表示する際における指定事業者等の商品又は役務の優先的取扱いについて、その原因となった行為は、必ずしも検索結果の表示時点で行われる場合に限られない。検索エンジンを用いた検索役務は、クローラーと呼ばれるプログラムによるウェブページの情報収集（クロール）と、その収集した情報のデータベースへの登録（インデックス化）を前提段階として、検索役務の利用者の検索語句に対応する形でインデックス内の情報を参照し、当該検索語句との関連性の高さ等に基づいて各ウェブページのリンクをランキング化した形で出力したものに別枠などを併せて表示する形で提供される。例えば、ある検索語句に応じた基本検索結果の表示のための検索アルゴリズムにおいて、公正かつ非差別的な取扱いがなされていたとしても、当該基本検索結果の表示の前提となるクロールやインデックス化の過程において、指定事業者等に関連するデータのみをクロールしてインデックス化するなど、指定事業者等の商品又は役務が有利に取り扱われた場合には、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

(エ) 検索結果の表示における別枠について

検索役務における検索結果の表示の仕方については、検索エンジンを用いた検索役務を提供する事業者間における競争手段の1つとなっていることから、検索結果の表示において別枠を設けることそれ自体は、法第9条に規定する優先的取扱いに直ちに該当するわけではない。また、別枠において、指定事業者等の商品又は役務に加えて、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を並べて表示する場合には、検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われた結果としてそれらの商品又は役務が表示されるのであれば、法第9条に規定する優先的取扱いに該当しない。

しかし、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを別枠として、公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合の検索結果よりも上位に、又は目立つ形で配置することや、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を、公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合の検索結果よりも下位に、又は目立たない形で配置することは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

さらに、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠を、基本検索結果とともに公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合であっても、別枠は、基本検索結果と比較して、その大きさ、配色その他の表示の方法によってスマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいように設定されていることが多いことから、そうした別枠を設定し、当該別枠に指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示することは、それ自体が法第9条に規定する優先的取扱いに該当する場合がある。

また、他の事業者を情報提供元とし、その旨を表示した上で別枠を表示する場合があり得るが、当該表示の態様から指定事業者等の役務として当該別枠を表示していると評価できる場合には、法第9条の規定の対象となる。

なお、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠について、スマートフォンの利用者が簡易な操作によりその表示又は非表示を選択できる設定を可能とするなど、当該別枠の表示についてスマートフォンの利用者による自律的な選択を反映できる仕組みが採られていることは、当該別枠の表示に関し、法第9条に規定する優先的取扱いへの該当性を判断する際の考慮要素となる。

(オ) 優先的取扱いに係る想定例

指定事業者による検索結果の表示のうち、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する表示の想定例として、以下のものが挙げられる。

< 想定例 >

- ある個別ソフトウェアの名称を検索語句として入力した検索結果において、指定事業者等のアプリストアからのダウンロードを促す表示を最上位に固定して表示すること。【想定例 105】
- 他の役務の名称を検索語句として入力した検索結果において、当該役務と同種の指定事業者等の役務に係る情報の表示を広告であるとして最上位に固定して表示すること。【想定例 106】
- ニュースを表示する別枠を設置し、指定事業者等のニュースサービスのみを表示する一方で、当該別枠において、その他のニュースを提供するウェブページは表示されないようにすること。【想定例 107】

ウ 「正当な理由がないのに」の考え方

(ア) 正当な理由に関する基本的考え方

法第 9 条に規定する優先的取扱いに該当する行為が行われていたとしても、当該取扱いに「正当な理由」がある場合には同条の規定に違反しない。優先的取扱いに関する正当な理由の有無は、当該優先的取扱いの目的（当該目的は、事業経営上単に望ましいというものではなく、指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務との間の競争を促進しようとするという法第 9 条の趣旨からは認められるものが求められる。）当該目的のためのより競争制限的でない他の代替的手段の有無及び内容等に照らして判断される。

検索アルゴリズムの内容を含めて、検索結果がどのような設定に基づいて表示されているかについては、外部から正確に認識することは困難であるところ、当該「正当な理由」については、指定事業者が、法第 14 条の遵守報告書等を通じて、具体的かつ詳細に公正取引委員会に対して説明する必要がある（後記（４）参照）。

(イ) 正当な理由に関するスマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質に係る考え方

優先的取扱いについて、スマートフォンの利用者が検索エンジンを用いた検索役務に求める即応性や的確性を含め、当該利用者にとっての検索役務の品質の向上に係る説明が行われることが考えられる。例えば、当該優先的取扱いによるスマートフォンの利用者にとっての品質の向上について不明確若しくは抽象的な形でしか説明が行われない場合、指定事業者等の商品若しくは役務と競争関係にある他の商品若しくは役務を排除する意図を有して当該優先的取扱いを行う場合など他の商品若しくは役務を不当に劣後して取り扱う場合又は当該優先的取扱いが当該品質の向上のために合理的かつ必要とはいえない場合は、正当な理由があるとは認められない。

また、スマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質の向上について具体的かつ詳細に示されず、抽象的な説明にとどまる場合には、正当な理由の有無の判断において考慮することは困難となる。また、当該品質の向上については、検索結果の表示の方法に係る個別の変更のみとの関係で説明される場合もあれば、十分に関連する複数の変更との関係で併せて説明される場合もあると考えられるが、いずれにしても当該品質の向上が具体的かつ詳細に示されることで正当な理由の有無の判断において考慮することが可能となる。

こうした品質の向上に係る説明のための情報は、例えば、スマートフォンの利用者に対するテストを通じて取得され、当該テストの結果に基づき、品質の向上についての具体的かつ詳細な説明を行うことが考えられる。そうした説明を行う指定事業者においては、当該テストにより測定する内容を予め定めるとともに、検索結果の表示の方法を変更する主要な場合において当該テストを実施し、かつ、客観的に検証可能

な形でその結果を定性的に分析し、又は定量化しておくことが求められる。この際、当該テストは、指定事業者等に有利な方法とならないように慎重に設計されたものでなければ、有効にテストされたものとはいえない。また、客観的に検証可能な形でそのテストの内容が示されなければ、有効にテストされたものかを判断できないことから、正当な理由の有無の判断において考慮することは困難となる。

(ウ) 特定のウェブページの表示を制限する場合について

検索エンジンを用いた検索役務の提供において、ある特定のウェブページについて、スマートフォンの利用者の安全性を害する可能性が高いことなどを理由に検索結果の表示から削除することや表示内容を制限すること、又は表示順位を下げるが行われる場合がある。こうした対応は、スマートフォンの利用者の安全性を保護するための取組であるものの、当該ウェブページにおいて又は当該ウェブページを通じて提供されている商品又は役務が劣後して取り扱われ、相対的にそれと競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱うこととなる場合がある。

このような場合において、スマートフォンの利用者の安全性を害する可能性が高いなど、同様の問題等を抱える指定事業者等の商品又は役務に係るウェブページは検索結果において表示し続ける一方で、他の事業者のウェブページは当該検索結果において表示されないようにするなど、各ウェブページ等への対応が不公正又は差別的に行われている場合には、正当な理由があるとは認められない。その一方で、スマートフォンの利用者の安全性を確保するための対応の必要性が認められる場合であって、当該対応よりも競争制限的でない他の代替手段がないと認められるときは、正当な理由があるものと認められる。

そして、例えば、以下のような目的の下で行われる優先的取扱いについては、通常、正当な理由があるものと認められる。

< 想定例 >

- ある商品又は役務を提供する他の事業者のウェブページがセキュリティ上の脆弱性により悪意のあるコンテンツにハッキングされていることが判明したため、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保という目的の下で、その問題が解決されるまでの間、当該ウェブページが検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。

【想定例 108】

- ある商品又は役務を提供する他の事業者のウェブページにおいて、本人の同意を得ていないスマートフォンの利用者に係る情報や、ディープフェイクによる本人の顔を含む映像等が掲載されているところ、スマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的の下で、当該利用者からの申出に基づいて当該ウェブページ

が検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。【想定例 109】

- 法令に違反するウェブページを表示させないという目的の下で、知的財産権を侵害する模倣品が販売されているウェブページを表示しないことで、正規品である指定事業者等の商品を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。【想定例 110】

(エ) 指定事業者等の商品又は役務を本来の検索結果よりも上位又は目立つ形で取り扱う場合について

基本検索結果において、検索アルゴリズムの設定などにより、指定事業者等の商品又は役務に係るウェブページを本来の検索結果よりも上位に表示する場合や、別枠において指定事業者等が提供する商品又は役務に係る表示のみが取り扱われる場合には、当該検索アルゴリズムの設定や当該別枠を設ける目的、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替的手段の有無及び内容等に照らして正当な理由の有無を判断することになる。

例えば、別枠を設ける目的として、スマートフォンの利用者の安全性を確保するために、緊急時に正確な情報を提供が必要があるときが考えられるところ、以下のようない目的の下で行われる優先的取扱いについては、通常、正当な理由があるものと認められる。

< 想定例 >

- 災害時に指定事業者等が提供する地震や津波等に関する情報を表示する場合など、スマートフォンの利用者が検索結果の表示において正確性が担保された情報を速やかに閲覧することができなければ、当該利用者の生命又は身体に著しい被害が及ぶ可能性がある場合に、当該利用者の安全性の確保という目的の下で、公的機関等からの情報であることが確認できていることを理由として、指定事業者等が提供する情報を最上位に表示する場合。【想定例 111】

(3) 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい事項

法第9条は検索エンジンを用いた検索役務という第三者からはその仕組みの確認が容易でないサービスを対象とする規定であるところ、透明性を確保することが重要である。

まず、ランキングを決める検索アルゴリズムを設定する際の主要なパラメーターや、指定事業者等の商品又は役務に係る情報と競争関係にある他の商品又は役務に係る情報との間で検索結果において異なる取扱いがされる場合のその理由については、ウェブサイト事業者等が理解できるような態様で開示することが法の規定に違反する行為を防止するために望ましい取組となる。そして、ウェブサイト事業者等が理解できるようにするた

めには、表示順位を決めるパラメーターについて単に列挙するだけでなく、実際に表示順位を決定するに当たってのパラメーター間の重要性の違いについても説明するとともに、パラメーターや表示順位を決定するに当たってのパラメーター間の重要性について変更があった場合には遅滞なくその内容を開示することが望ましい。

また、検索結果において指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを別枠として表示する場合には、スマートフォンの利用者の自律的な選択を確保する観点から、その希望に応じて、優先的取扱いに該当し得る表示の有無を設定可能とすることが望ましい。

優先的取扱いによるスマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質の向上を評価するために当該利用者を対象とするテストを実施した場合には、指定事業者は、透明性の確保の観点から、可能な限り、当該テストの結果を公開することが望ましい。

また、法は、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図ることを目的としているところ、検索エンジンを用いた検索役務以外の基本動作ソフトウェア、アプリストア及びブラウザに係る検索結果の表示においては、そうした競争の促進につながる表示を行うことが当該目的の観点からも望ましい。例えば、代替アプリストアを求めるような検索語句に対応した検索結果の表示において、代替アプリストアの一覧を別枠で表示するような取組が考えられる。

(４) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

検索エンジンに係る指定事業者は、法第９条の規定の遵守の状況について、規則第３６条第２項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第４号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

基本検索結果に係る次に掲げる事項。

(a) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターに係る説明（当該パラメーター間の基本検索結果の表示に与える影響度の差異に係る説明を含む。）

(b) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターについて、前年度の遵守報告書の提出以降、規則第３６条第２項第１号に規定する法第９条の規定の遵守のための措置以外で、基本検索結果全体に相当程度の影響を与えるような変更がある場合には、当該変更の概要及び当該変更に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無。

(c) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターの設定により、検索結果において指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱った場合には、当該優先的取扱いの目的及び内容並びに当該優先的取扱いについての正当な理由が存在することの具体的かつ詳細な説明。

別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る次に掲げる事項。

- (a)各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること。
- (b)当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説明。
- (c)当該別枠を設置する目的。
- (d)当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否か。
- (e)当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択することが選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面からの操作することなど、その選択の方法。
- (f)前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無。
- タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る次に掲げる事項。
- (a)各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付すること。
- (b)当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説明。
- (c)当該タブを設置する目的。
- (d)前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無。

6 法第 10 条（データの取得等の条件の開示に係る措置）

（１）事業者へのデータの取得等の条件の開示

ア 基本的考え方

法第 10 条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定を受けたものをいう。以下 6 において同じ。）のデータの取得又は使用（指定事業者の子会社等に当該データを使用させることを含む。以下 6 において同じ。）に関する条件及び特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをいう。以下 6 において同じ。）を利用する個別アプリ事業者等による取得に関する条件を、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等及びスマートフォンの利用者の開示することによって、指定事業者の取得したデータの使用状況を外部から検証することが困難な状況を解消し、当該データの使用に係る禁止行為を定めた法第 5 条の規定の遵守を担保しようとするものである。

また、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等及びスマートフォンの利用者双方に、指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件を開示することで、特定ソフトウェアを通じた取引の透明性を高めるとともに、当該個別アプリ事業者等によるデータの取得の条件を開示することにより、当該個別アプリ事業者等による当該データの取得が容易となり、イノベーションが促進されることも期待される。

イ 開示の対象となるデータについて

法第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定が、指定事業者の取得したデータの不当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵守を担保しようとするものであることを踏まえ、指定事業者が、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者に対して、その取得又は使用に関する条件を開示すべきデータは、規則第 19 条から第 21 条において、法第 5 条第 1 号から第 3 号までの規定の対象となるデータとされている。

なお、法第 5 条各号に規定するデータより多くの種類のデータについて、その取得又は使用に関する条件を開示することを妨げるものではない。

ウ 開示の方法について

個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者へのデータの取得等の条件の開示の方法は、規則第 18 条第 1 号及び第 2 号において、他の個別アプリ事業者又は他のウェブサイト事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること、他の個別アプリ事業者による当該指定事業者が提供する基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用開始前及び利用中又は他のウェブサイト事業者による当該指定事業者が提供するブラウザの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であることと規定されている。前記アの趣旨からすれば、データの取得等の条件が個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者にとって容易に理解し確認できることが重要であることから、指定事業者のウェブサイトの分かりやすい場所に掲載する、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響のある規約の改正があった場合には必要に応じて改正履歴も掲載するなど、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者にとって理解しやすいものを、常時確認できる状態に置くことが求められる。また、取得等するデータの内容については、個別アプリ事業者、ウェブサイト事業者やスマートフォンの利用者が容易に理解できるほか、データの取得等の状況について外部からの検証を容易に行うことができるような方法で開示がなされることが望ましい。

さらに、法においては日本国内のスマートフォンに係る市場が想定されていることから、規則第 18 条第 3 号において、データの取得等の条件が日本語以外の言語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を付すことと規定されている。日本語の翻訳文は、当該条件の開示と同時に開示することが望ましいが、やむを得ず条件の開示の時点で

日本語の翻訳文を付すことができない場合には、その開示の時に合理的な期限を明示して、当該期限までに日本語の翻訳文を開示することが求められる（同号ただし書）。

エ 開示の内容について

法第 10 条第 1 項に基づき、指定事業者は、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による特定ソフトウェア利用等に伴い取得するデータに関し、当該データの内容を含む取得の条件及び使用の条件並びに個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得に関する条件を開示することが義務付けられている。

（ア）指定事業者によるデータの取得の条件について

指定事業者によるデータ取得の条件の内容についての具体例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 特定ソフトウェアを通じて取得するデータの内容及び取得の目的
- ・ 前記データを取得する方法 等

（イ）指定事業者によるデータの使用の条件について

a 指定事業者によるデータの使用の条件の内容の具体例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 取得するデータのうち指定事業者（又はその子会社等）において使用するデータの内容及び使用目的
- ・ 取得したデータの管理体制 等

b 取得したデータの不当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵守を担保するという法第 10 条の趣旨を踏まえれば、指定事業者が運用するデータの「管理体制」としては、取得したデータを個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある自社（又はその子会社等）の商品又は役務のために使用することを防ぐために、例えば、以下の措置が考えられる。

データの管理部門と商品又は役務の開発部門との間のファイヤーウォールの設置など組織的な措置

データの管理部門や商品又は役務の開発部門におけるデータへのアクセス制御等の技術的な措置

データの共有先（指定事業者内における共有部署、指定事業者以外の者へ共有する場合には、当該外部共有先も含む。）データを取得する部署及びデータの共有を受ける部署におけるデータの保存期間等の内部規律

商品又は役務の開発又は提供の開始に係る各意思決定プロセスにおいて、取得したデータの不当な使用の可能性を探知し、是正することができる仕組み（内部監査）等の内部規律

2753 データへのアクセス記録及び内部規律の運用状況の記録の保存等により外部又
2754 は第三者による検証を可能とする措置並びにデータの管理体制に係る第三者機
2755 関による評価

2756 苦情相談窓口の設置や設置した場合にはその連絡先の公表

2757

2758 c 法第 10 条の規定は、前記のようなデータ管理体制の整備を義務付けるものでは
2759 ないが、法第 5 条の規定に違反するデータの使用を防止するために、こうした措置
2760 等を講ずることが望ましい。前記のデータ管理体制が整備された場合には、指定事
2761 業者及び関係事業者の事業活動に支障のない範囲で開示することが求められ、こ
2762 れにより、法第 5 条及び第 10 条の規定を遵守していることが確認できるようにな
2763 ることが期待される。

2764

2765 (ウ) 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得に関する条件について

2766 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者によるデータの取得の条件の内容の具
2767 体例としては、例えば、以下のものが挙げられる。

2768 ・個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が、自ら提供等を行う個別ソフトウェア
2769 又はウェブサイトに関し、指定事業者が取得したデータを取得することの可否

2770 ・取得することが可である場合のデータの内容

2771 ・取得することが可である場合の取得方法、データ提供の形式

2772 ・取得に申請を要する場合には、当該申請に対する処理期間(申請されたデータの取
2773 得可否の回答期間、取得することが可である場合に当該データが提供されるまで
2774 の期間等) 等

2775 また、当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者を介さずに、指定事業者から、
2776 当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が指定する者に直接データを提供
2777 (直接移転)させることの可否及び可能な場合の方法についても開示することが望
2778 ましい。

2779

2780 (2) スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示

2781 ア 基本的考え方

2782 法第 10 条第 2 項は、指定事業者のデータの取得又は使用に関する条件を、特定ソフ
2783 トウェアを利用するスマートフォンの利用者に開示することによって、当該特定ソフ
2784 トウェアを通じた個別ソフトウェアの利用又はウェブサイトの閲覧に当たり、どのよ
2785 うなデータが取得されているかについて当該利用者が認識しづらい状況を改善し、当
2786 該利用者の当該特定ソフトウェアに係る合理的かつ自主的な利用又は選択の促進を通
2787 じて、指定事業者の取得したデータの不当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵
2788 守を促し、もって個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者の利益の保護を図ろうと

2789 するものである。

2790

2791 イ 開示の対象となるデータについて

2792 前記アの趣旨に照らして、指定事業者が、スマートフォンの利用者に対して、その取
2793 得又は使用の条件を開示すべきデータは、規則第 22 条各号において、法第 5 条各号の
2794 規定の対象となるデータのうち、スマートフォンの利用者に係るデータ及びスマート
2795 フォンの利用者が個別ソフトウェアを利用又はウェブページを閲覧する際に生成され
2796 た又は提供されたデータと規定されている。

2797

2798 ウ 開示の方法について

2799 スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示の方法は、規則第 23 条第
2800 1 号及び第 2 号において、スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用
2801 いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用の状況を容
2802 易に理解できる内容を記載すること、スマートフォンの利用者による当該指定事業者
2803 が提供する法第 10 条第 1 項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中に
2804 おいて、いつでも容易に参照可能であることと規定されている。前記アの趣旨からすれ
2805 ば、スマートフォンを操作する中で分かりやすい場所に掲載する、スマートフォンの利
2806 用者に相当程度の影響のある規約の改正があった場合には必要に応じて改正履歴も掲
2807 載するなど、特定ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者にとって理解しや
2808 すいものを、常時確認できる状態に置くことが求められる。また、スマートフォンの利
2809 用者は、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者と比較して必ずしも十分な専門的
2810 知見を有しているとは限らないことを踏まえ、当該利用者が容易に理解できる内容を
2811 開示することが求められる。

2812 加えて、法においては日本国内のスマートフォンに係る市場が想定されていること
2813 から、規則第 23 条第 3 号において、データの取得等の条件が日本語以外の言語で作成
2814 されている場合には、日本語の翻訳文を付すことと規定されている。日本語の翻訳文は、
2815 当該条件の開示と同時に開示することが望ましいが、やむを得ず条件の開示の時点で
2816 日本語の翻訳文を付すことができない場合には、その開示の時に合理的な期限を明示
2817 して、当該期限までに日本語の翻訳文を開示する必要がある（同号ただし書）。

2818

2819 エ 開示の内容について

2820 スマートフォンの利用者に対する開示の内容は、当該利用者によるデータ利用に関
2821 連する情報に関して、前記（１）エ（ウ）を除く）に同じ。

2822

2823 （３）法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2824 指定事業者は、法第 5 条及び第 10 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2

項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による特定ソフトウェアの利用等に伴い指定事業者が取得するデータ及び指定事業者において使用するデータの概要。

取得したデータに関する指定事業者におけるデータ管理体制に係る説明及び当該データ管理体制が法第5条及び第10条の規定を遵守するために効果的であることに係る根拠。

のデータ管理体制に関し、指定事業者が内部監査又は第三者機関による外部監査を実施している場合には、当該監査の体制及び実施状況（当該監査において問題が発生しなかった事例又は第三者機関による評価なども含む。）の概要。

個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者によるデータ取得申請の処理基準、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得申請の状況及び当該申請の処理状況の概要。

7 法第11条（取得したデータの移転に係る措置）

（1）基本的考え方

法第11条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定を受けたものをいう。以下7において同じ。）に対し、当該指定事業者が提供する特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをいう。以下7において同じ。）をスマートフォンの利用者が利用することに伴い当該指定事業者が取得したデータを、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して円滑に移転するために必要な措置を講ずることを義務付けるものである。

これにより、スマートフォンの利用者が特定ソフトウェアを容易に切り替えることができるようにし、特定ソフトウェア間の競争を促進しようとするものである。

（2）スマートフォンの利用者が指定する者

法第11条は、データの円滑な移転の対象となる者として、スマートフォンの利用者のみならずスマートフォンの利用者が指定する者（以下7において「第三者」という。）も含めている。

この第三者としては、例えば、切替先となる他の特定ソフトウェア事業者や、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを製造し販売する当該指定事業者以外の端末メーカー（以下「OEM事業者」という。）データ転送のための個別ソフトウェア等を提供している事業者が想定され、これらの事業者に対してデータを直接的に提供する方法としては、ケーブル接続、クラウドサービス、APIを用いる方法等が想定される。

(3) データの円滑な移転の方法

ア データ移転の可用性の確保

データの円滑な移転の方法として、データ移転の可用性の確保の観点からは、規則第 24 条第 1 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者がいつでも対象データ（規則第 25 条から規則第 27 条までに規定するデータをいう。以下（ 3 ）において同じ。）の移転を求めることができるようにすることと規定されている。

例えば、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要であることからサービスを一時的に停止するなどの合理的な理由がないにもかかわらず、対象データの移転がごく僅かな日時にしか受けられない場合は、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。他方で、例えば、スマートフォンの利用者が、特定ソフトウェアの切替えのタイミングと関係なく高頻度でデータの移転を求めてサーバーに負荷をかけるなど、法第 11 条の趣旨に反するような行為を行った場合には、対象データの移転をその都度許可しなくとも、同号の観点からは許容される。

イ データ移転に係る操作の簡易性の確保

データの円滑な移転の方法として、データ移転に係る操作の簡易性の確保の観点からは、規則第 24 条第 2 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者が簡易な操作により対象データを移転することができるようにすることと規定されている。

例えば、対象データの移転の要求がスマートフォンの操作のみで完結しなかったり、必要以上に複数のウェブページを何度も遷移しなければならなかったりするなど、対象データの移転に係る操作がスマートフォンの利用者にとって複雑である場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

ウ データの最新性及びフォーマットの汎用性の確保

データの円滑な移転の方法として、データの最新性及びフォーマットの汎用性の確保の観点からは、規則第 24 条第 3 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにすることと規定されている。

例えば、スマートフォンの利用者が対象データの提供を求めたとしても、その時点から数か月以上前の対象データしか提供が受けられない場合や、他の特定ソフトウェア事業者が提供する特定ソフトウェアでは利用が困難なフォーマットでしか当該対象データの移転が受けられない場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。他方で、例えば、スマートフォンの利用者が移転を求める対象データにリアルタイムでアクセスできる API を、他の特定ソフトウェア事業者やデータ移転のための個別ソフトウェア等を提供しているスマートフォンメーカーなどの第三者に提供すること

や、そうした第三者にスマートフォンの利用者が容易にデータを移転できるようにする相互運用可能なデータ形式を提供することは、同号で要求される措置を満たすものといえる。

エ データ移転に要する期間の合理性の確保

データの円滑な移転の方法として、データ移転に要する期間の合理性の確保の観点からは、規則第 24 条第 4 号において、対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすることと規定されている。

例えば、技術的制約等がないにもかかわらず、スマートフォンの利用者が対象データの移転を求めてから通常必要と考えられる標準的な期間を超えて対象データの移転が行われる場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

オ データ移転に係る対価の合理性の確保

データの円滑な移転の方法として、データ移転に係る対価の合理性の確保の観点からは、規則第 24 条第 5 号において、指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようにすることと規定されている。

例えば、対象データの移転に係る対価が設定されず、無償で行われる場合には、同号で要求される措置を満たすものといえる。他方で、例えば、対象データの移転に係る対価が設定されていなくとも、当該対象データの移転を求めるためには指定事業者が提供する何らかの有償サービスへの登録を必須とすることは避けることが望ましい。

カ データ移転に係るサイバーセキュリティの確保等

データの円滑な移転の方法として、データ移転に係るサイバーセキュリティの確保等の観点からは、規則第 24 条第 6 号において、データの移転について、法第 7 条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずることと規定されている。

対象データの暗号化については、エンドツーエンドの暗号化など、機密性の高い方法を採用することが望ましい。また、移転する対象データの中には、スマートフォンの利用者に係るアカウント情報や決済データなど機微な情報が含まれ得ることから、移転する対象データの種類によっては、更に機密性の高い方法を採用する等の対応が行われることが望ましい。

また、データの移転に伴い当該データに係る情報の漏えい、滅失又は毀損のリスクがあることについて、指定事業者がデータの移転を求めるスマートフォンの利用者に必要な注意喚起をすることは、同号の観点からは許容される。

さらに、第三者に対して対象データを直接的に移転する場合に、当該第三者において、サイバーセキュリティの確保等のための対策等が十分に採られているかという観点か

ら指定事業者が審査することは、同号の観点からは許容される。また、当該審査の結果、当該第三者に対する対象データの移転に関してサイバーセキュリティの確保等の観点から問題があると判断される場合には、指定事業者が当該第三者に対する対象データの移転を行わない(すなわち、スマートフォンの利用者に対してのみ対象データの移転を行う)ことは、同号の観点からは許容される。

他方で、当該第三者に対する前記の審査が恣意的なものであれば、当該第三者に係る円滑な対象データの移転を実現することは困難となる。そこで、指定事業者が前記の審査を行う場合には、あらかじめ合理的な内容の審査項目を作成して公表するとともに、当該審査項目に基づいた公正かつ非差別的な運用が行われることが望ましい。

(4) 円滑な移転の対象となるデータ

法第 11 条各号は、「指定事業者が取得した...データ」としているところ、その趣旨は、法遵守の実現可能性の観点から、指定事業者がおよそ移転することが不可能なデータについて移転義務の対象から除く点にある。

「指定事業者が取得した...データ」のうち、規則で定めたデータが移転義務の対象となるところ、その具体例についてはアからウまでのとおりである。

他の特定ソフトウェアを「利用するために有用なデータ」(規則第 25 条第 3 号、第 26 条第 3 号及び第 27 条第 2 号)の範囲については、スマートフォンの利用者におけるニーズ、当該データの移転を可能にするための指定事業者における負担、特定ソフトウェアの分野における技術の変化、関係事業者(OEM 事業者を含む。)における取組の実態等の状況を総合的に考慮した上で判断される。

ア 基本動作ソフトウェアに係るデータの具体例

円滑な移転の対象となる基本動作ソフトウェアに係るデータとして、規則第 25 条に規定するデータの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙げられる。

(ア) 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話及びインターネットの利用に係るデータ

- ・連絡先データ
- ・通話履歴データ
- ・eSIM データ

(イ) 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いたスマートフォンの設定に係るデータ

- ・ディスプレイ設定に係るデータ
- ・ホーム画面のレイアウトに係るデータ

2969	(ウ)前記(ア)及び(イ)のほか、他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利用
2970	するために有用なデータ
2971	・メールアカウントデータ
2972	・メッセージデータ
2973	・インストール済みの個別ソフトウェアの一覧データ
2974	・写真、ビデオ及びアルバムデータ
2975	・カレンダーデータ
2976	・壁紙データ
2977	・パスワード関連データ
2978	
2979	イ アプリストアに係るデータの具体例
2980	円滑な移転の対象となるアプリストアに係るデータとして、規則第 26 条に規定する
2981	データの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙げられる。
2982	(ア)指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウ
2983	ェアに係るデータ
2984	・有料の個別ソフトウェアのダウンロード及び購入履歴データ
2985	・無料の個別ソフトウェアのダウンロード履歴データ
2986	
2987	(イ)指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデー
2988	タ
2989	・メールアドレス、支払手段、年齢証明情報などのアカウントデータ
2990	
2991	(ウ)前記(ア)及び(イ)のほか、他の事業者が提供するアプリストアを利用するた
2992	めに有用なデータ
2993	・スマートフォンの利用者が入力又は登録したデータ
2994	
2995	ウ ブラウザに係るデータの具体例
2996	円滑な移転の対象となるブラウザに係るデータとして、規則第 27 条に規定するデー
2997	タの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙げられる。
2998	(ア)指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータ
2999	・ブックマークデータ
3000	・閲覧履歴データ
3001	
3002	(イ)前記(ア)のほか、他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデー
3003	タ
3004	・拡張機能の一覧データ

3005 ・クレジットカード情報に係るデータ

3006 ・パスワード関連データ

3007

3008 (5) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

3009 指定事業者は、法第 11 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において
3010 規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのそ
3011 の他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられ
3012 る。

3013 ○ データを円滑に移転するために必要な措置について、データ移転の可用性の確保、デ
3014 ータ移転に係る操作の簡易性の確保、データの最新性及びフォーマットの汎用性の確
3015 保、データ移転に要する期間の合理性の確保、データ移転に係る対価の合理性の確保及
3016 びデータ移転に係るサイバーセキュリティの確保等のそれぞれが十分に図られている
3017 ことの説明並びにこれらが十分に図られていることに係る根拠。

3018

3019 8 法第 12 条（標準設定等に係る措置）

3020 (1) 基本的考え方

3021 法第 12 条は、基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者に対して、その指
3022 定に係る基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る標準設定を簡易な操作により変更す
3023 ることができるようにするために必要な措置及び当該標準設定をすることができる複数
3024 の個別ソフトウェア又は役務の選択肢を表示するなどスマートフォンの利用者の選択に
3025 資する措置を講ずることを義務付けるとともに、基本動作ソフトウェアに係る指定事業
3026 者に対しては、当該指定事業者又はその子会社等（以下 8 において「指定事業者等」とい
3027 う。）が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的にインストールする際にス
3028 マートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置及び当該利用者が簡易な操作によ
3029 り当該個別ソフトウェアを消去できるようにするために必要な措置を講ずることを義務
3030 付けている。

3031 これは、スマートフォンの利用者は、当該利用者のスマートフォンにおいてインストー
3032 ルされ標準設定されているブラウザや検索アプリ（特定の検索エンジンを用いた検索役
3033 務の提供を受けるための検索情報（法第 2 条第 6 項に規定する検索情報をいう。）の入力
3034 の用途に供される個別ソフトウェアをいう。以下同じ。）といった個別ソフトウェアや、
3035 ブラウザにおいて標準設定されている検索役務を利用し続ける傾向にあることから、そ
3036 うした個別ソフトウェア又は役務について、当該利用者における選択の機会を確保し、利
3037 用する個別ソフトウェア又は役務を容易に切り替えられるようにすることなどにより、
3038 当該個別ソフトウェア又は役務に係る競争を促進しようとするものである。

3039

(2) 法第 12 条第 1 号イ

ア 「基本動作ソフトウェアに係る標準設定」

法第 12 条第 1 号イの「基本動作ソフトウェアに係る標準設定」とは、基本動作ソフトウェアにより特定の個別ソフトウェア(「アプリ」ということもある。以下 8 において同じ。)が自動的に選択され、起動する設定である(以下(2)及び(3)において単に「標準設定」という。)。具体的には、例えば、スマートフォンの利用者がスマートフォンの画面に表示されるウェブページへのリンク(URL)をクリックすると、当該利用者が都度積極的にある特定のブラウザを選択しなくとも、基本動作ソフトウェアの制御によって特定のブラウザが起動し、当該リンク先のウェブページが表示されるような設定をいう。

また、当該標準設定には、前記の例のほか、基本動作ソフトウェアの機能の一部そのものが、特定の個別ソフトウェアを起動させる場合(例えば、スマートフォンの画面に表示されている文字、画像その他の表示内容が基本動作ソフトウェアの機能の一部によって読み込まれ、当該機能が、当該表示内容に係る検索結果を表示するために特定の検索アプリを起動させる場合が挙げられる。)も含まれる。

なお、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが標準設定として起動しない場合には、当該個別ソフトウェアに関しては、当該指定事業者において、法第 12 条第 1 号イに係る必要な措置を講ずる義務は生じない。また、標準設定をする選択肢となる個別ソフトウェアは、スマートフォンにインストールされているものを対象とすれば足りる。

イ 標準設定の変更のために必要な措置

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号イにおいては、当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが標準設定により起動する場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 1 項各号において、当該措置に求められる最低限の要件として、3 つの要件が規定されている。

(ア) 標準設定を変更する操作画面の見つけやすさ

標準設定の変更のために必要な措置に係る 1 つ目の要件として、規則第 28 条第 1 項第 1 号において、標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面(以下(2)及び(8)アにおいて「操作画面」という。)を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすることと規定されている。

例えば、操作画面にたどり着くまでに多数回の操作を要したり、相当な時間を要したりするような場合は、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

また、とりわけスマートフォンの利用者による利用頻度が高く、かつ簡易な操作で標準設定が変更できない限り当該標準設定された個別ソフトウェアを当該利用者が利用し続ける傾向にあると考えられる主要な個別ソフトウェア(例えば、電話アプリ、メールアプリ、メッセージアプリ、ブラウザアプリ、地図アプリ、ウォレットアプリが該当し得る。)については、当該利用者が操作画面を容易に発見することができるように、スマートフォンの設定アプリにおいて、標準設定の対象となる個別ソフトウェアが集約して表示されるカテゴリーを設け、当該カテゴリーから標準設定の変更を一元的に行うことができるようにすることが求められる。ただし、スマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるためのより適当な方法がある場合には、当該方法を採用することも同号の観点からは許容される。

(イ) 操作画面における説明

標準設定の変更のために必要な措置に係る 2 つ目の要件として、規則第 28 条第 1 項第 2 号において、操作画面において標準設定を変更することができる旨の説明を行うことと規定されている。

スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、操作画面に記載する内容としては、どのようなスマートフォンの利用者であっても当該操作画面において標準設定の変更をすることができる旨を理解できるような内容とすることが求められる。

(ウ) 必要最小限度の操作による標準設定の変更

標準設定の変更のために必要な措置に係る 3 つ目の要件として、規則第 28 条第 1 項第 3 号において、スマートフォンの利用者が標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようにすることと規定されている。

例えば、操作画面において選択肢として表示される各個別ソフトウェアの標章をタップして選択する、各個別ソフトウェアの標章の横に配置されたラジオボタンを選択する、各個別ソフトウェアの標章の横に配置されたスライドボタンをスライドして選択するなどの操作のみによって当該標準設定を変更できる場合は、同号で要求される措置を満たすものといえる。他方で、標準設定を変更するために多数の画面を遷移したり、多数回の操作を要したりするような場合は、基本的には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

また、当該要件に関して、標準設定を変更するための操作が全体として必要最小限度のものになること、すなわち、操作画面において標準設定の変更のための操作を行うと、スマートフォンの利用者により標準設定された個別ソフトウェアが当該標準設定に係る利用場面において、当該基本動作ソフトウェアにより自動的に選択され、

起動することも求められる。例えば、検索アプリについての標準設定の変更により、ブラウザ経由で起動する検索アプリに係る標準設定は変更される一方で、スマートフォンの画面に表示されている文字、画像その他の表示内容を選択することによる検索を行う場合に起動する検索アプリに係る標準設定も同時に変更されない場合は、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

(3) 法第 12 条第 1 号ロ

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号ロにおいては、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置と規定されているところ、規則第 28 条第 2 項各号において、当該措置としての選択画面(標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェア(令第 4 条参照)についての選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下(3)及び(8)イにおいて同じ。)に求められる最低限の要件として、4 つの要件が規定されている。

ア 選択画面の設計に係る事項

選択画面に係る 1 つ目の要件として、規則第 28 条第 2 項第 1 号において、選択画面に表示する個別ソフトウェアの選択肢の選定に係る要件が規定されている。

(ア) 選択肢の選定に係る事項

規則第 28 条第 2 項第 1 号イにおいて、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、選択画面において、スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な選定基準(例えば、国内向けに提供されている当該指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアで利用することのできるアプリストアにおけるダウンロード数の上位であること)に基づき選定された複数の個別ソフトウェアが選択肢として表示されるようにすることと規定されている。

この点について、選択画面に表示する選択肢の数については、スマートフォンの利用者において選択肢を比較しやすくする観点から、標準的な文字等の大きさを前提に、選択肢の一覧がスマートフォンの画面をスクロールせずに全て閲覧できる程度にすることが考えられる。これに加えて、スマートフォンの利用者における自律的な選択の機会を確保するために、選択画面に表示する個別ソフトウェアに係る事業者数なども考慮して必要十分な数とすることが求められるところ、具体的には、4 個又は 5 個程度が考えられる。他方で、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアも含めて 2 個のみを選択肢とすることは、通常、同号イで要求される措置を満たすものとはいえない。

また、選択画面は特定の個別ソフトウェアを宣伝するためのものではなく、選択肢

の選定に係る公平性が確保されることが求められる。例えば、ある個別ソフトウェアを選択画面に表示する選択肢に含める基準に関して、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に何らかの対価を支払うことを求めたり、対価の支払額が大きい順に選択画面に表示する選択肢として選定したりすることは、同号イで要求される措置を満たすものとはいえない。

加えて、選択画面における選択肢については、当該選択画面の表示の時点において、スマートフォンにインストールされていない個別ソフトウェアであっても、前記の選定基準を満たすものであれば、選択画面に表示される選択肢に含めることが求められる。また、一定の基準に基づいて選定される個別ソフトウェアに係る選択肢や選択画面に表示する数についての考え方は、時間の経過により変化すると考えられることから、指定事業者において、当該変化に応じて１年に１回程度を目途として見直すことが望ましい。

なお、規則第 28 条第 2 項第 1 号イのただし書は、選択画面に表示される個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者間の公平性を確保する観点から、ある個別ソフトウェアに係る選択画面の選択肢として表示する個別ソフトウェアは、一の事業者につき一つに限ることを求めている。

(イ) 選択肢に係る表示事項

規則第 28 条第 2 項第 1 号ロにおいて、選択画面に表示される選択肢について、当該個別ソフトウェアの名称、標章及び説明が表示されるようにすることと規定されている。

個別ソフトウェアに係る説明としては、アプリストアに表示されている当該個別ソフトウェアに係る説明を用いたり、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者が提出した説明を用いたりすることが想定される。スマートフォンの画面上の制約等から、当該説明を全て同一の画面に表示することが適当でない場合には、プルダウン形式で当該説明を表示することは、同号ロの観点からは許容される。

(ウ) その他選択画面の設計に求められる事項

規則第 28 条第 2 項第 1 号ハにおいて、選択画面に表示される選択肢の表示の順序その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないことと規定されている。

例えば、選択肢の表示の順序について、最上部（又は最下部）に表示されている選択肢が選ばれやすいという順序バイアスを利用して恣意的に表示順を固定することは、スマートフォンの利用者における自律的な選択を阻害する可能性があるものであり、同号ハで要求される措置を満たすものとはいえない。

また、選択肢に係る文字、標章の大きさ、背景の色その他の表示の内容について特

定の個別ソフトウェアが選択されやすい状態にすることや、選択画面の表示の時点において特定の個別ソフトウェアがあらかじめ選択された状態となっていることも、スマートフォンの利用者による自律的な選択を阻害する可能性があるものであり、同号八で要求される措置を満たすものとはいえない。

イ 選択画面の表示タイミング

選択画面に係る 2 つ目の要件として、規則第 28 条第 2 項第 2 号において、スマートフォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに、当該スマートフォンの利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようにすることと規定されている。

「初回起動後速やかに」とは、例えば、スマートフォンの初回起動後の初期設定のタイミングで選択画面を表示するほか、当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアの初回起動時に選択画面を表示し、選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようにすることをいう。

また、「当該利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようにすること」とは、例えば、スマートフォンの利用者において選択画面における選択を一旦スキップした後に、速やかに選択画面を再度表示しないなど、当該利用者による特定の個別ソフトウェアの選択がされない状態を継続させる場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

他方で、指定事業者に係る指定が行われた日（又は法の施行日）においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、当該指定の日（又は法の施行日）から 1 年以内に、基本動作ソフトウェアのアップデートによるスマートフォンの再起動後や、当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアの初回起動時などのタイミングで選択画面を表示することが求められる。

なお、規則第 28 条第 2 項第 2 号ただし書は、スマートフォンの利用者が行った選択画面における選択を尊重する観点から、当該利用者が既に他のスマートフォンにおいて選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択し、かつ直近で利用していたスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定が初回起動時などに標準設定として引き継がれるスマートフォンについては、例外的に、当該スマートフォンにおいて選択画面を表示しないことが許容される。

ウ 選択画面に係る説明画面の表示

選択画面に係る 3 つ目の要件として、規則第 28 条第 2 項第 3 号において、選択画面において選択を行う前に、その対象となる個別ソフトウェアの種類、標準設定の意義、表示される選択画面において標準設定となる個別ソフトウェアを選択する旨の説明、選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明をそれぞれ記載した画

面（以下（３）において「説明画面」という。）が表示されるようにすることと規定されている。

「表示される選択画面において選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明」とは、例えば、設定アプリによりいつでも変更可能である場合はその旨を説明することをいう。

また、スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、どのような者であっても標準設定として個別ソフトウェアを選択することによる影響などを十分に理解した上で選択を行うことが、当該利用者にとって最も適切な個別ソフトウェアを選択するに当たり重要であることから、前記の説明画面において記載される内容としては、どのような者であっても理解できるような内容とすることが求められる。

エ そのほか選択画面に求められる事項

選択画面に係る４つ目の要件として、規則第 28 条第 2 項第 4 号において、前記アからウまでの要件のほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準設定をすることを阻害しないことと規定されている。

例えば、スマートフォンの利用者が選択画面において選択した個別ソフトウェアが標準設定として起動するために追加的な操作を求めることは、当該操作の回数や複雑性等の態様によっては、当該利用者が選択画面における選択により標準設定をすることを阻害する行為に該当する可能性がある。

具体的には、あらかじめインストールされていない個別ソフトウェアをスマートフォンの利用者が選択画面において選択しようとする、当該個別ソフトウェアをダウンロードする必要がある旨のポップアップが表示され、選択画面を一旦閉じてアプリストアを手動で起動させ、当該個別ソフトウェアのダウンロード及びインストールを行った上で、再度選択画面に戻る操作を要する場合のほか、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが選択画面において選択された場合にはそれ以降選択画面を表示しない一方で、指定事業者等が提供する個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェアが選択画面において選択された場合には、当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが選択されるまで繰り返し選択画面を表示するなど、特定の個別ソフトウェアをスマートフォンの利用者に選択させようと誘導する場合が該当する。

（４）法第 12 条第 1 号ハ

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号ハにおいては、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的に組み込む場合において当該スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 3 項各号において、当該措置に求められる最低限

の要件として、２つの要件が規定されている。

まず、規則第 28 条第 3 項第 1 号において、スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む（追加インストールをすることをいう。）個別ソフトウェアの名称及び機能の概要を示すことと規定されており、規則第 28 条第 3 項第 2 号においては、スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加インストールすることに係る同意の有無を確認することと規定されている。

スマートフォンの利用者に対し当該個別ソフトウェアの概要は、当該利用者が同意するか否かを判断可能な程度に詳細なものとすることが求められ、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンに追加インストールすることに係る同意の有無を確認する時期及び方法については、指定事業者において当該利用者の意思を確認するのに最も適切な時期及び方法を選択し、実施することが求められる。

（５）法第 12 条第 1 号ニ

ア 法第 12 条第 1 号ニに係る具体的考え方

法第 12 条第 1 号ニの「消去...をする」とは、スマートフォンから個別ソフトウェアをアンインストールすることをいう。

また、「スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアその他のスマートフォンの動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できない個別ソフトウェア」として、具体的には、スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアなど、基本動作ソフトウェアと密接に結びついた個別ソフトウェア（例えば、設定アプリ、電話アプリなど）が該当する。

加えて、「消去に相当する操作」とは、例えば、スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアのキャッシュやユーザーデータを削除してスマートフォン端末のストレージの空きを増やすという選択ができるように、当該個別ソフトウェアを不活性の状態にすることなどが該当する。

イ 個別ソフトウェアの簡易な操作によるスマートフォンからの消去のために必要な措置

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号ニにおいては、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去...をすることができるようにするために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 4 項各号において、当該措置に求められる最低限の要件として、２つの要件が規定されている。

まず、規則第 28 条第 4 項第 1 号において、指定事業者が提供する個別ソフトウェアを消去することができる画面を容易に発見することができるようにすることと規定されている。例えば、個別ソフトウェアのアイコンを長押しすることにより消去するため

のポップアップが表示される場合は、同号で要求される措置を満たすものといえる。

また、規則第 28 条第 4 項第 2 号において、スマートフォンの利用者が前記の画面において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようにすることと規定されている。前記のポップアップを通じて、例えば消去に伴う影響の説明も含めて必要な最小限の手順で消去が完了するようにすることが求められる。

(6) 法第 12 条第 2 号イ

ア 「ブラウザに係る標準設定」

法第 12 条第 2 号の「ブラウザに係る標準設定」とは、ブラウザにより特定の検索役務その他の役務が自動的に選択され、提供される設定である（以下（ 6 ）及び（ 7 ）において単に「標準設定」という。）具体的には、例えば、スマートフォンの利用者がブラウザのアドレスバーに検索語句を入力すると、当該利用者が都度積極的にある特定の検索役務を選択しなくとも、ブラウザの制御によって特定の検索役務が選択され提供されるような設定をいう。

イ 標準設定の変更のために必要な措置

ブラウザに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 2 号イにおいては、当該指定事業者又はその子会社等が提供する役務が標準設定により提供される場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 5 項において準用する同条第 1 項各号において、当該措置に求められる最低限の要件として、3 つの要件が規定されている。当該 3 つの要件に係る考え方については、前記（ 2 ）イと同様である。

(7) 法第 12 条第 2 号ロ

ブラウザに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 2 号ロにおいては、令第 5 条で定める当該ブラウザに係る標準設定に係る役務について、当該ブラウザに係る標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置と規定されているところ、規則第 28 条第 6 項において準用する同条第 2 項各号において、当該措置としての選択画面（標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下（ 7 ）及び（ 8 ）エにおいて同じ。）に求められる最低限の要件として、4 つの要件が規定されている。当該 4 つの要件に係る考え方については、前記（ 3 ）と同様である。

なお、基本動作ソフトウェア及びブラウザに係る指定事業者であって、これらのいずれについても法第 12 条に基づき選択画面を表示する義務がある指定事業者に関しては、ス

スマートフォンの利用者における重複する選択の手間を避ける観点から、例えば、当該利用者が法第 12 条第 1 号口の措置としての検索アプリの選択画面において選択した検索アプリに係る検索役務が当該指定事業者のブラウザにおける標準設定としても反映されることになれば、当該利用者に対しては、ブラウザに係る指定事業者としての検索エンジンに係る選択画面の表示も行われたものとして、改めてブラウザに係る指定事業者としての検索エンジンに係る選択画面の表示を行わないことも、同号の観点からは許容される。

(8) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者は、法第 12 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

ア 法第 12 条第 1 号イについて

個別ソフトウェアについて、基本動作ソフトウェアに係る標準設定を可能にするための基準又は条件を当該基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が設けている場合には、当該基準の概要。

基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するための操作画面における当該標準設定の対象となる個別ソフトウェアの選択肢の表示順序を決定するために用いられる主要な事項の説明（個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）。

イ 法第 12 条第 1 号ロについて

個別ソフトウェアに係る選択画面に表示する選択肢に係る選定基準の詳細及び当該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した場合には当該変更の内容及び当該変更の理由。

個別ソフトウェアに係る選択画面を表示するようにした対象端末の範囲に関する状況。

ウ 法第 12 条第 2 号イについて

- ブラウザに係る指定事業者の当該ブラウザに係る標準設定を変更するための操作画面（ブラウザに係る標準設定の対象である役務についての標準設定を変更することができる画面をいう。）における当該標準設定の対象となる役務の選択肢の表示順序を決定するために用いられる主要な事項の説明（他の事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）。

エ 法第 12 条第 2 号ロについて

ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面に表示する選択肢に係る選定基準の詳細及び当該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した場合には当該変更の内容及び当該変更の理由。

ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面を表示するようにした対象端末の範囲に関する状況。

9 法第 13 条（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）

（１）基本的考え方

法第 13 条は、基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者が、その指定に係る特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをいう。以下 9 において単に「特定ソフトウェア」という。）について、同条各号に定める他の個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者（以下 9 においてそれぞれ「個別アプリ事業者」及び「ウェブサイト事業者」といい、これらを総称して「他の事業者」という。）に対して当該特定ソフトウェアを提供する際に、特定ソフトウェアの仕様若しくは利用に係る条件（以下 9 において「仕様等」という。）を設定し、又はこれらを変更することや、特定ソフトウェアの利用の全部又は一部を拒絶することがある（以下 9 において「仕様等の変更等」と総称する。）ところ、このような仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するために必要な措置を講ずることを指定事業者に義務付けるものである。

指定事業者が、仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するために必要な措置を十分に講じなければ、他の事業者に対して予期せぬ不利益を生じさせ得ることから、当該措置に透明性及び公正性が確保された形で当該措置を講ずることを指定事業者に義務付けることで、特定ソフトウェアを利用する他の事業者間の公正な競争環境を確保しようとするものである。

（２）法第 13 条の規定により指定事業者が講じなければならない措置の内容

指定事業者が、仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するための必要な措置として講じなければならない内容については、規則第 29 条各号において、法第 13 条各号に規定する特定ソフトウェアの区分に応じ、それぞれ規定されている。

ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講じなければならない措置

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者については、規則第 29 条第 1 号において、仕様等を開示する措置、仕様等を変更するときは、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示する措置、利用の全部拒絶をするときは、合理的な期間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨

3400 及び理由を開示する措置、
3401 利用の一部拒絶をするときは、その利用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置
3402 並びに
3403 仕様等の変更等に係る苦情の処理その他の体制を整備する措置
3404 を講ずることと規定されている。

3405 及び の措置の相手方は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が当該基本動
3406 作ソフトウェアを利用することを直接許容し、継続して当該基本動作ソフトウェアを
3407 利用する個別アプリ事業者に限定されている。例えば、指定事業者が基本動作ソフトウ
3408 ェアの利用に関する事前審査を行っていない個別ソフトウェアを代替アプリストア経
3409 由で提供している個別アプリ事業者については、措置の相手方には含まれない。

3410

3411 イ アプリストアに係る指定事業者が講じなければならない措置

3412 アプリストアに係る指定事業者については、規則第 29 条第 2 号において、前記アの
3413 から までと同様の措置を講ずることと規定されており、これらの措置の相手方は、
3414 個別アプリ事業者である。

3415

3416 ウ ブラウザに係る指定事業者が講じなければならない措置

3417 ブラウザに係る指定事業者については、規則第 29 条第 3 号において、仕様を開示
3418 する措置、仕様を変更するときは、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由
3419 を開示する措置並びに 仕様の設定又は変更に係るウェブサイト事業者の意見の考慮
3420 等のために必要な体制及び手続を整備する措置を講ずることと規定されており、これ
3421 らの措置の相手方は、ウェブサイト事業者である。

3422

3423 エ 「仕様」及び「利用に係る条件」

3424 「仕様」とは、データの処理の仕組み等であるが、そのうち、「特定ソフトウェアを
3425 利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を
3426 有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」に限られ、かつ、
3427 「公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるもの」
3428 は除かれる。また、例えば、指定事業者も参加する業界団体において策定され公表され
3429 る業界標準については、ここでいう「仕様」には含まれない。

3430 「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることそ
3431 の他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められる
3432 もの」については、例えば、ブラウザの仕様のうち、その変更により当該ブラウザで表
3433 示されるウェブページのレイアウトが大幅に変わってしまうものなど、ウェブサイト
3434 事業者のウェブページの表示の判読性や当該ウェブページの閲覧者であるスマートフ
3435 ォンの利用者の操作性を決定づけるもののほか、その変更によりウェブページの表示

に伴い得られる情報を事業活動に用いるウェブサイト事業者が当該情報を得られなくなるものは、これに該当する。他方で、バグ（プログラムの誤り又は欠陥をいう。）の修正に伴って変更される仕様のよう、ウェブページの表示やその閲覧者であるスマートフォンの利用者の操作を決定づけるものではない仕様は、これに該当しない。また、指定事業者の知的財産権として保護される情報を含む仕様であって、当該仕様を開示することにより当該権利が侵害されるおそれがあるものも、これに該当しない。「公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるもの」については、例えば、アプリストアにおける検索結果の表示順位に関するアルゴリズムに係る情報のうち、公開されるとその表示順位の決定に係る仕組みを悪用され、スマートフォンの利用者による実際の評価が反映されずに当該検索結果が表示されるなど、結果としてスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるといえるものが該当する。

なお、「仕様の変更」については、「利用に係る条件」と比べて、バグの修正に伴う随時の変更など、その変更の頻度が高いと考えられるところ、仕様の軽微な変更については法第 13 条の開示義務の対象から除外されている。

また、「利用に係る条件」とは、指定事業者の規約又は契約等で定められている、他の事業者が当該指定事業者の特定ソフトウェアを利用するために必要となる一般的な条件のことをいう。「仕様」と異なり、「利用に係る条件」は、指定事業者と他の事業者との間の取引関係の基礎となる事情であることから、その取引の透明性及び公正性を確保する観点で、特定の場合を除外することなく、法第 13 条の開示義務の対象となる。

オ 「利用の全部拒絶」及び「利用の一部拒絶」

前記アのとおり、特定ソフトウェアの利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶（以下 9 において「利用の拒絶」と総称する。）は、個別アプリ事業者に対して行われると考えられるところ、「利用の全部拒絶」とは当該個別アプリ事業者のデベロッパアカウントの停止措置、「利用の一部拒絶」とは当該個別アプリ事業者が提供する一部の個別ソフトウェアの停止措置、基本動作ソフトウェア又はアプリストアの機能の一部の停止措置をいう。

（３）仕様等を開示する措置

指定事業者が、仕様等を開示する措置を講ずる際における、その開示の方法及び開示の際に含むべき事項については、規則第 30 条において規定されている。

ア 開示の方法

仕様等の開示の方法については、規則第 30 条第 1 項において以下のとおり規定されている。

明確かつ平易な表現を用いること

いつでも容易に参照可能であること

開示する情報（国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報を除く。）が日本語で作成されていない場合は、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと

及び の観点からは、指定事業者の社内のみで用いられている独自の用語を用いたり、曖昧な表現を多用したりしないことが求められるとともに、ある一定の時期にのみ開示を行ったり情報開示の対象を他の事業者の一部に限定したりしないことが求められる。

また、利用に係る条件が記載されている利用規約等が膨大な分量となる場合は、その中に特定ソフトウェアを利用する他の事業者にとって重要な情報が埋もれてしまう場合もあることから、例えば、利用規約等のうち重要な情報については、他の事業者向けヘルプページ又はブログ等の情報を集約したウェブページに表示し、当該ウェブページに検索機能を設けるなど、当該他の事業者が探したい情報を容易に見つけられる取組を行うことが望ましい。

の観点からは、グローバルに事業を展開する指定事業者においては、仕様等の原文が日本語以外の言語で作成されることが少なくないのに対し、日本国内で事業活動を行う他の事業者の多くは国内企業であることが想定されることから、指定事業者及び他の事業者間の透明性及び公正性を確保するために、開示する仕様等については、原則としてその日本語の翻訳文を付すことが求められる。ただし、例えば、プログラム言語により記述された技術情報など、基本動作ソフトウェアに関する国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報については、日本語の翻訳文を付す必要はない。

なお、仕様等は、量が膨大であることや内容が複雑であること等を理由に、その日本語の翻訳文の作成に時間を要する場合も考えられることから、日本語以外の言語で記載された仕様等の原文について、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができない場合も想定される。この場合であっても、指定事業者は、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付すことが求められる。

このとき、明示さえすればどのような期限でもよいわけではなく、日本語の翻訳文を準備するために必要となる合理的な期限を明示することが望ましい。

イ 開示事項

指定事業者による開示の対象となる事項（以下「開示事項」という。）については、規則第 30 条第 2 項第 1 号において基本動作ソフトウェアに係る開示事項が、同項第 2 号においてアプリストアに係る開示事項がそれぞれ規定されている。

これらの開示事項は、特定ソフトウェアを利用する他の事業者にとっての透明性及び公正性の向上に資するという観点から、特に、利用に係る条件に「含めて」開示されるべきものとして規定されたものである。したがって、これら以外に仕様等に該当する

事項があれば、開示の対象となる事項に含まれる。

これらの開示事項の中には、法の他の規定の遵守に向けた指定事業者の取組について、他の事業者から見た透明性の向上を図り、他の事業者の保護を図るためのものもあり、指定事業者においては、規則第 30 条第 2 項各号に規定された事項の開示を通じて、法全体の遵守に取り組むことが求められる。

これらの開示事項のうち、特定ソフトウェアの利用に併せて個別アプリ事業者に自己が指定する商品の購入又は役務の有償提供を要請する場合におけるその内容及び理由（規則第 30 条第 2 項各号ロ）については、指定事業者が利用規約等によらずに特定のサービスの利用を強制する場合であっても、開示することが求められる。

また、アプリストアに係る事業において商品又は役務に係る情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項（規則第 30 条第 2 項第 2 号ヘ）は、スマートフォンの利用者が検索により求める情報が表示された結果の順位だけでなく、検索によらず指定事業者が提示したカテゴリーごとの順位やおすすめ順を表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項も含む。さらに、これらの表示順位は、スマートフォンの利用者の購買行動等に大きな影響を及ぼすものであり、個別アプリ事業者は、通常、このような表示順位を決定するための主要な事項に関してスマートフォンの利用者が合理的な行動を採ることを想定し、個別ソフトウェアの改修等を行うことから、指定事業者は、表示順位を決定するための主要な事項をスマートフォンの利用者に対しても開示することが望ましい。

同様に、おすすめ等の強調表示も、スマートフォンの利用者の購買行動等に大きな影響を及ぼすことから、当該表示の内容を決定するために用いられる主要な事項（規則第 30 条第 2 項第 2 号ト）も含めて開示することが求められる。

規則第 30 条第 2 項第 2 号リの規定において、指定事業者が個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供した商品又は役務の対価として当該指定事業者が支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保する場合におけるその内容及び条件の開示が求められるが、支払留保は個別アプリ事業者のキャッシュフローに多大な影響を与えることから、実際に指定事業者が支払留保をする場合は、その内容及び理由を当該支払留保の相手方である個別アプリ事業者に開示することが望ましい。

なお、その支払留保の内容又は理由によっては、当該支払留保それ自体が法第 6 条の規定に違反する場合もある。

（４）仕様等の変更及び利用の拒絶に当たっての開示に係る措置

指定事業者が、仕様等の変更又は利用の拒絶をするに当たって、合理的な期間を確保し、規則第 29 条各号ロに規定する開示事項を開示する措置を講ずる際における、合理的な期間の確保を含む開示の方法及び時期並びに開示義務等の例外については、仕様等の変更の場合は規則第 31 条、利用の全部拒絶の場合は規則第 32 条、利用の一部拒絶の場合は

規則第 33 条においてそれぞれ規定されている（以下（４）において規則第 31 条から規則第 33 条までを「各条」と総称する。）。

ア 開示事項

指定事業者が仕様等の変更を行うに当たっての開示事項については、規則第 29 条各号口において、その変更の内容及び理由と規定されている。当該変更の内容としては、変更箇所及び変更後の仕様等の情報を開示することが求められる。例えば、アプリストアについては、個別アプリ事業者の事情を勘案し、変更箇所及び変更後の仕様等の情報が開示されただけでは当該変更の趣旨が分からない場合には、当該変更の内容として、変更前の仕様等の情報も併せて開示し、どの部分についてどのように変更したのかを示すことが考えられる。

指定事業者が利用の全部拒絶をするに当たっての開示事項については、規則第 29 条第 1 号八及び第 2 号八において、その利用の全部拒絶をする旨及び理由と、指定事業者が利用の一部拒絶をするに当たっての開示事項については、規則第 29 条第 1 号二及び第 2 号二において、その利用の一部拒絶の内容及び理由と規定されている。例えば、アプリストアについては、個別アプリ事業者の事情を勘案し、個別アプリ事業者が異議申立てを行ったり、速やかなアカウントの回復のための改善策を講じたりすることができ程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められる。また、具体的な利用規約違反を理由とする利用の拒絶の場合は、当該違反に係る利用規約の条項を抜粋して開示するといった対応が行われることが望ましい。

なお、規則第 34 条による苦情対応等の体制及び手続整備義務に基づき、アカウント停止等により特定ソフトウェアである基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用を拒絶された個別アプリ事業者からの問い合わせに丁寧に対応することが求められる。また、利用の拒絶が誤った判断に基づくものであった場合には、利用できなかった間に個別アプリ事業者に生じた損失の補償の要否の検討等、個別アプリ事業者の利益に十分配慮した取組を行うことが望ましい。

イ 開示の方法及び時期

指定事業者による情報の開示の方法及び時期については、各条第 1 項において規定されている。

開示の方法については、各条第 1 項第 1 号において、指定事業者が仕様等の変更又は利用の拒絶をするときは、他の事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて必要な情報を開示することと規定されている。仕様等の変更や利用の拒絶によって他の事業者に具体的にどのような対応が必要となるかが予見可能になる程度に、又は他の事業者に生じる不利益の内容を十分に理解できる程度に、指定事業者は、他の事業者に対して必要な情報を開示することが求められる。

また、利用に係る条件が記載されている利用規約等が改定される場合には、特定ソフ

トウェアを利用する他の事業者にとって重要な改定箇所が明らかになるように、改定箇所を対照表にするなど分かりやすく開示することが望ましい。

加えて、開示する情報については、各条第 1 項第 2 号において、他の事業者から求めがあるときは、遅滞なく日本語で翻訳した内容を開示することと規定されている。日本語の翻訳文の開示は、仕様等の変更内容や利用の拒絶の理由を正しく理解するための前提となるものであるから、例えば、書面や電子メール等による一方的な通知に終始するのではなく、仕様等の変更及び利用の拒絶に関する問い合わせ窓口には日本語が堪能なスタッフを配置する等して、日本語での双方向のコミュニケーションを支障なく行うことが望ましい。

最後に、開示の時期については、各条第 1 項第 3 号において、仕様の変更の場合は、当該変更の内容に応じた合理的な日数を確保した日までに、利用に係る条件の変更の場合は、当該変更を行う日の 15 日前の日（他の事業者が当該変更により生じる作業又は調整のため 15 日より長い日数を要すると見込まれるものについては、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日）までに（ただし、個別アプリ事業者の同意がある場合はこれよりも短い日とすることができる。）

利用の全部拒絶の場合は、当該拒絶をする 30 日前の日までに、利用の一部拒絶は、当該拒絶をする時までに、それぞれ開示することと規定されている。

指定事業者においては、規則で定められた各期間を確保した上で他の事業者に情報を開示することが求められる。

このうち、 の「当該変更の内容に応じた合理的な日数」に関して、当該仕様の変更の内容が他の事業者に与える影響が大きい場合には、十分な時間的猶予を持って開示を行うことが求められる。

また、個別の事例において特に必要な場合には、規則で定められた開示時期よりも前に余裕を持って開示するなど、他の事業者の事業運営に配慮した取組が行われることが望ましい。特に、 の利用の一部拒絶のうち個別ソフトウェアの停止措置については、個別アプリ事業者に対する影響が大きいことから、当該利用の一部拒絶が行われる直前に開示されるのではなく、個別アプリ事業者への影響を考慮して早期に開示されることが望ましい。

ウ 開示義務等の例外

情報の開示義務等の例外については、各条第 2 項において規定されている。

まず、 利用に係る条件の変更の内容が極めて軽微な場合、 法令等に基づく場合で、かつ、速やかに仕様等の変更を行う必要がある場合、 サイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良

の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに仕様等の変更を行う必要がある場合については、遅滞なく、変更の内容及びその理由を開示すれば足りる。例えば、については、他の事業者が改修作業等の対応をする必要がなく、その事業活動に影響を及ぼさない程度のものは、極めて軽微な場合といえる。また、については、行政機関が法令に基づき指定事業者に対して仕様等の速やかな変更を求める処分等を行い、指定事業者がこれに応じる必要がある場合などが考えられる。さらに、については、データの漏えい、滅失又は毀損の防止などサイバーセキュリティの確保等のための措置を行う場合などが考えられる。

また、利用の全部拒絶のうち、個別アプリ事業者が反復して利用に係る条件に違反し、かつ、特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがある場合、個別アプリ事業者が暴力団員等に該当するおそれがある場合、法令等に基づく場合で、かつ、その理由を開示することにより指定事業者、スマートフォンの利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがある場合、法令等に基づく場合で、かつ、速やかに当該拒絶をする必要がある場合、サイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに当該拒絶をする必要がある場合が、例外事由とされている。それぞれ、及びの場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨、の場合は利用の全部拒絶をする日の 30 日前の日までに当該拒絶をする旨、及びの場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示すれば足りる。このうち、については、例えば、指定事業者のその指定に係るアプリストアについて利用に係る条件に違反する同内容の個別ソフトウェアを繰り返し申請することで、当該アプリストアにおける審査業務に支障が生じるような場合が考えられる。

さらに、利用の一部拒絶についても、利用の全部拒絶の例外事由と同様の規定を置いている。

なお、事前通知のない即時アカウント停止措置を行うなどして特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をすることや、事前通知のない個別ソフトウェアの停止措置を行うなどして特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をすることは、個別アプリ事業者のみならず、個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者にも大きな影響がある。そのため、指定事業者が利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶をする場合には、当該指定事業者は、前記の各例外事由の該当性の判断を慎重に行うことが求められる。また、例外事由に該当すると思われる場合であっても、例外規定の適用の必要性及び相当性も併せて十分に検討し、必要に応じて原則通り利用の全部拒絶又は一部拒絶に係る事前通知をすることが望ましい。

また、前記の各例外事由(, , 及び)に該当する場合であっても、仕様等の変更や利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶に係る情報を「遅滞なく」開示することが求められる。個別アプリ事業者への不測の不利益の防止という法第 13 条の趣旨に照らせ

ば、指定事業者が、合理的な理由なく長期間にわたり当該情報の開示をしない場合には、
法第 13 条の規定に違反する。

(5) 苦情の処理その他の体制を整備する措置

苦情の処理その他の体制を整備する措置については、法第 13 条各号に規定する特定ソフトウェアの区分に応じ、それぞれ規則第 34 条第 1 項から第 3 項までにおいて規定されている。

基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者は、仕様等の変更等が公正に行われることを確保するための体制整備、苦情処理及び紛争解決のための体制整備、国内管理人の選任、他の事業者の意見その他の事情を十分に考慮するための措置を講ずることと規定されている。ただし、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者については、及びの措置に関して、(a)ウェブサイト事業者及び(b)指定事業者が当該基本動作ソフトウェアを利用することを直接許容し、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者以外の個別アプリ事業者が措置の相手方から除外されている。

また、ブラウザに係る指定事業者については、及び（ただし、その仕様の設定又は変更に係るものに限る。）の措置のみを講ずることと規定されている。

ア 仕様等の変更等が公正に行われることを確保するための体制整備

指定事業者による仕様等の変更等は、公正に行われることが必要であり、指定事業者においてはこれを確保するための体制及び手続の整備が求められる。

指定事業者は、仕様等の変更等を行うに当たって、一貫性及び公平性のある判断がなされる適切な仕組みを構築するとともに、他の事業者に与える影響等を考慮して、必要に応じて他の事業者の利益に配慮した適切な対応が行われるようにするための適切な仕組みを整備すること、仕様等の変更等に係る公正性の向上を図る適切な仕組みを整備することが求められる。

に関する対応の例として、指定事業者が特定ソフトウェアの利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶をするときに一貫性及び公平性のある判断がなされることを確保するために、客観的に明確な判断の基準を定め、当該基準に従って適切な判断を行うための審査体制及び手続を整備することや、個別アプリ事業者に与える不利益等を考慮し、必要に応じて、規則第 30 条から第 33 条までの規定で求められる範囲を超えて適切な対応を行うための仕組みを整備することが考えられる。また、に関する対応の例として、前記の審査体制及び手続等の運用に関して、事後検証及び運営改善を実施するための体制及び手続を整備することが考えられる。

なお、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者においては、法第 6 条の規定に基づき、個別アプリ事業者に対する不当に差別的な取扱いその他の不公正

な取扱いが禁止されているところ、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備は、法第6条の規定の遵守にも資するものである。

イ 苦情処理及び紛争解決のための体制整備

指定事業者においては、仕様等の変更等に関する個別アプリ事業者からの苦情等に適切に対応するため、苦情等の申出を行うための方法を個別アプリ事業者に開示することを含め、苦情の処理及び紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備が求められる。

指定事業者は、苦情及び紛争の原因となった事象を、重要性和複雑さに応じて、適切かつ迅速に処理して解決するための体制及び手続を整備すること、苦情及び紛争を端緒として、仕様等の変更等に係る公正性の向上を図る適切な仕組みを整備することが求められる。

例えば、に関する対応として、個別アプリ事業者からの苦情を適切かつ迅速に処理するための基本方針、対応マニュアル及び業務フロー等を構築するとともに、対外的に苦情の申出又は協議の申入れを受け付ける窓口(担当部署、担当者、連絡先等を含む。)を設けることが考えられる。また、に関する対応として、指定事業者が設置した苦情専用フォームに寄せられた苦情及び紛争の内容、件数、件数の増減及びその理由の分析を行い、このような分析を通じて得た情報を仕様等の変更等に活用することが考えられる。

ウ 国内管理人の選任

指定事業者は、国内に所在する多数の関係者の多様な事情を効率的に把握し、当該関係者の意見や知見を踏まえて、適切な対応を行うことができるように、個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者(以下「国内管理人」という。)を選任することが求められる。

国内管理人については、指定事業者と個別アプリ事業者その他の関係者との間の調整を必要に応じて適切に実施することができる仕組みを整備することが望ましい。この観点からは、例えば、国内管理人が適切に調整業務を実施できるように、その補助者として適切な部署の担当者も併せて選任し、個別アプリ事業者その他の関係者と十分なコミュニケーションを取ることができる体制を整備することが考えられる。

エ 他の事業者の意見その他の事情を十分に考慮するための措置

基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者は、個別アプリ事業者の意見等を適切に把握し、個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずることが求められる。

指定事業者は、個別アプリ事業者の意見その他の事情を理解するための仕組みを構築すること、個別アプリ事業者の意見その他の事情を踏まえて特定ソフトウェアの提供に関して有効に利用する適切な仕組みを整備することが求められる。

例えば、及び双方の観点からの対応として、仕様等の変更等に関して、個別アプリ事業者その他の関係者の意見を十分に聴取して理解するための仕組みを構築し、必要に応じて、その結果を仕様等の変更等に係る業務に反映することが考えられる。この際、小規模な個別アプリ事業者は仕様等の変更等の対応に追われて協議をする余裕がないことや、報復を恐れて匿名性を維持したいニーズが考えられること、個別アプリ事業者の意見を集約した方が効率的な協議ができる場合もあること等から、指定事業者は、個社のみならず、団体からの協議や意見の申入れについても対応することが考えられる。

また、前記(ウ)の国内管理人の選任の義務の対象外であるブラウザに係る指定事業者についても、例えば、ブラウザの仕様の設定又は変更により、ウェブページの表示に伴い得られる情報を事業活動に用いるウェブサイト事業者が当該情報を得られなくなることによって当該ウェブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響が生じる場合には、国内のウェブサイト事業者の意見等を十分に考慮することが特に必要となると考えられる。

(6) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者は、法第13条の規定の遵守の状況について、規則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある。同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

規則第30条に基づく開示の対象となる仕様及び利用に係る条件(日本語に翻訳した最新のもの)を表示するウェブページに係るURL。

規則第34条に基づいて整備した体制及び手続により実施された内容(個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者から意見等の申出があった場合には、当該申出に係る意見等の概要並びに当該申出に対する指定事業者の回答及び対応結果を含む。)

第4 遵守報告についての考え方

1 法の円滑かつ適切な運用の観点を踏まえた遵守報告に係る基本的考え方

法の円滑かつ適切な運用のためには、指定事業者に対し、法第5条から第9条までの禁止行為に係る規定(以下第4において「禁止規定」という。)に違反する行為の防止及び法第10条から第13条までの講ずべき措置に係る規定(以下第4において「措置規定」という。)の遵守のために指定事業者が講じた措置について公正取引委員会が確実に把握できるようにすることが重要である。また、仮に指定事業者による禁止規定に違反する疑い

のある行為が認められる場合及び措置規定が遵守されていない疑いがある場合には、公正取引委員会が当該指定事業者に対する調査を可能な限り迅速に行うことができるようにする必要がある。

この観点から、指定事業者は、法第 14 条第 1 項に基づき公正取引委員会に提出する報告書（以下「遵守報告書」という。）において、禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定を遵守するために講じた措置の内容のほか、これらの法の規定の遵守状況の確認のために必要な事項について、指定事業者の説明資料を含め、遵守報告書の記載内容の裏付けとなる根拠資料を添えて、具体的に説明することが求められる。

特に、サイバーセキュリティの確保等の観点からの正当化事由に関しては、法の規定に違反する疑いのある行為が認められた場合の事実関係及び指定事業者の主張の把握を円滑に行うことが重要であることから、指定事業者は、自らの行為が当該正当化事由に該当する旨を合理的かつ具体的に説明することが求められる。

公正取引委員会は、指定事業者から提出のあった遵守報告書の内容を確認し、必要に応じて報告依頼又は独占禁止法第 40 条に基づく報告命令を行うなどして遵守報告書の記載内容に関するより詳細な事項を把握しながら、指定事業者における法の規定の遵守状況を確認する。当該遵守状況の確認に当たって必要な場合には、公正取引委員会は、後記第 5 のとおり、関係行政機関に意見を求めることがあるほか、指定事業者以外の関係事業者等から意見を聴くことがある。

また、公正取引委員会は、法第 14 条第 2 項に基づき、指定事業者を含む事業者の秘密に係る記載を除いて遵守報告書を公表する。その際、遵守報告書の記載内容が事業者の秘密に当たるかどうかについては、指定事業者の説明を適切に反映しつつ、公正取引委員会が判断することになる。

2 遵守報告書により報告すべき具体的内容

（１）指定事業者の事業の概要に関する事項

指定事業者における特定ソフトウェアの提供等に係る事業を正確に把握し、法の規定の遵守状況の確認に当たって参照する目的の下、法第 14 条第 1 項第 1 号では、指定事業者の事業の概要に関する事項を報告することを定めており、具体的な報告事項については、規則第 36 条第 1 項において規定されている。

すなわち、指定事業者は、特定ソフトウェアごとに、遵守報告書において、

ア 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

イ 前記アの利用に係る条件の内容について、前回報告時点からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

ウ 特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

エ 前記ウの仕様について、前回報告時点からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）

箇所及び当該変更の趣旨の説明

を公正取引委員会に対して報告することが求められる。

(2) 法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定の遵守のための措置に関する事項を把握し、指定事業者における法の規定の遵守状況を確認する観点から、法第 14 条第 1 項第 2 号では、法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項を報告することを定めており、具体的な報告事項については、規則第 36 条第 2 項において規定されている。

指定事業者は、前記第 3 の条項ごとに記載した「法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項」の内容も踏まえて、遵守報告書において、法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項を公正取引委員会に対して報告することが求められる。

(3) その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

前記(1)及び(2)のほか、法の規定の遵守状況を確認する観点から、指定事業者は、遵守報告書において、以下の事項を公正取引委員会に対して報告することが求められる。

ア 法の規定の遵守のために必要な措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容

禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定の遵守のために必要な措置に関しては、個別アプリ事業者やスマートフォンの利用者を始めとする利害関係者との協議その他の意見を考慮するための仕組みが有効である。当該措置の設計段階から、こうした利害関係者との協議等を行うことが指定事業者には期待される。

そうした利害関係者との協議等として、例えば、基本動作ソフトウェアに係る機能の利用についての個別アプリ事業者との協議などアプリストアの利用に係る条件についての個別アプリ事業者との協議が想定される。

利害関係者との協議等についての報告としては、例えば、禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定の遵守のために必要な措置の実施の一環として行われる場合には、法の規定の遵守状況を公正取引委員会が確認するに当たっての関連情報であることから、指定事業者においては、当該協議に関し、当該協議の進捗状況など、規定の遵守に関連する事項の報告が考えられる。

イ その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

法第 18 条の排除措置命令又は法第 30 条の勧告若しくは命令（以下イにおいて「排除措置命令等」という。）が指定事業者に対してなされた場合、基本的には、当該排除措置命令等において、当該排除措置命令等に基づき講じた措置の履行状況等を報告す

ることも併せて求めることとなるが、指定事業者においては、遵守報告書において、当該排除措置命令等に基づき報告することとなる措置の履行状況以外に、当該排除措置命令等に基づき講ずる措置に関して報告すべき事項があれば、当該事項を報告することが求められる。

また、公正取引委員会が、指定事業者が法第 23 条に基づき申請した排除措置計画又は法第 27 条の排除措置確保計画（以下「確約計画」と総称する。）を認定した場合、当該指定事業者は、当該確約計画に沿って必要な措置を講ずることになる（なお、確約計画に関しては、これらに係る運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から策定された「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針」を参照のこと。）ところ、指定事業者においては、遵守報告書において、当該確約計画に基づき報告することとされた措置の履行状況以外に、当該確約計画に基づき講ずる措置に関して報告すべき事項があれば、当該事項を報告することが求められる。

そのほか、指定事業者が遵守報告書の趣旨に照らして記載すべき事項があると思料すれば、当該事項を遵守報告書に記載することが望ましい。また、公正取引委員会は、法の運用に関連する指定事業者とのコミュニケーションの中で、遵守報告書の趣旨に照らして指定事業者が遵守報告書に記載すべき事項があると認められるときは、当該事項について遵守報告書に記載するよう当該指定事業者に伝達するとともに、必要に応じて、遵守報告書の記載事項を定める規則を改正することとする。

第 5 関係行政機関との連携の在り方

1 関係行政機関との連携に係る基本的考え方

法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等を図りつつ、競争環境の整備を進めることが求められるところ、公正取引委員会と関係行政機関が緊密な連携を行う必要がある。サイバーセキュリティの確保等の観点についての関係行政機関の専門的見地から検討された意見も踏まえながら、公正取引委員会が個別の事案についての判断を行っていくことが、法の効果的な運用のために重要である。

2 具体的な連携の流れ

（１）法第 7 条及び第 8 条の正当化事由に係る連携について

法第 7 条ただし書又は第 8 条ただし書の規定の適用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等の重要性に鑑み、法第 43 条第 1 項及び第 3 項に基づき、以下のような連携を行うこととする。

ア 公正取引委員会は、指定事業者の行為に係る法第 7 条ただし書又は第 8 条ただし書の規定への該当性について、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して意見を求めることとする。

イ 前記アの意見の求めを受けた関係行政機関は、その内容を専門的見地から検討し、公

3868 正取引委員会に対して、法第 7 条ただし書又は第 8 条ただし書の規定の適用の観点から、意見を述べることができる。

3870 なお、前記アの意見の求めがなくとも、関係行政機関が指定事業者等の主張に基づいて必要があると認めるときは、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。また、必要に応じて、公正取引委員会は、指定事業者に対し、関係行政機関の意見の内容を確認させ、意見を述べる機会を設けることとする。

3874 ウ 公正取引委員会は、前記イの関係行政機関の意見を十分に斟酌して、法第 7 条又は第 8 条への違反の有無についての判断を行うこととする。

3876 エ 公正取引委員会及び関係行政機関は、上記の連絡等のための窓口を相互に設置することとする（当該窓口は、後記（ 2 ）の連絡等においても活用することとする。）。

3878

3879 （ 2 ）その他の連携について

3880 そのほか、指定事業者から、法第 7 条ただし書又は第 8 条ただし書の規定の適用以外に関して、禁止行為又は講ずべき措置についての主張がなされる場合が考えられる。

3882 そのような場合において、公正取引委員会は、法第 43 条第 2 項に基づき、法の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、意見を求めることとする。また、意見を求められた当該関係行政機関は、その専門的な見地から検討し、法の施行に必要な観点から、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

3886 なお、関係行政機関は、公正取引委員会からの意見の求めがなくとも、関係行政機関が指定事業者等の主張に基づいて必要があると認めるときは、同条第 4 項に基づき、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。